

# 渋川市総合計画

やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち



群馬県渋川市



## やすらぎとふれあいに満ちた “ほっと”なまち「渋川市」

平成18年2月20日、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の1市1町4村が合併して、新渋川市が誕生しました。

新渋川市の船出にあたり、合併後のまちづくりの基本方針を示す「新市建設計画」を踏まえ、平成20年度を初年度とする10年間のまちづくり指針である渋川市総合計画を策定いたしました。

本市を取り巻く状況は、少子高齢化の到来、地球規模での環境問題など、めまぐるしく変化しています。今、こうした社会情勢や本格的な地方分権時代に対応できる行政運営が求められています。

このようななか、渋川市総合計画の策定にあたりましては、新市の一体性の確立と各地区の特性を活かした均衡ある発展の実現に向けて、幅広い市民参画のもと進めてまいりました。

国・地方を通しての厳しい財政状況のなかで、少子高齢化の急速な進行や合併市としての新たな課題を把握するための基礎調査を実施し、さらに、市民参画による総合計画とするため、市民意識調査をはじめ、まちづくり市民会議の開催や地区別・分野別懇談会、市民意見公募を行い、幅広い市民の意見や提言の反映に努めてまいりました。

本市の将来像は、まちづくりの基本理念である「やすらぎ」、「ふれあい」、「ほっと」のキーワードに基づき、新市建設計画の将来像を踏襲し、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」と決めました。

この将来像を実現するための施策を8つの分野に区分し、それぞれの施策の方向性を施策の大綱として定めたほか、施策の大綱に基づく48施策を先導するため、3つの重点プロジェクトを位置づけました。

合併後初めての総合計画のもと、将来像の実現に向けて、市民の皆さまの理解と参画をいただきながら、市民の視点に立った協働によるまちづくりを進めていくとともに、行政改革を推進しながら、諸施策の実現を目指し、次代を担う子どもたちに、安全で安心して快適に暮らせるまちを引き継いでまいりたいと考えております。

市民の皆さまの一人おひとりのお力をいただきたくお願い申し上げます。

結びに、総合計画の策定にあたり、ご審議いただいた市議会、各審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成20年4月

渋川市長 木 暮 治 一



# 目次

## 序論

1

1. 計画策定の趣旨…………… 2
2. 計画の位置付け…………… 2
3. 計画の構成…………… 2
4. 計画の期間…………… 3
5. 渋川市の位置…………… 4
6. 渋川市をとりまく社会動向…………… 5
7. 渋川市の課題…………… 6

## 基本構想

7

1. 渋川市の将来像…………… 8
2. 計画フレーム…………… 9
3. 将来都市構造…………… 11
4. 施策の大綱…………… 13
5. 重点プロジェクト…………… 17
6. 地区の特性を活かした将来像の実現…………… 19
- 計画の体系…………… 20
- 施策の大綱に基づく施策の体系…………… 21

## 基本計画

23

- 1 道路・公共交通などの都市基盤整備…………… 25
  - 第1節 連携を強化する道路・橋りょうの整備…………… 26
  - 第2節 生活に身近な道路の整備…………… 28
  - 第3節 公共交通体系の確立…………… 30
  - 第4節 良好な市街地の形成…………… 32
- 2 自然環境の保全…………… 35
  - 第1節 環境対策の推進…………… 36
  - 第2節 ごみの減量化・再利用…………… 38
  - 第3節 自然の保全と計画的な土地利用…………… 40
  - 第4節 河川の保全・活用…………… 42
  - 第5節 景観の形成・保全…………… 44
- 3 生活環境の充実…………… 47
  - 第1節 安定した水の供給…………… 48
  - 第2節 汚水処理の充実…………… 50
  - 第3節 消防力の強化…………… 52
  - 第4節 防災機能の強化…………… 54
  - 第5節 交通安全対策の推進…………… 56
  - 第6節 定住環境の充実…………… 58
  - 第7節 市街地のバリアフリー化促進…………… 60
  - 第8節 防犯体制の整備・充実…………… 62
  - 第9節 消費者生活の充実…………… 64
  - 第10節 公園の整備…………… 66
- 4 健康・福祉の充実…………… 69
  - 第1節 健康づくりの推進…………… 70
  - 第2節 医療体制の充実…………… 72
  - 第3節 地域福祉の充実…………… 74
  - 第4節 子育て環境の充実…………… 76
  - 第5節 高齢者福祉の充実…………… 78
  - 第6節 障害者（児）福祉の充実…………… 80
  - 第7節 介護保険の充実…………… 82
  - 第8節 国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進…………… 84

5	教育・文化・スポーツの振興	87
第1節	幼児教育・学校教育の充実	88
第2節	幼児教育・学校教育施設の充実	90
第3節	青少年の健全育成	92
第4節	生涯学習の充実	94
第5節	地域文化の振興	96
第6節	スポーツ・レクリエーションの振興	98
6	産業の振興・活性化	101
第1節	農林業の振興	102
第2節	工業の振興	104
第3節	商業の振興	106
第4節	観光資源の連携強化	108
第5節	新たな観光資源の開発	110
第6節	勤労者対策の充実	112
7	コミュニティ・市民参加の充実	115
第1節	市民と行政との協働体制の確立	116
第2節	交流連携の強化と国際交流の推進	118
第3節	男女共同参画の推進	120
第4節	人権意識の向上・平和な社会の推進	122
8	効率的な行財政運営	125
第1節	広報広聴の充実	126
第2節	情報公開の推進・個人情報保護の推進	128
第3節	情報化の推進	130
第4節	健全な行財政運営	132
第5節	広域行政の推進	134
	地区の特性を活かしたまちづくり	137
	渋川地区	138
	伊香保地区	139
	小野上地区	140
	子持地区	141
	赤城地区	142
	北橘地区	143

## 総合計画の推進

145

## 代表的な主要事業

149

1	道路・公共交通などの都市基盤整備	151
2	自然環境の保全	153
3	生活環境の充実	154
4	健康・福祉の充実	156
5	教育・文化・スポーツの振興	158
6	産業の振興・活性化	160
7	コミュニティ・市民参加の充実	162
8	効率的な行財政運営	163

## 資料編

165

※平成17年度以前の統計データは、旧市町村の合計したものを表示しています。

# 序 論

---

# 1 計画策定の趣旨

本市は、平成18年2月20日、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の1市1町4村の合併により渋川市として誕生しました。

少子高齢化社会の到来、高度情報化の進展、市民の価値観や生活様式の変化により、市民のニーズが多様化しているなか、本市の一体性の確立と地区の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市民の参画のもとに、目指すべき本市の方向を明らかにした総合計画を策定します。

# 2 計画の位置付け

本計画は、「渋川市新市建設計画」との整合性を図り、健全な財政運営のもとに施策を総合的かつ体系的に実施していくための指針とします。

# 3 計画の構成

本計画は、本市のまちづくりの将来像などを示す「基本構想」、基本構想を実現するための各分野の施策を示す「基本計画」、基本計画の施策を具体化する事業を示す「実施計画」の3層により構成します。

## ●基本構想

基本構想は、まちづくりについての将来像と、それを実現するための基本となる施策の大綱を示すものです。

## ●基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像と施策の大綱をもとに、本市の各分野における施策を示すものです。

## ●実施計画

実施計画は、基本計画で示された施策を具体化するため、主な事業を示すものです。

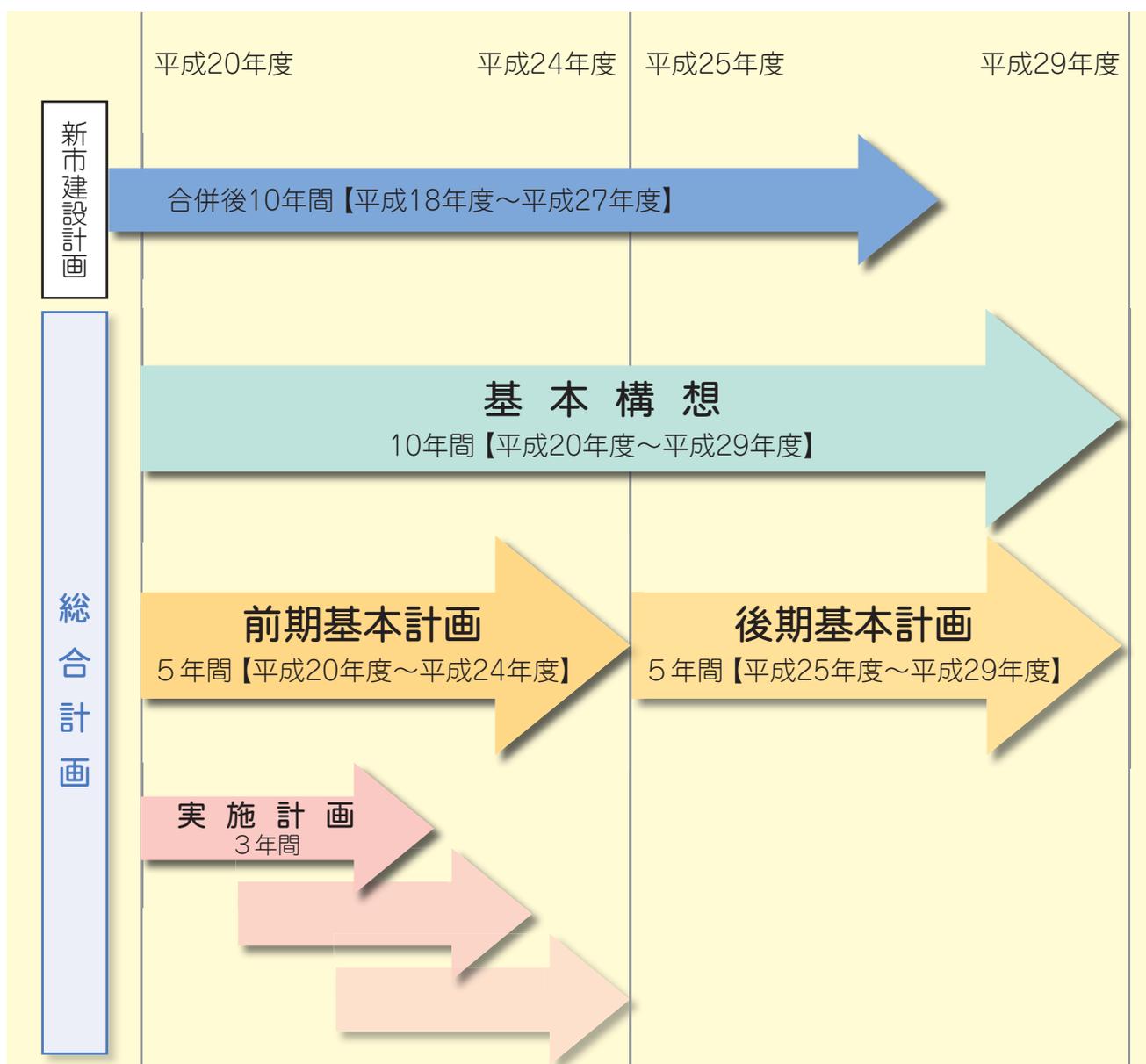


## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする10年間とします。

基本計画は、基本構想に基づいた根幹的な施策を示すものであることから、社会情勢に柔軟に対応していくため、計画期間を前期、後期に分け、前期5年間（平成20年度～平成24年度）では、施策ごとに目標を設定し、計画の進行管理を行います。

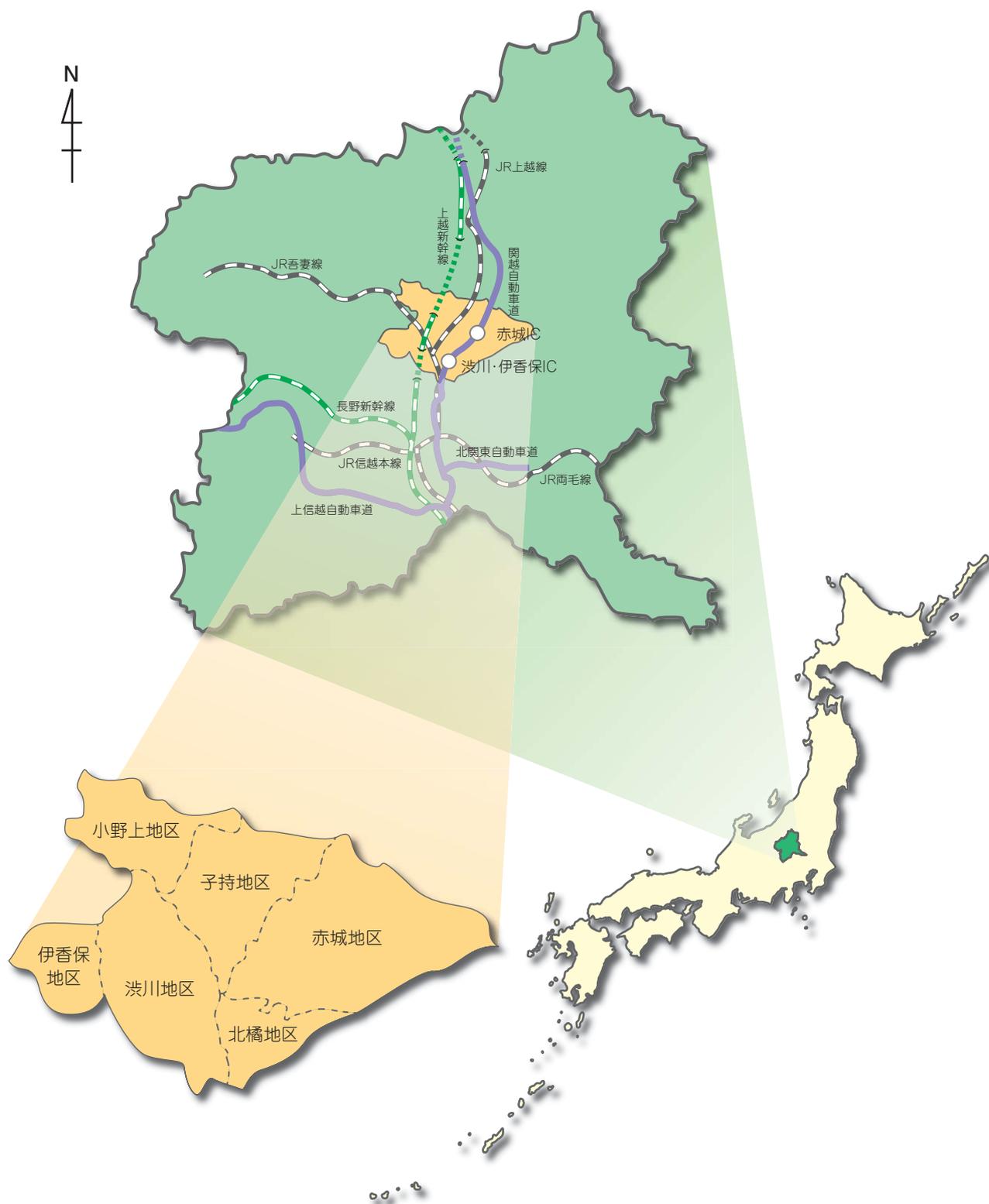
実施計画は、3年間を期間とし、適切な進行管理や財政状況との整合のもとに、毎年度見直しを行います。



## 5 渋川市の位置

本市は、日本そして群馬県のほぼ中央部に位置し、東京と新潟とを結ぶ大動脈である上越新幹線、JR上越線、関越自動車道、国道17号が市域を南北に縦断しています。

市内には関越自動車道の渋川・伊香保インターチェンジ、赤城インターチェンジが位置しています。



## 6 渋川市をとりまく社会動向

本市をとりまく以下の社会動向を踏まえ、その変化に応じたまちづくりが求められます。



## 7 渋川市の課題

社会動向の変化への対応とともに、本市の今後のまちづくりを進めていくための課題を、基本的課題、分野別課題、地区別課題に区分すると次のように整理できます。

社会動向の変化に応じ、地区の特性を活かしたまちづくり



### 渋川市の課題

#### 基本的課題

- 〈広域的位置〉 ● 恵まれた交通利便性を活かした交流人口の拡大
- 〈土地利用〉 ● 豊かな自然の保全と計画的な土地利用
- 〈人口〉 ● 若い世代を中心とした定住促進や就業機会の確保のための産業振興

#### 分野別課題

- 〈都市基盤〉 ● 市域の一体性を高めるための道路整備や、地区ごとの状況に応じた生活基盤施設の整備や充実
- 〈生活環境〉 ● 交通安全の確保や犯罪の防止、防災体制の充実  
● 環境保全の取り組みの強化
- 〈健康・福祉〉 ● 地域医療体制の確立や健康づくりの推進、福祉サービスなどの充実
- 〈教育・文化・スポーツ〉 ● 教育環境の整備、市民の文化、スポーツ活動、生涯学習などの充実
- 〈産業〉 ● 産業振興や就業機会の拡大、観光資源のネットワーク形成による集客力の向上
- 〈コミュニティ・市民参加〉 ● 市政やまちづくりへの市民参画の推進
- 〈行財政〉 ● 効率的な行財政運営の推進

#### 地区別課題

- 〈渋川地区〉 ● 交通利便性と都市機能の集積を活かした市街地の活性化
- 〈伊香保地区〉 ● 温泉街の活性化や他地区との観光ネットワークの形成
- 〈小野上地区〉 ● 観光基盤などの充実と自然環境の保全
- 〈子持地区〉 ● 幹線道路を活かした産業の活性化と観光振興
- 〈赤城地区〉 ● 交通利便性を活かした特色ある農業活力の維持
- 〈北橋地区〉 ● 良好な住環境の維持と基幹産業の活性化

# 基本構想

---

# 澁川市の将来像

本市のまちづくりの基本理念に基づき、目指すべき本市の将来像を定めます。

## 《将来像》

やすらぎとふれあいに満ちた  
“ほっと” なまち

## 《基本理念》

### やすらぎ

#### 豊かな自然と歴史や文化のかおるまち

豊かな自然と歴史や文化資源を市民の財産として継承し、文化のかおるまちを目指します。

#### 安全で安心して快適に暮らせるまち

市民の誰もが心身ともに健やかに住み続けられる、安全で安心なまちを目指します。

### ふれあい

#### いきいきとした地域が連携するまち

温泉をはじめとした多くの地域資源や、地区の持つ特性が連携したまちを目指します。

#### 市民とともにつくるふれあいのまち

まちづくりの主役である市民の参画と協働により、活気とふれあいのあるまちを目指します。

### “ほっと”

#### 魅力や活力のあるにぎわいのまち

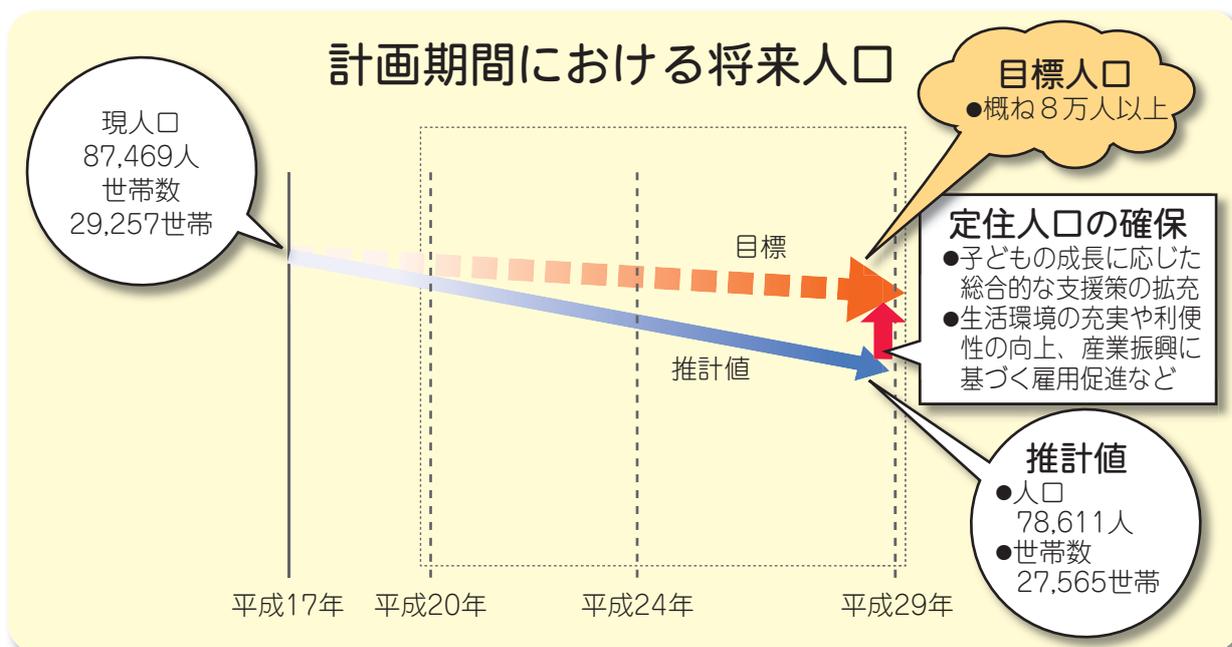
恵まれた交通利便性を活かし、交流とにぎわいあふれる魅力あるまちを目指します。

## 1 人口と世帯

わが国全体が人口減少社会、少子高齢化社会に移行しつつあるなかで、本市の人口と世帯数は大きく減少し、平成29年には、概ね人口は7万9千人、世帯数は2万8千世帯と推計されます。また、年齢別人口推計では、少子高齢化の一層の進行が見込まれます。

このため、子どもの成長に応じた総合的な支援策を拡充するとともに、生活環境の充実や生活利便性の向上、産業振興に基づく雇用促進などに積極的に取り組むことにより、本市に住みたい、住み続けたいと思う定住人口の確保を目指すものとし、平成29年の人口として概ね8万人以上を目標とします。

また、定住人口の確保とともに、活力あるまちづくりを進めるため、伊香保地区の観光振興を主軸に、本市の特性を最大限に活かした交流人口の拡大を目指します。



※現人口、世帯数は平成17年国勢調査数値です。

## 2 土地利用

本市の人口は今後減少に向かい、宅地の新たな需要は少ないと考えられるものの、一方で、空き地などの未利用地の増加などが懸念されます。

このため、散在的で非効率な土地の利用が進行しないよう、適正に誘導するとともに、豊かな自然の保全や良好な住環境の形成、産業発展、活力維持のため、長期的な視野に立ち、総合的で計画的な土地利用を図ります。

# 3 財 政

本市の財政規模について、地方財政制度の見直しや人口推計などを考慮すると、平成29年には約300億円と見込まれます。また、歳出では、行政改革による人件費の削減などを見込んでも、財政規模が縮小していく中で高齢化の進行に伴う扶助費などの費用の拡大により、財政の弾力性が低下していくと予想されます。

このため、一層の行政改革に取り組み、柔軟で効率的な行財政運営に努めます。

## ■財政見通し

※下表では現行制度を前提とし、地方交付税の縮減をはじめとした地方財政制度の見直しを考慮するとともに、人口減少や高齢化の進行などに関する将来推計値に基づき推計したものです。

### 【歳入】

(単位：百万円)

項 目	平成20年度	平成24年度	平成29年度
市税	12,003	12,003	12,003
交付金	1,491	1,436	1,436
地方交付税	7,362	6,852	6,792
国・県支出金	4,006	4,009	3,981
市債	2,500	2,500	2,500
その他	3,397	3,428	3,453
合 計	30,759	30,228	30,165

### 【歳出】

項 目	平成20年度	平成24年度	平成29年度
人件費	6,263	5,914	5,393
扶助費	4,228	4,256	4,290
補助費等	4,311	4,247	4,200
公債費	3,601	3,648	3,985
普通建設事業費	2,637	2,819	3,197
その他	9,719	9,344	9,100
合 計	30,759	30,228	30,165

### ※用語解説

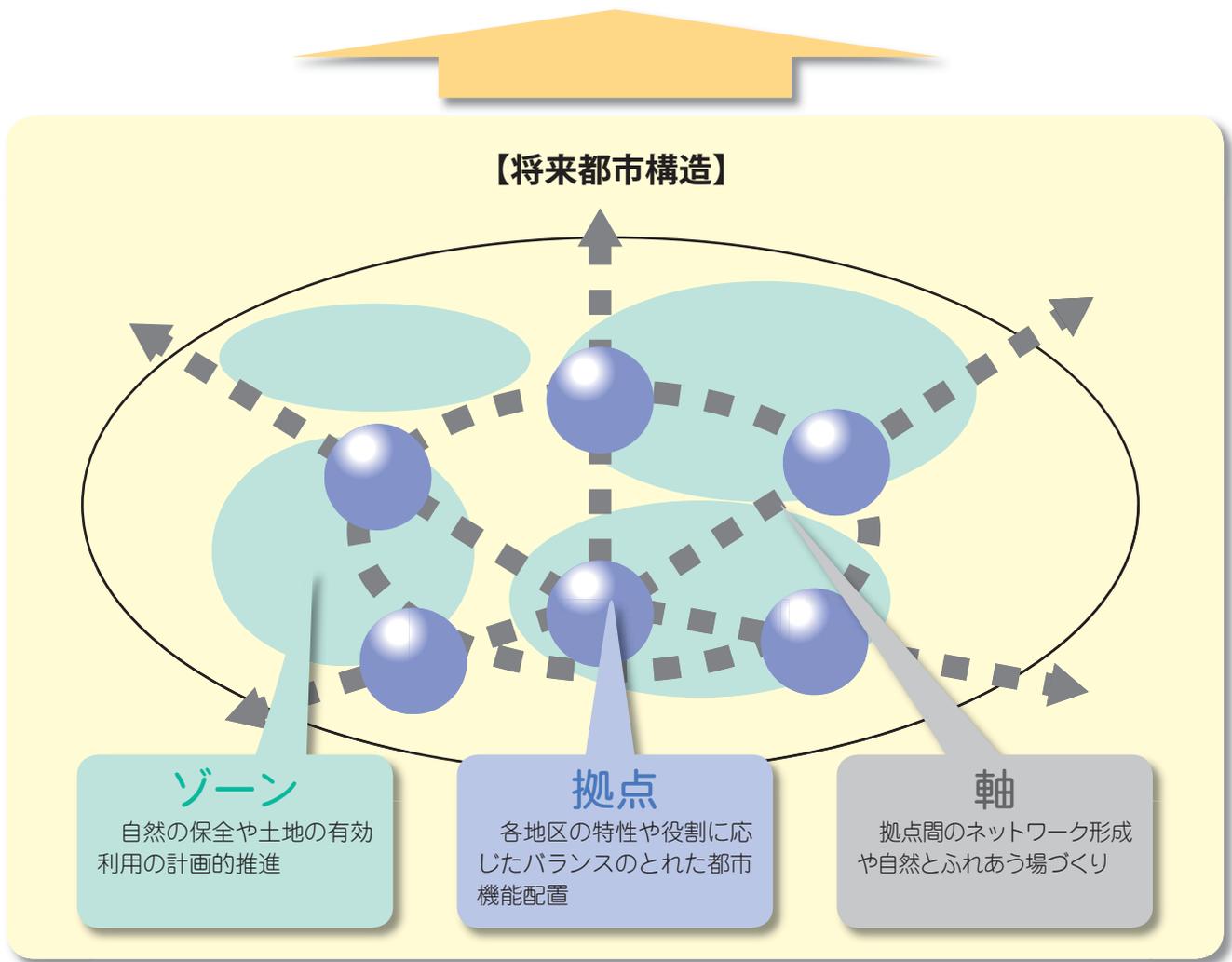
- 市税……………●市民税、固定資産税など、市民や市内に事業所を持つ法人などから納めていただく税金
- 交付金……………●国や都道府県が徴収した税の全部または一部が地方公共団体に配分されるお金
- 地方交付税……………●国税のうち、全ての地方公共団体が一定水準のサービスを提供できるように交付されるお金
- 国・県支出金……………●市が行う特定の仕事に対して、国や県から交付されるお金
- 市債……………●市が、多額の費用がかかる事業を実施するため国や銀行などから借り入れる資金
- 人件費……………●市長、議員のほか市の一般職員に支給される給料や各種手当
- 扶助費……………●生活保護費や児童手当などの支給や、地方公共団体が単独で行う各種扶助のための経費
- 補助費等……………●各種団体に対する助成金や一部事務組合に対する負担金
- 公債費……………●市が借り入れた、元金・利子を償還する経費
- 普通建設事業費……………●道路、橋、学校、公園などの整備・建設や土地の取得に必要な経費

# 将来都市構造

将来像の実現に向けて、比較的広い範囲にわたり利用目的を同じくする区域を「ゾーン」、市民が集い交流する区域を「拠点」、拠点間の連携を図るための動線を「軸」として設定し、計画的な土地利用の推進と各地区の特性を活かし、連携と一体性の確立を図ります。

## 将来像の実現

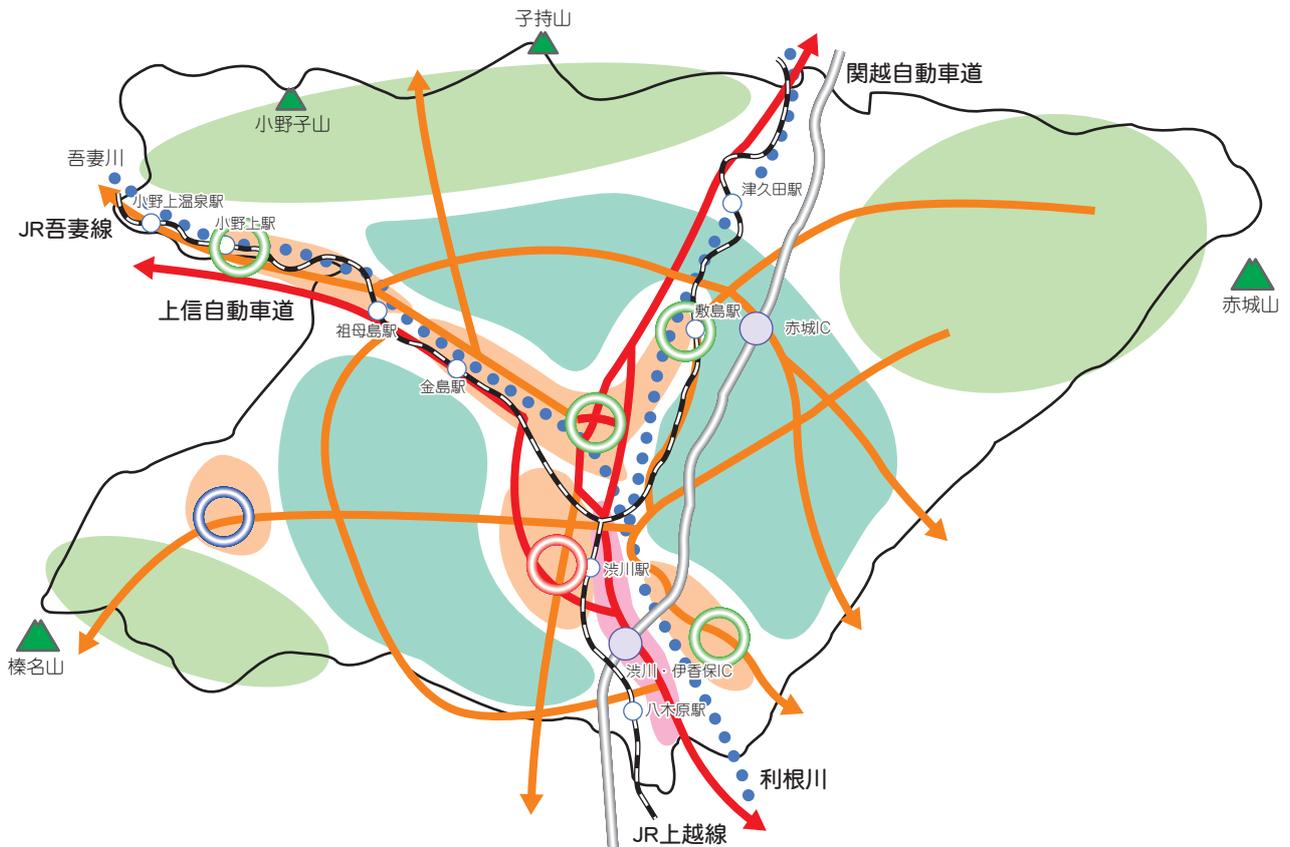
やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち



計画的な土地利用の推進  
各地区の特性を活かした連携と一体性の確立

# ■ 将来都市構造図

基本構想



- 自然保全ゾーン**  
緑地や森林の保全と良好な自然景観の維持を図るゾーン
- 自然共生ゾーン**  
周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全・整備を図るゾーン
- 市街地ゾーン**  
各地区の公共公益サービスが集積する生活の中心的な役割を担うゾーン
- 産業市街地ゾーン**  
交通利便性を活かし、環境との調和に配慮した産業が集積したゾーン

- 都市拠点**  
交通利便性や都市機能の集積を活かした、JR渋川駅周辺を中心とする拠点
- 地区拠点**  
公共公益機能やコミュニティが集積した、日常生活や様々な活動の中心となる都市拠点と連携した拠点
- 観光拠点**  
伊香保地区の温泉街を中心とした、観光やレクリエーション、保養、健康維持などの活動拠点

- 広域軸**  
国道や主要地方道などの本市の広域的な骨格となる軸
- 主要軸**  
各地区間の連携、防災機能の向上、産業活動や市民生活などを支える機能を持つ軸
- 水辺の軸**  
利根川、吾妻川の治水能力を高め、親水性の向上を図り、レクリエーション利用のための軸

本市の将来像を実現するための施策を8つの分野に区分し、体系的、計画的に推進します。また、定住人口の確保や交流人口の拡大に関わる施策の緊密な連携による施策推進を図ります。

## 1 道路・公共交通などの都市基盤整備

～利便性の確保とネットワークを広げる～

高速道路などの恵まれた広域的な幹線道路網を活かし、これらと連携する補助幹線道路としての生活に身近な道路の整備を進めるとともに、鉄道、バス路線などの公共交通体系の確立により、快適な生活環境を確保し、にぎわいあふれるまちづくりを推進します。

良好な市街地を形成するため、都市基盤と宅地の一体的な整備や、密集した市街地の改善を進めます。

### 【施策】

- 連携を強化する道路・橋りょうの整備
- 生活に身近な道路の整備
- 公共交通体系の確立
- 良好な市街地の形成

## 2 自然環境の保全

～美しく豊かな環境と共生する～

豊かな恵みと、潤いや安らぎを与えてくれる貴重な自然を次世代に受け継いでいくため、自然環境の保全に努め、環境問題意識の啓発を推進するとともに、資源循環型社会の構築に向け、ごみの発生抑制と減量化を進めます。

山々と河川が織り成す風景や歴史的な資源を保全し、「ふるさと」を感じさせる景観の形成を図ります。

### 【施策】

- 環境対策の推進
- ごみの減量化・再利用
- 自然の保全と計画的な土地利用
- 河川の保全・活用
- 景観の形成・保全

### 3 生活環境の充実

～安全、安心、快適な暮らしを支える～

安定した水を供給するため、浄水施設などを充実するとともに、公共用水域の水質保全のため、汚水処理施設の整備を計画的に進めます。

地震、火災などの災害、交通事故や多様化する犯罪などに的確に対応できるよう、防災・防犯対策や交通安全対策、地域の安全性の確保を図ります。

安全で快適な生活を送ることができるよう、定住環境を充実し、市街地のバリアフリー化を進めるとともに、健康でうるおいのある生活環境の形成を図ります。

#### 【施策】

- 安定した水の供給
- 汚水処理の充実
- 消防力の強化
- 防災機能の強化
- 交通安全対策の推進
- 定住環境の充実
- 市街地のバリアフリー化促進
- 防犯体制の整備・充実
- 消費者生活の充実
- 公園の整備

### 4 健康・福祉の充実

～誰もが健やかに温もりにあふれて暮らす～

健康で安心した生活を送ることができるよう、医療体制を充実するとともに、健康づくりへの支援や相談、指導体制を充実します。

安心して子どもを産み育てやすい環境を整えるため、市民ニーズに的確に対応した子育て支援施策を推進します。

高齢者や障害者（児）のための福祉サービスの充実を図り、積極的な社会参加や地域で支える取り組みを支援します。

介護保険、国民健康保険などの健全で円滑な運営に努めます。

#### 【施策】

- 健康づくりの推進
- 医療体制の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て環境の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者（児）福祉の充実
- 介護保険の充実
- 国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進

## 5 教育・文化・スポーツの振興

～学びの場を整え地域の文化を育む～

子どもたちが、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体力を身につけ、生きる力を育んでいくため、教育内容や施設を充実するとともに、青少年の健全育成を図ります。

市民が、生涯にわたり主体的に学習や趣味、スポーツ・レクリエーションに取り組み、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯学習環境の充実とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

地域の貴重な文化財の保護と活用を図るとともに、芸術や文化に触れる機会を大切に、歴史と文化のかおり高いまちづくりを推進します。

### 【施策】

- 幼児教育・学校教育の充実
- 幼児教育・学校教育施設の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯学習の充実
- 地域文化の振興
- スポーツ・レクリエーションの振興

## 6 産業の振興・活性化

～地域資源の活用と多様な連携を生み出す～

農林業、商業、工業などの各産業の振興を図るとともに、地区ごとに特色を持った地場産業の連携により産業の活性化を図ります。さらに、関係機関との連携強化により市民の就業環境の改善と向上を目指します。

全国的な知名度を誇る伊香保温泉を観光の核とし、自然、歴史、文化などの豊富な地域資源の活用と発掘を行うとともに、既存の観光資源の特長をさらに活かし、観光ネットワークの創出を図ります。

### 【施策】

- 農林業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- 観光資源の連携強化
- 新たな観光資源の開発
- 勤労者対策の充実

## 7 コミュニティ・市民参加の充実

～市民の参加や内外の交流の輪を広げる～

地域のコミュニティ活動など市民の自発的なまちづくり活動を支援するとともに、ボランティア団体などの専門性や専門知識を持ったまちづくりの担い手と連携しながら、市民と行政の役割分担に応じた市民参画による、協働体制づくりを進めます。また、市の政策や施策に、広く市民の意見を反映し行政運営を推進します。

市内外の交流を活発にしていくとともに、国際化の進展を踏まえた、多文化共生社会の実現に向けて、外国人との共存や交流機会を充実します。

市民がお互いの個性を尊重し、誰もが平等に暮らすことのできる明るい社会の実現に向けて、男女共同参画や人権意識などの啓発に努めます。

### 【施策】

- 市民と行政との協働体制の確立
- 交流連携の強化と国際交流の推進
- 男女共同参画の推進
- 人権意識の向上・平和な社会の推進

## 8 効率的な行財政運営

～協働と効率化を市民とともに進める～

高度情報技術の急速な進展を踏まえて、行政情報化による電子自治体の実現を目指すとともに、個人情報保護や情報公開を適正に実施し、公平で公正な、透明性の高い行政運営を推進します。

社会情勢の変化や少子高齢化の進展などにより多様化する市民ニーズに迅速で的確に対応するため、事務事業の効率化や組織の活性化を行うなど、行政改革の取り組みを進めます。

### 【施策】

- 広報広聴の充実
- 情報公開の推進・個人情報保護の推進
- 情報化の推進
- 健全な行財政運営
- 広域行政の推進

# 重点プロジェクト

市の一体性の確立や、各地区の特性を活かした拠点づくりとそのネットワーク化を図り、施策の大綱に基づく分野ごとの施策や事業の取り組みを先導するため、3つの重点プロジェクトを推進します。

将来像の実現  
やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち

## 【重点プロジェクト】

観光ネットワークの創出

中心市街地の活性化

道路・橋りょう整備の推進

一体性の確立、各地区の特性を活かした拠点づくりとネットワーク化

1 道路・公共交通などの都市基盤整備

2 自然環境の保全

3 生活環境の充実

4 健康・福祉の充実

6 産業の振興・活性化

5 教育・文化・スポーツの振興

8 効率的な行財政運営

7 コミュニティ・市民参加の充実

## 施策の大綱

## 観光ネットワークの創出

*経済活力を先導する*

温泉観光地として全国的な知名度を誇る伊香保温泉を本市の観光拠点と位置付け、景観に配慮した温泉街の整備や既存施設の利便性の向上により、一層の活性化を図ります。

また、伊香保温泉と市内各地区の観光資源とのネットワーク化や、観光と連携した産業の振興を図り、交流人口の拡大につなげていきます。

## 中心市街地の活性化

*都市利便性の向上や生活サービスの拠点形成を先導する*

中心市街地としての都市機能集積や区域、交通のあり方などの検討のもとに、公共公営サービスや買い物などの生活利便性と本市の魅力の向上のため、市民や市外から訪れる人々に多様なサービスとにぎわいを提供できる拠点づくりを進め、中心市街地の活性化を図ります。

## 道路・橋りょう整備の推進

*一体性の確立と連携の拡大を先導する*

本市の一体性の確立と生活利便性の向上、各地区間の交流の拡大を図るため、広域幹線道路の整備促進と主要幹線道路や新たな橋りょうなどの整備、公共交通網の充実化を図ります。

# 地区の特性を活かした将来像の実現

本市の将来像の実現に向けて、地区の資源を活かした特色あるまちづくりと、地区間の緊密な連携によって本市の一体的な発展を目指します。

やすらぎと  
ふれあいに満ちた  
“ほっと” なまち

地区の特性を活かした  
将来像の実現



# 《計画の体系》

## 基本構想

### 【計画フレーム】

人口と世帯  
土地利用  
財政

### 【将来都市構造】

- ゾーン
- 拠点
- 軸

### 将来像

やすらぎとふれあいに満ちた  
“ほっと”なまち

### 基本理念

- 豊かな自然と歴史や文化のかおるまち
- 安全で安心して快適に暮らせるまち
- いきいきとした地域が連携するまち
- 市民とともに作るふれあいのまち
- 魅力や活力のあるにぎわいのまち

### 地区の特性を活かした 将来像の実現

#### 渋川地区

交通利便性と集積した都市機能の活用

#### 伊香保地区

伊香保温泉の知名度と集客力の活用

#### 小野上地区

交流拠点と地場産業の活用

#### 子持地区

産業活力と自然や歴史資源の活用

#### 赤城地区

農業活力と交通利便性の活用

#### 北橘地区

良好な住環境と高付加価値農業の活用

### 重点プロジェクト

◎観光ネット  
ワークの創出

◎中心市街地  
の活性化

◎道路・橋りょう  
整備の推進

### 施策の大綱

1 道路・公共交通などの都市基盤整備

5 教育・文化・スポーツの振興

2 自然環境の保全

6 産業の振興・活性化

3 生活環境の充実

7 コミュニティ・市民参加の充実

4 健康・福祉の充実

8 効率的な行財政運営

## 基本計画

施策の大綱に基づく48施策

### 地区の特性を活かしたまちづくり

渋川地区

伊香保地区

小野上地区

子持地区

赤城地区

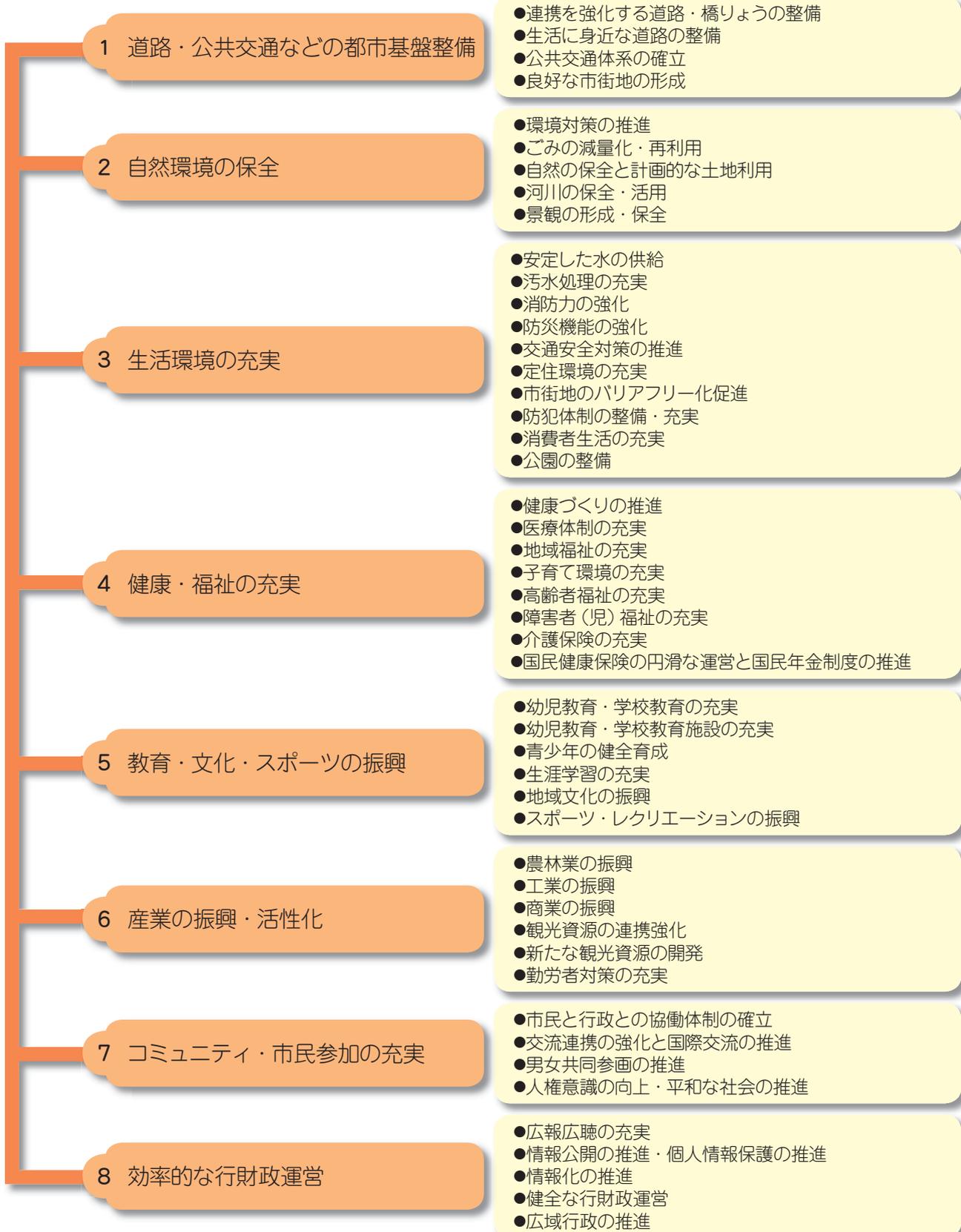
北橘地区

## 実施計画

# 施策の大綱に基づく施策の体系

## 【分野】

## 【48施策】



地区の特性を活かしたまちづくり 渋川地区 伊香保地区 小野上地区 子持地区 赤城地区 北橋地区



# 基本計画

---

# 《基本計画の構成》

見開き2頁にわたり分野ごとに以下の構成に沿って記述しています。

施策は施策の大綱に応じて区分しています。

現況をもとに解決すべき課題を記述しています。

施策を展開していくための基本的な考え方や方向性を示しています。

課題解決と基本方針を具体化する取り組みを示しています。

## 第4節 健全な行財政運営

### 現況と課題

地方分権の進展、人口減少化、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体のあり方が大きく変わりつつあり、地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成と地方分権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。

本市では、市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、合併によるスケールメリットを活かした、より効率的な行政事務の推進や市民ニーズへの柔軟で迅速な対応、類似した公共施設の有効活用など、「行政改革大綱」に基づき、様々な行政改革に取り組んでいます。

今後、厳しい財政状況のなか、国からの税源移譲や少子・高齢化に要する経費の増加などへの適切な対応とともに、税負担の公正確保を図っていく必要があります。

このため、施策の体系化や事業の再編、整理を進めるとともに、政策、施策、事務事業のそれぞれにおいて検証による進捗管理を行い、適正な行政運営に努める必要があります。

また、新しい行政課題に対応することのできる、責任と権限が明確な簡潔でわかりやすい組織運営や分権型社会にふさわしい人材の育成に取り組むとともに、自主財源の確保に努めるなど、行財政全般にわたる改革を積極的に進め、計画的で透明な財政運営に取り組む必要があります。

資料：地方財政状況調査表（決算統計）

市役所本庁舎

### 市民会議の開催

- 何などの無駄について「なくし隊」を募集し、無駄を発見し報告する。
- 各総合支所庁舎など、公共施設の空きスペースを有効利用してほしい。

### 市民意識調査

市ならではの施策を検討してほしい。  
改善をお願いしたい。  
ご対策など財源を省やす工夫が必要

現況と課題についての統計データなどを必要に応じて掲載しています。

「渋川まちづくり市民会議の提言」と「市民意識調査の自由意見」から主なものを掲載しています。表示マークは以下のとおりです。

- 市民会議の提言
- 市民ができること
  - 市民と行政が協働でできること
  - 行政ができること
- 市民意識調査
- 自由意見

## 基本方針

行政改革を推進し、適正な定員管理のもと組織機構のスリム化を図り、健全な行財政運営に努めます。

## 施策の展開

- 行政改革の推進**  
効率的で効果的な行政運営を行うとともに、わかりやすく満足度の高い市民サービスを提供できるよう、「行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進します。
- 事務事業の見直しと公共施設の有効活用**  
PDCAサイクル\*1にそった施策評価と事務事業評価を行い、市民ニーズに適切に対応した事務事業の整理統合を進めるとともに、公共施設の運用については、複数の類似施設の適正配置や活用方法などを検討します。
- 組織の活性化と定員管理の適正化**  
組織機構の継続的な見直しを行い、スリムな組織機構とするとともに、「人材育成基本計画」に基づき職員的能力開発や意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。また、「定員管理適正化計画」を踏まえ、可能な限り職員数の抑制を図り、定員管理の適正化を進めます。
- 財源の確保と効率的な財政運営**  
市税の適正な課税と取崩率の向上に努め、自主財源を確保するとともに、徹底した経費の節減に取り組み、重点化と選択による事業の実施により、効率的な財政運営を推進します。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
市の職員数	955人	900人
市税徴収率	89.6%	全国平均徴収率
地方債残高（普通会計）	317億5千53万円	30億円（10%）の削減

\*1 PDCAサイクル：計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を順に実施することで、実施後の評価を次の立案に活かしていくことです。

計画期間の前期5年間で施策の実施や達成度を把握するため、可能な限り数値化できる目標値を設定しています。

専門的で難しい用語などについて解説しています。

# 道路・公共交通などの都市基盤整備

## 第1節 連携を強化する道路 ・橋りょうの整備

---

- (1) 広域的な道路の整備
- (2) 都市計画道路の整備
- (3) 橋りょうの整備

## 第2節 生活に身近な道路の整備

---

- (1) 道路改良の推進
- (2) 生活道路整備の推進
- (3) 維持管理の充実

## 第3節 公共交通体系の確立

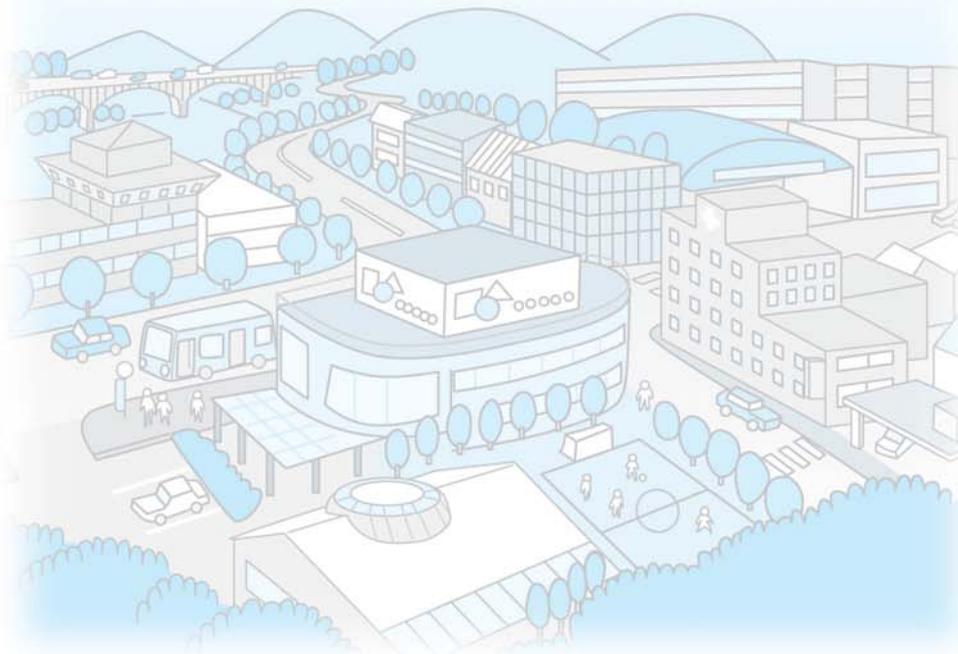
---

- (1) 鉄道利便性の向上
- (2) バス路線の充実
- (3) 交通機関などの連携強化

## 第4節 良好な市街地の形成

---

- (1) 市街地整備の推進
- (2) 土地区画整理事業の推進



# 第1節 連携を強化する道路・橋りょうの整備

基本計画

## 現況と課題

自家用車をはじめ、多様な交通手段の普及に伴い、人々の生活行動の範囲は拡大し、高速道路や国道、県道バイパスなどの広域的な幹線道路網の充実がますます重要となってきています。

本市は、関越自動車道、JR上越線、吾妻線などの広域交通網は整備されていますが、インターチェンジや駅に接続する国道・県道などの幹線道路の渋滞が目立ち、また、都市内道路の骨格となる都市計画道路\*1は決定当時から数十年経過して未着手の路線も多くあります。

また、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川は、地区相互間の連携や一体性確立の阻害要因となっています。

このような状況を踏まえ、円滑な交通流動の確保と市域の一体的なネットワークの形成を図るため、関係機関との調整を含めた要望活動を推進するとともに、都市計画道路網については、その必要性、妥当性を検証し、適切な見直しを進める必要があります。

また、既存橋りょうの耐震強度調査を実施し、計画的に補強工事を実施するとともに、河川で分断されている本市の地形的特性を踏まえ、地区間をつなぐ新たな橋りょうの整備の検討を進める必要があります。

### 都市計画道路の整備延長累計



資料：都市計画道路集計表



(主) 渋川東吾妻線 (都) 中村上郷線

### 市民意識調査



- 計画的な道路計画と整備を行ってほしい。
- 渋滞ポイントの早急な解決を望む。
- 橋を作ってほしい。
- 自然環境に配慮した道路整備が必要

# 基本方針

各地区の連携を強化し、交通渋滞の緩和や利便性の向上を図るため、幹線道路網の整備を行うほか、河川で分断されている本市の地形的特性を踏まえ、新たな橋りょうの整備を推進します。

## 施策の展開

### (1) 広域的な道路の整備

上信自動車道や主要地方道高崎渋川線バイパスなどの整備や市内各地区と他の地域間とをつなぐ放射環状型の主要な道路の整備を促進します。

### (2) 都市計画道路の整備

都市計画決定路線については、県から示された「都市計画道路の見直しガイドライン\*2」に基づき、機能的な道路体系の確立を図るため、市街化の動向や将来の土地利用のあり方を踏まえながら、見直しを行い、必要な道路の整備を推進します。

### (3) 橋りょうの整備

市域のほぼ中央を河川が流れる地形的特性を踏まえ、市内の一体的なネットワークの形成や地域間のアクセスの向上を図るため、新たな橋りょうや道路の整備を推進します。

震災などの緊急時における物資輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路における橋りょうの耐震調査や補強工事を優先的に実施するとともに、他の橋りょうについても、路線の重要性や地域性を考慮し、計画的に対策を実施します。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
都市計画道路の整備延長	15.9km	17.7km
緊急輸送道路における橋りょうの耐震調査プログラムの策定	未策定	策定完了

- \*1 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路です。
- \*2 都市計画道路の見直しガイドライン：都市計画道路の必要性和妥当性を改めて検証し、適切に都市計画道路の変更や廃止などの見直しを行うための県が定めた指針です。

## 第2節 生活に身近な道路の整備

### 現況と課題

道路は日常の生活や経済活動を支える重要な機能を持ち、市民生活を営むために欠くことのできないものです。市民意識調査でも身近な生活道路の整備を望む声が多くなっています。

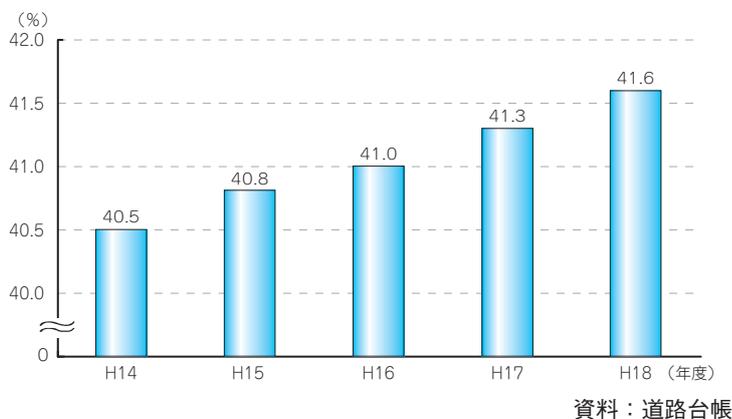
平成18年度末における市道総延長は、2,110kmで、その改良率は、各地区で差がありますが、全体としては42%程度となっており、県全体の改良率45.2%と比較し、やや低い状況です。

補助幹線道路\*1としての役割を果たす市道では、道幅が狭い箇所が多いため、交通量の増大に伴う渋滞を引き起こしており、緊急車両の通行などに支障をきたしています。さらに、既設道路の老朽化は事故を引き起こす要因になっています。

このようなことから、計画的な生活道路の整備や、道路拡幅などの改良や舗装、路盤を含めた改修を進める必要があります。

また、市民の安全で安心な生活を支えるため、道路の異常箇所を早期に発見し、速やかに事故防止対策を図ることができるよう、定期的な道路パトロール体制を充実する必要があります。

#### 道路改良率の推移



市道（伊）炭附街道線

#### 市民意識調査



- 計画的な生活道路整備を行ってほしい。
- 自転車も走りやすい道路にしてほしい。
- 新設道路よりも今ある道路の改良が重要
- 長雨、台風時用の対策が必要

# 基本方針

地域内の生活に身近な道路の整備を進めるとともに、道路の維持管理を推進します。

## 施策の展開

### (1) 道路改良の推進

幹線道路と生活道路をつなぐ、補助幹線道路として地域内で根幹的な役割を果たす市道では、接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。

### (2) 生活道路整備の推進

日常生活や緊急時の円滑な移動性の確保と、災害時における避難路としての機能を備えた生活道路の整備を計画的に推進します。

### (3) 維持管理の充実

道路パトロールの強化を図り、道路状況の的確な把握に努め、事故防止などへの迅速な対応とともに側溝などの整備を含む維持管理を行います。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
道路改良率	41.6%	44.0%

\*1 補助幹線道路：幹線道路は都市の拠点間をつなぎ、交通のネットワークを形成する道路で、補助幹線道路は幹線道路を補い地域内の良好な環境を整えるための道路です。

# 第3節 公共交通体系の確立

基本計画

## 現況と課題

鉄道や路線バスなどの公共交通は、各地区間を結ぶ交通手段として市民の活動範囲を広げ、地区間交流と連携を進める上で重要な役割を担い、交通渋滞の解消や環境への負荷が少ない交通手段として、その活用が見直されています。

本市の鉄道は、JR上越線と吾妻線の2路線で市内に8駅がありますが、鉄道の利用状況は年々減少の一途をたどり、平成18年度では、1日あたりのJR線乗車人員は約5,300人となっています。

また、乗合バスについては、民間バス会社が運行する路線が4路線、市が運行する路線が22路線の計26路線が運行し、うち15路線はJR渋川駅の発着となっていて、渋川地区を中心に、概ね放射状の路線となっています。これまでバス路線の延長、運行時刻の変更など乗合バスの利便性向上に努めてきましたが、バス利用者は著しく減少しています。

このような状況を踏まえ、鉄道を利用する人の利便性向上を図るため、駅前広場や駐車場の整備調査などを行うとともに、乗合バスの充実に向け、高齢者や子どもなどのいわゆる交通弱者に配慮しながら、引き続き鉄道などのダイヤ改正や公共施設の利用時間に合わせた、乗合バスの運行時刻の調整や運行経費の削減など、効果的で効率的な乗合バス運行に努める必要があります。

市内JR駅の年間乗車人員の推移



資料：JR東日本高崎支社



JR渋川駅前バスターミナル

### 市民会議の提言



行政ができること

- 乗りたい時に利用できるデマンドバスの導入について、検討してほしい。
- バスとJRの乗り継ぎを良くして、交通利便性を高めてほしい。

### 市民意識調査



- バス路線の充実、正確な運行を遵守
- 各地区を結ぶ少人数用コミュニティバスの運行を充実

# 基本方針

快適な生活環境の確保や、多様な交流を生み、にぎわいあふれるまちを目指した公共交通網の整備を推進します。

## 施策の展開

### (1) 鉄道利便性の向上

鉄道の利用促進、地域の活性化が図れるよう、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会\*1と連携を図り、利用状況の調査や研究を行います。

また、鉄道利用者の利便性向上を図るため、駅周辺整備についての調査検討を行います。

### (2) バス路線の充実

高齢者や子どもなどの交通弱者や利用者ニーズを考慮して、公共交通空白地域や公共施設・病院・商業施設・観光施設などへの接続性の充実のため、バス路線の見直しや新たな運行方式の検討を行います。

また、既存バス交通の活性化推進のため、広報活動、停留所の整備、高齢者に対する利用料割引などを継続して行います。

### (3) 交通機関などの連携強化

交通機関相互の接続や公共施設の開設時間を考慮した運行時刻の見直しを図り、連携強化を促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
JR線乗車人員	1,927,476人	1,978,000人
乗合バス利用者数	340,264人	345,000人

\*1 渋川・吾妻地域在来線活性化協議会：渋川・吾妻地域のJR上越線と吾妻線の活性化を推進し、両圏域の振興発展を図ることを目的に、渋川市、北群馬郡、吾妻郡の10市町村で構成された協議会です。

# 第4節 良好な市街地の形成

基本計画

## 現況と課題

商業を取り巻く環境の変化、市街地の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地や既成市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化してきています。また、将来の人口減少、少子高齢化時代の到来の対応として、都市機能を小さなエリアに集中させ、多くの人にとって暮らしやすい都市の形（コンパクト・シティ\*1）の実現に向けた取り組みが全国各地で進められています。

本市の中心的商業地域であった、渋川地区の四ツ角周辺地域も同様な課題を抱えています。これまで、市街地整備として、土地区画整理事業を進めてきました。渋川地区では、3か所の地区で合計約69haを市施行で実施し、渋川地区のD I D区域\*2に対する整備率は13.3%となっており、全国平均の整備率33%と比較し低い状況です。

中心市街地や各地区の既成市街地は、今後も地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割が期待されていることから、時代のニーズに対応した地域コミュニティの中心として再生することが強く求められています。

このため、市街地における街区の再編、低・未利用地の集約化、商店街の集約や再編、核となる公益施設の整備など、既存のコミュニティを維持しながら、環境の整備・改善を図るために有効な手法である土地区画整理事業を、引き続き推進して行くことが必要です。

また、都市基盤整備と宅地の利用促進を一体的に進める市街地の再生には、地域住民の理解と協力を得て、各地区の特性に応じたまちづくりの将来目標を設定、検討し、土地区画整理事業に限らず、多様な事業を組み合わせる個性ある良好な市街地の形成を目指す必要があります。

### 土地区画整理事業の一覧

地区名	面積 (ha)	事業年度
駅前地区	22.0	昭和39～61年度
東部地区	37.9	昭和44～平成22年度
四ツ角周辺地区	9.1	平成元～26年度
坂東地区	8.8	昭和53～54年度

資料：区画整理課



東部地区土地区画整理事業

### 市民意識調査



- 渋川市の顔となるJR渋川駅周辺を充実
- 地区の特色や良さを大事にした整備をしてほしい。
- 郊外の整備にも手を入れてほしい。

# 基本方針

良好な市街地を形成するため、都市基盤と宅地の一体的な整備や、密集した市街地の改善を進めるほか、個性あるまちづくりのための基本構想と市街地整備プログラムを策定します。

## 施策の展開

### (1) 市街地整備の推進

個性ある良好な市街地整備に向け、都市基盤整備に関する基本構想を策定します。

また、まちづくりのための基本計画、実現方策、整備手法についての検討を踏まえ、市街地整備プログラムを策定し、良好な市街地形成を目指します。

### (2) 土地区画整理事業の推進

中心市街地や住宅地における宅地の利用促進や道路、公園などの都市基盤整備を一体的に進めるために、必要に応じて土地区画整理事業調査を実施し、土地区画整理事業を推進します。

また、四ツ角周辺土地区画整理事業は、現計画期間中の完了を目指します。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
土地区画整理事業の事業費ベースでの進捗率	58.5%	96.7%

- \*1 コンパクトシティ：高齢者をはじめ、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能が小さな区域に集中し、歩くことのできる範囲で、生活を完結できる、効率的で環境負荷が低い街のことです。
- \*2 DID区域：人口集中地区ともいい、人口密度の高い地域(1Km<sup>2</sup>当たり4,000人以上)がたがいに隣接して、人口が5,000人以上となる地域です。都市的領域と農村的領域の区分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示します。



## 自然環境の保全

### 第1節 環境対策の推進

---

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進
- (3) 環境調査の充実
- (4) 環境保全への意識啓発

### 第2節 ごみの減量化・再利用

---

- (1) ごみ減量化の推進
- (2) 分別収集の推進
- (3) 資源再利用の普及・啓発
- (4) 収集運搬体制の充実

### 第3節 自然の保全と 計画的な土地利用

---

- (1) 自然の保全の推進
- (2) 計画的な土地利用の推進
- (3) 緑化の推進

### 第4節 河川の保全・活用

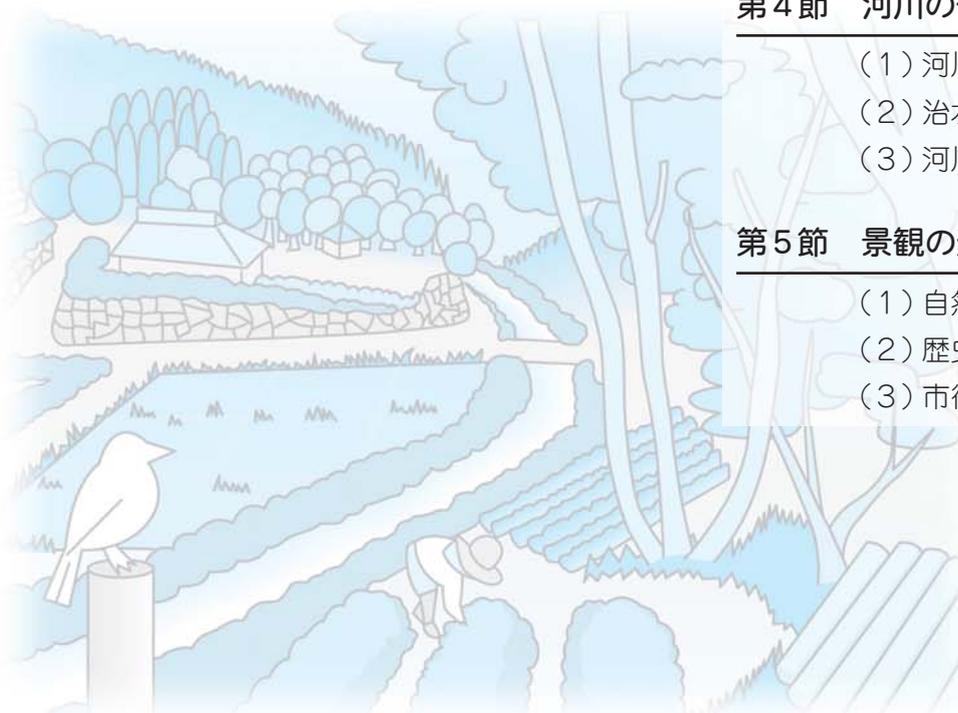
---

- (1) 河川環境の保全
- (2) 治水対策の促進
- (3) 河川愛護の意識の高揚

### 第5節 景観の形成・保全

---

- (1) 自然・地形を活かした景観形成
- (2) 歴史的、文化的な景観の保全
- (3) 市街地における景観形成



# 第1節 環境対策の推進

## 現況と課題

環境問題は、廃棄物問題から地球温暖化問題まで極めて多岐にわたり、私たち一人ひとりの社会生活に深くかかわっています。

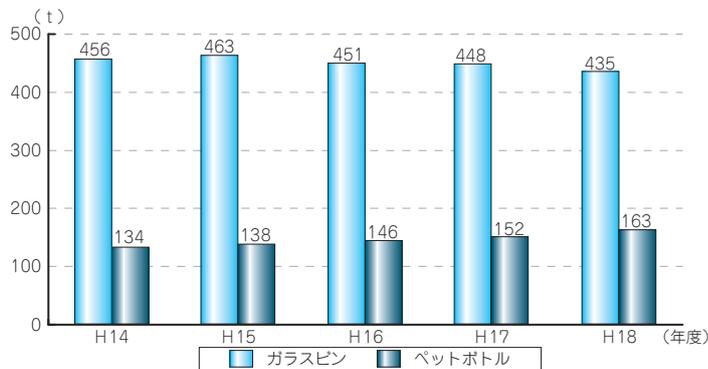
これらの環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する考え方や認識を改め、自ら進んで行動をおこす必要があります。

市民意識調査では、自然環境の保全について3人に1人が重視すべき施策としており、市民の自然環境への意識の高さがうかがえます。

このため、良好で快適な環境の保全と創造を目指した「渋川市環境基本条例」に基づく、「環境基本計画」・「地球温暖化対策実行計画」を推進し、自然との共生による暮らしやすい快適な都市環境の形成に努めるとともに、市民の環境保全意識の向上を図るため、更なる周知を行う必要があります。

また、地域や市民の良好な環境を保全するために、市民や事業者などの理解と協力を得るとともに、施設などの整備とあわせて、河川の水質調査など環境調査や監視指導体制を充実する必要があります。

### 分別収集の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興組合



市民環境大学

### 市民意識調査



- 山にごみを捨てないようにしたい。

# 基本方針

市民が快適な生活を送れる生活環境と自然環境の保全に努め、環境に配慮した取り組みや、環境問題意識の啓発を推進します。

## 施策の展開

### (1) 環境基本計画の推進

「渋川市環境基本条例」に基づき、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「環境基本計画」を推進します。

### (2) 地球温暖化対策実行計画の推進

本市の事務・事業などに伴う温室効果ガスの排出を抑制し、本市も一事業者・一消費者として率先して地球温暖化対策に取り組むため、「地球温暖化対策実行計画」を推進するとともに、市民や事業者についても地球温暖化対策への取り組みについて理解と協力を求めています。

### (3) 環境調査の充実

大気、水質や騒音などの的確な状況把握に努めるため、分析機器などの整備を図りながら、環境調査や各種事業場の排水、騒音、振動の規制基準遵守調査などを行います。

### (4) 環境保全への意識啓発

良好な環境を保全するため、市民・事業者・行政が一体となって環境保全意識の啓発や活動への参加を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
エコ・リーダー*1の認定者数	125人	200人

\*1 エコ・リーダー：環境に関する市民意識の高揚を図るため、地域の環境保全の先導役です。

## 第2節 ごみの減量化・再利用

### 現況と課題

「容器包装リサイクル法\*1」に基づき容器包装廃棄物の分別収集が実施されるなど、リサイクルへの取り組みが推進されています。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るために、暮らしの中でごみを減らし、資源をできるだけ再利用し、環境にやさしい暮らしに変えていくことが求められています。

本市では、吉岡町、榛東村とで構成している渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」）でごみ処理を共同で行っています。

容器包装廃棄物については、市がペットボトル、ガラスびんの分別収集を実施し、広域組合のリサイクルセンターで選別、圧縮、梱包された後に、リサイクル業者へ引き渡されます。

また、一般廃棄物の処理については、毎年度、広域組合と構成市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定し、この計画に基づき、収集した廃棄物を広域組合清掃センターへ運搬し共同で処理しています。

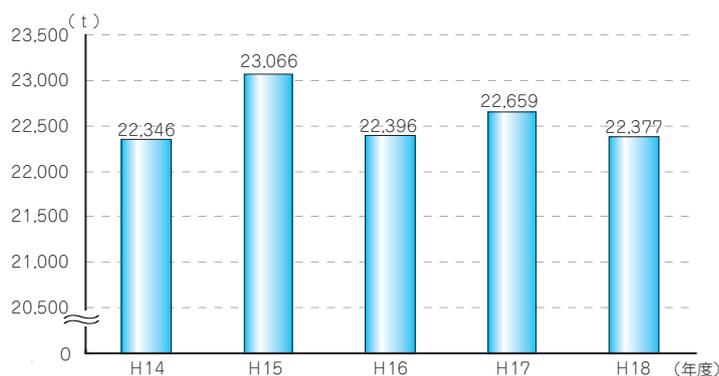
資源ごみ集団回収では、地域コミュニティ組織や育成会などの126団体が登録し、資源となるごみの回収に取り組んでおり、市では回収量に応じた報奨金を交付することで活動を促進しています。

さらに、資源循環型社会\*2の構築に向け、資源の再利用の意識の高揚や周知のため、環境美化団体の協力により、処理が難しい古タイヤやバッテリーの回収などリサイクルをテーマにした環境まつりを実施し、多くの市民が参加しています。

また、廃食用油を回収して精製したバイオディーゼル燃料を、公用車に活用した菜の花エコ・プロジェクトの取り組みを活かし、地球温暖化対策にも貢献するバイオマスエネルギー\*3の利用を推進する必要があります。

今後は、ごみの減量に向けた事業の充実やリサイクルのさらなる普及や推進など3R運動\*4への取り組みのほか、「一般廃棄物処理計画」に基づいた適正な排出指導と収集運搬体制の充実が求められています。

#### 家庭ごみ排出量の推移



資料：渋川地区広域市町村圏振興組合



廃タイヤ有料回収

#### 市民会議の提言



市民が  
できること

- ごみのないまちづくりに市民が積極的に協力する。

#### 市民意識調査



- 分別の充実やリサイクルの充実をしてほしい。

# 基本方針

市民生活の良好な環境を保全し、資源循環型社会の構築に向け、資源再利用の普及や啓発を推進し、家庭や事業場から排出されるごみの発生抑制と減量化を図ります。

## 施策の展開

### (1) ごみ減量化の推進

広報紙や出前講座などを通じて、市民に対してごみの減量化に向けた周知活動を推進し、環境美化推進協議会を中心とする地域活動の推進を図ります。

また、家庭からの生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機等購入補助制度の周知を図ります。さらにレジ袋の利用を抑制するためマイバッグの普及に努めます。

### (2) 分別収集の推進

限りある資源を有効利用するため、分別収集のあり方について市民の意識の高揚と啓発を図り、ごみの実態に即したプラスチック容器などのリサイクル化への推進体制を広域組合との連携の中で構築します。

### (3) 資源再利用の普及・啓発

地域の団体などが主体となり、有効利用のできるごみを回収することにより資源化し、ごみ減量化を図るとともに、市民意識を高めるための啓発を行い、地域の団体などの回収活動を支援します。

また、環境まつりを市民のリサイクル意識の向上を図るための事業と位置付け、さらなる事業内容の充実を図ります。

さらに、菜の花エコ・プロジェクトの成果を踏まえ、バイオマス資源などを利用した資源循環を推進します。

### (4) 収集運搬体制の充実

市民生活の良好な環境保全を図るため、家庭ごみの適正な排出指導と収集運搬体制を整え、住み良い地域づくりを推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
家庭ごみからの資源ごみ回収率	16.4%	20.0%
一人1日当たりのごみ排出量	720 g	684 g (5.0%減)

- \*1 容器包装リサイクル法：ペットボトルなど容器包装廃棄物の排出量削減とリサイクルを目的とした法律で、消費者が分別排出し、市町村が分別収集して、事業者が再商品化（リサイクル）することを定めています。ガラスビンなどの他に紙製容器包装やプラスチック製容器包装がありますが、その回収については市町村に委ねられています。
- \*2 資源循環型社会：廃棄物などの発生抑制、資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、限られた地球資源の消費を抑制、有効利用し、環境への負荷ができる限り低減される社会。将来世代のため、資源や地球環境を大切に社会です。
- \*3 バイオマスエネルギー：家畜排泄物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源（バイオマス資源）を利用した再生可能なエネルギーです。
- \*4 3R運動：「リデュース（廃棄物の発生抑制）」・「リユース（再使用）」・「リサイクル（再資源化）」の英語の頭文字「R」をとって3Rと言っている循環型社会を目指すキーワードです。

## 第3節

# 自然の保全と計画的な土地利用

## 現況と課題

自然とのふれあいを大切にしようとする自然志向の高まりや、自然環境を保全しようとする気運が高まっているなか、豊かな緑や清らかな水辺は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらす空間として、ますます重要視されてきています。

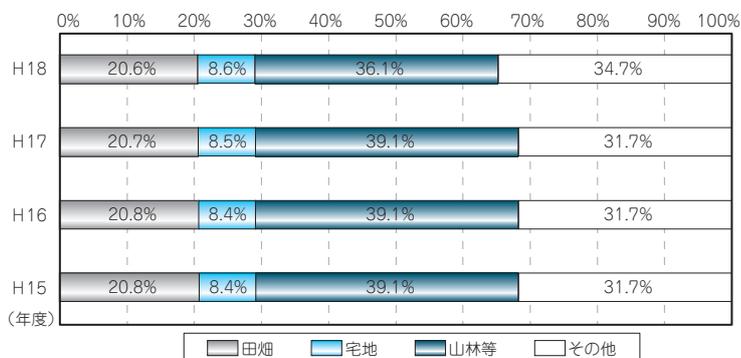
本市は、緑豊かな山々に囲まれ、赤城、榛名、子持、小野子山系の森林や、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川の水辺などには、数多くの動植物が生息し、貴重な自然を多く残しています。

しかし、様々な開発に伴い、緑地が減少し、河川水質が悪化するなど豊かな自然環境が損なわれつつあります。

このことから、豊かな自然の保全と都市の健全な発展、秩序ある整備を図るため、本市の土地利用の一体性、整合性の観点から、自然的土地利用と都市的土地利用の調和のとれた土地利用の基本的な方針を立てる必要があります。

また、自然志向の高まりを背景に、市民の参加による自然環境保全活動の推進が求められます。

### 地目別土地利用の推移



資料：土地に関する概要調査報告書



(都) 金井新町高源地線

### 市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- 荒れた私有林の整備にボランティアを募り、保全を図りたい。

### 市民意識調査



- 緑と水のまちであることを活かしてほしい。
- 一地域に一箇所全国に自慢できるような木を育てる。
- 花を植えるなど市街地の緑を増やす。

# 基本方針

自然の保全と土地の一体的・計画的利用を行うため、土地利用の基本的な方針を策定するとともに、市民参加による自然環境保全活動を推進します。

## 施策の展開

### (1) 自然の保全の推進

豊かな自然資源やそれぞれの地域における地域特性などの実態把握を行い、本市としての土地利用の方針を定め、無秩序な開発に伴う土地利用を防ぐとともに、適正な土地利用を図ります。

### (2) 計画的な土地利用の推進

長期的展望に立った本市の将来像を見据え、自然的土地利用と都市的土地利用との整合性のとれた土地利用の基本的な方針を立てるため、都市計画区域\*1と用途地域\*2の再編を進め、都市計画マスタープラン\*3を策定し、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

### (3) 緑化の推進

市民に苗木の交付などを行うとともに、公共施設などに植栽し、緑あふれる環境づくりを進めます。

また、花いっぱい運動など、各種団体が取り組む緑化事業に対して積極的な支援を行います。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
都市計画区域再編	未実施	完了

- \*1 都市計画区域：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域です。
- \*2 用途地域：住宅地としての生活環境を守ることや、商業・その他の業務や工業の利便の増進を図り、目的の違った土地利用ごとに、できるだけ同一の地域にまとめ、調和のとれたまちづくりをするために、新たに建物を建てる場合に守らなければならない最低限の基準を定めた地域のことです。
- \*3 都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2の規定に基づく計画で、土地利用や道路、公園・緑地などの整備、自然環境の保全など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示すものであり、今後の都市計画の見直しや都市基盤施設の整備を進める上での指針となるものです。

## 第4節 河川の保全・活用

### 現況と課題

本市の河川は、市域のほぼ中央を流れる利根川、吾妻川と、これに合流する数多くの支流とで形成され、河川の管理は、一級河川\*1、二級河川\*2、普通河川\*3などの区分に応じて、国・県・市により行われています。

市では、これまで護岸整備や転落防護柵の設置など安全対策を進めてきましたが、転落防護柵の老朽化などにより安全性が危惧されている箇所があり、安全性の確保とともに景観に配慮した整備が求められています。

また、普通河川などについて、護岸整備や安全対策が遅れている箇所も多くあることから、県の河川事業や砂防事業と連携を図りながら、環境整備も含めた治水対策が必要となっています。

さらに、家庭からの生活雑排水などの流入やごみの投棄などにより、河川環境の悪化が懸念されているため、污水处理施設の普及などの生活排水対策や環境保全対策を行うとともに河川愛護の意識啓発が必要とされています。



護岸整備された平沢川

#### 市民意識調査



- 川をキーワードにしたまちづくりをしてほしい。

# 基本方針

自然とのふれあいの場として河川環境の保全に努めるとともに、安全を確保するため治水対策を促進します。

## 施策の展開

### (1) 河川環境の保全

河川沿いに残存する自然環境の保全を行うため国や県と連携を図り、市民の憩いの場としての水辺環境を活かした潤いのある空間の整備に努めます。

### (2) 治水対策の促進

市街地の河川については、安全性の確保と景観に配慮した転落防護柵などの整備を進めるとともに、親水性を持たせた治水対策を促進します。

### (3) 河川愛護の意識の高揚

河川環境の実態把握を行うとともに、河川美化と河川愛護意識の高揚を図るため河川愛護団体などと連携し、河川清掃やごみ投棄の防止を呼びかけます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
一級河川平沢川における河川環境整備済延長 ( )内は、整備総延長に対する整備率を表しています。	117m (3.5%)	2,900m (86.6%)

- \*1 一級河川：国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものに關わる河川で国土交通大臣が指定したものです。
- \*2 二級河川：一級河川として指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な關係があるものに關わる河川で都道府県知事が指定したものです。
- \*3 普通河川：「河川法」に基づく指定を受けない河川を、一般に総称して普通河川と呼びます。普通河川の管理は市町村の公共物管理条例により、市町村が行っています。

## 第5節 景観の形成・保全

### 現況と課題

本市は、東に赤城山、西に榛名山、北には子持山、小野子山と、三方が標高1,000m級の山々に抱かれた地であり、市域のほぼ中央を利根川、吾妻川が流れ、山地と河川が織り成す雄大な自然景観に恵まれ、屋敷林や防風林のような農村地域を代表する景観、また白井宿に代表されるような歴史的に価値のある街並みも残っており、これらは将来に残すべき貴重な景観となっています。

しかし、こうした貴重な景観が、建物の色や構造、また無秩序に設置される看板などにより損なわれる恐れがあります。

このため、これまで渋川地区の四ツ角周辺土地区画整理事業において、ふるさとの顔づくりモデル事業の指定を受け、新築建物の色や構造について一定の制限を行い、また、子持地区の白井宿では、通りに面していた電柱を移設するなど統一観のある街並みづくりに取り組んでいます。

さらに、これら貴重な景観の保全や活用については、平成17年度に施行された「景観法」により、地域の特性を活かし市独自で行うことが可能になりました。

今後、素晴らしい景観に配慮しつつ、大切な資源を維持していく取り組みが必要であるとともに、市が独自に景観の保全や活用を行うため、「景観法」に基づく景観行政団体\*1への移行も視野に入れた検討を行う必要があります。



白井宿の歴史的な街並み景観

#### 市民意識調査



- 自然の景観を損なわないよう建物規制をしてほしい。

# 基本方針

街並みの個性や美しさを高め、「ふるさと」を感じさせるような景観の形成・保全を図ります。

## 施策の展開

### (1) 自然・地形を活かした景観形成

山地と河川が織り成す雄大な自然や地形などの恵まれた環境を活かし、「ふるさと」を大切にしたい景観形成を図ります。

また、「景観法」に基づく景観行政団体への移行も視野に入れながら市域の具体的な景観計画などを検討します。

### (2) 歴史的、文化的な景観の保全

長い歴史と文化の中で育まれた子持の白井宿や伊香保の温泉街のような街並みについては、行政と市民が一体となった保存のための活動を推進し、歴史的、文化的な景観の保全を図ります。

### (3) 市街地における景観形成

市街地の魅力を高めるため、緑などに配慮した都市景観の形成を推進するとともに、市民意識の啓発を図ります。また、行政と市民の協力のもと、街並みや家並みの景観整備や、電線の地中化を促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市街地 (用途地域内) における緑地面積	20.7ha	21.2ha
電線地中化延長	1,880m	3,000m

\*1 景観法に基づく景観行政団体：景観行政団体の承認を受けた市町村は、景観づくりを進めるために、景観法の仕組みや支援措置などを活用して、地域の特性に応じたきめ細かな規制や誘導方策に取り組むことができます。



## 生活環境の充実

### 第1節 安定した水の供給

---

- (1) 水源確保と水質保全
- (2) 供給施設の拡充・整備
- (3) 事業の健全経営

### 第2節 汚水処理の充実

---

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 汚水処理事業の充実
- (3) 水洗化の推進

### 第3節 消防力の強化

---

- (1) 消防車両の配備
- (2) 消防施設の整備
- (3) 消防団活動の充実

### 第4節 防災機能の強化

---

- (1) 地域防災計画や  
国民保護計画の推進
- (2) 防災施設の整備
- (3) 協力体制の充実

### 第5節 交通安全対策の推進

---

- (1) 道路交通環境の改善
- (2) 交通安全マナーの普及・啓発
- (3) 交通安全教育の推進

### 第6節 定住環境の充実

---

- (1) 住宅供給の充実
- (2) 住宅建設を  
促進するための支援の充実
- (3) 住宅用地の供給
- (4) 建物の耐震化の推進

### 第7節 市街地の バリアフリー化促進

---

- (1) 市街地における  
公共空間のバリアフリー化
- (2) 高齢者、障害者などへの配慮

### 第8節 防犯体制の整備・充実

---

- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 防犯活動の推進
- (3) 防犯環境の整備

### 第9節 消費者生活の充実

---

- (1) 消費者保護体制の充実
- (2) 消費生活における  
知識の高揚、啓発
- (3) 消費者団体との連携

### 第10節 公園の整備

---

- (1) 都市公園の整備
- (2) 身近な公園の整備
- (3) 特色ある公園や緑地の保全・活用
- (4) 公園の管理



# 第1節 安定した水の供給

## 現況と課題

上水道は、私たちの生活の中で安全で安心な良質の水を供給する役割を担っています。

本市の水道事業は、公営企業法の適用を受けた水道事業と適用を受けていない簡易水道\*1事業などで運営されています。また、料金は地区ごとにそれぞれ異なっており、水道使用量については、毎年減少傾向にあり、水道事業の効率的な運営が求められています。

このことから、水道事業運営の効率化と各地区の均衡化を図るため、簡易水道事業を公営企業法への適用を行い、事業の統合を行うとともに、料金体系を見直す必要があります。

また、安全で安心な良質の水の供給と、災害に強い水道を目指し、老朽化した施設をはじめ、送水管、配水管などを計画的に整備する必要があります。

上水道の状況 平成19年3月末

事業	給水戸数(戸)	年間有収水量(m <sup>3</sup> )
水道	26,365	11,207,371
簡易水道	4,002	1,534,340
計	30,367	12,741,711

資料：水道課



小野上地区低区第2配水池

# 基本方針

いつでも、安全で安心なおいしい水を安定的に供給し、水道事業の健全で効率的な経営に努めます。

## 施策の展開

### (1) 水源確保と水質保全

安全で安心なおいしい水を供給するため、地下水、湧水、表流水などの水道水源の確保や水質の管理を充実します。

### (2) 供給施設の拡充・整備

浄水場などの各施設・設備については、施設の安全性と安定性の確保を図るとともに、災害に強い水道施設の整備を計画的に進めます。

また、効率的、安定的に良質の水を供給するために配水管の整備や老朽管の更新などを計画的に推進します。

### (3) 事業の健全経営

水道事業の健全経営のため、各施設の維持管理など各種の事業推進にあたっては、計画的に経費の縮減を図り、経営の効率化を進めます。

また、水道料金体系の見直しについては、可能な限り市民負担を抑え、事業規模にあった適切な投資計画と財政分析を行い均衡化に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
老朽管 (石綿管) の更新	残延長19,334 m	残延長 3,790 m
鋳鉄管の更新	残延長30,694 m	残延長 24,880 m
有収率*2(簡易水道を除く)	83.8%	85.0%

\*1 簡易水道：給水する人口が5,000人以下の小規模な水道です。

\*2 有収率：料金徴収の対象となった水量を配水量で除した率をいいます。有収率が高いほど使用量徴収の対象とならない不明水が少なく、効率的といえます。

## 第2節 汚水処理の充実

### 現況と課題

水道水源、河川などの公共用水域や農業用水の水質汚濁が深刻化し、大きな社会問題となっており、汚水処理を適切に行うことの重要性がますます高まっています。清潔で快適な生活を維持することが、ますます重要となっています。

このため、本市では清潔で快適な生活を維持するための、公共下水道や農業集落排水施設\*1の整備、合併処理浄化槽の設置などに取り組んでいます。

公共下水道の整備状況は、認可面積に対し、78.7%の整備率となっていますが、計画区域面積に対しては、49.8%と低くなっています。

また、農業集落排水事業では、平成18年度末で建設が完了した処理施設は16施設で、平成19年度から渋川地区内の川島地区や赤城地区内の深山・長井小川田地区の2地区の建設事業に着手しています。

さらに、公共下水道などの集合処理が難しい地区では、合併処理浄化槽設置事業を実施してきました。

今後は、より効率的な汚水処理を行うため、地域の実情に応じて効果的に事業を実施する必要があります。

また、環境保全や快適な生活環境の充実を図るため、より一層の汚水処理の充実を図るとともに、水洗化に対する市民意識の啓発を行う必要があります。

#### 公共下水道事業の状況

平成19年3月末

事項	計画区域面積	認可面積	整備済面積	認可面積に対する整備率	計画区域面積に対する整備率
	1,802.5ha	1,139.5ha	897.2ha	78.7%	49.8%

資料：下水道課



公共下水道の整備

#### 市民意識調査



- 川の水も汚染されてしまうので早急に整備をしてほしい。
- 下水道整備や側溝の整備をしてほしい。

# 基本方針

地域に適した汚水処理を実施し、定住環境の整備と公共用水域の水質保全を推進します。

## 施策の展開

### (1) 汚水処理施設の整備

公共下水道については、認可区域の早期完了を目指すとともに、農業集落排水施設の整備についても、効率的に実施します。

公共下水道や農業集落排水施設による集合処理ができない地域に対し、合併処理浄化槽の設置を進めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの適正な維持管理に努めます。

### (2) 汚水処理事業の充実

効率的な汚水処理を行うため、長期的視点と地域の特性を踏まえ、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業の見直しを行います。

また、財政基盤の確立に努め、受益者負担に基づく健全な経営を図ります。

### (3) 水洗化の推進

快適な生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、水洗化に対する市民意識の啓発を行い、汚水処理施設の整備が完了した地域では、早期水洗化を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
汚水処理普及率*2	66.0%	76.4%

\*1 農業集落排水施設：農業用水域の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として、汚水処理施設で、公共下水道施設と類似の施設です。集落が散在している農村部の集落ごとに小規模な処理場を置き、分散して汚水の浄化を行います。

\*2 汚水処理普及率：公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により汚水処理施設へ生活排水を排除できるようになった世帯の総世帯数に対する割合を示します。

# 第3節 消防力の強化

基本計画

## 現況と課題

本市は、非常備の消防団が、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の常備消防と連携を図り、火災や風水害などに対処しています。

市内には、常備消防として渋川地区に渋川広域消防署と、伊香保地区に西分署、小野上・子持地区に北分署、赤城・北橋地区に東分署の3つの分署があります。これに対し市の消防団は、渋川地区の2方面隊と、伊香保地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区の各方面隊による合計7方面隊32分団が組織されています。

消防団員は平成18年度末現在646人であり、条例で定められている定数688人に達していない状況で、若年層の生活スタイルの変化や自営業者の減少などから、団員の確保が年々困難となっており、大きな課題となっています。

また、防火水槽、消火栓は、平成18年度末現在で1,559基となっており、本市の消防水利の充足率\*1は61.3%となっています。防火水槽などの設置については、市全体の配置状況を考慮し、計画的な設置を推進し、充足率の向上に努める必要があります。

さらに、消防機能の向上を図るため、常備消防の強化を図るとともに、消防団が使用する老朽化した消防車両の更新や、活動の拠点となる消防団詰め所については、建て替えや補修を行う必要があります。

今後は、消防団員の不足を解消するため、消防団活動を広報などにより市民へ周知し、消防団への加入を促進していく必要があります。

生活環境の充実

消防団員数の推移



資料：行政課



日頃の訓練の成果を披露するポンプ車操法

# 基本方針

消防車両、消防施設の更新や整備による消防機能の向上と消防団の充実など、消防体制を整備し、消防力を強化します。

## 施策の展開

### (1) 消防車両の配備

火災時の迅速な消火活動を確保するため、消防ポンプ自動車などを計画的に更新し、消防機能の維持・向上を行います。

### (2) 消防施設の整備

火災時の消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓を順次整備するとともに、消防団活動の拠点施設である消防団詰め所を計画的に整備します。

### (3) 消防団活動の充実

火災や風水害などから地域住民を守るため、消防団の必要性、活動内容などを周知し、消防団員の定員確保に努めるとともに、消防団員の技術向上を図るため教育訓練などを支援します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
防火水槽と消火栓設置数	1,559基	1,700基
消防団員数	646人	688人

\*1 充足率：消防庁の基準により、必要な防火水槽や消火栓などがどの程度整備されているかを示す割合です。

# 第4節 防災機能の強化

基本計画

## 現況と課題

大きな地震などの災害が発生した場合には、広範囲にわたり被害をもたらすことから災害に対する態勢を整えることが求められます。

本市は、三方を山々に囲まれた丘陵地となっており、集中豪雨などによる崖崩れや土石流などの被害が発生しやすくなっています。

このため、各種の災害対策の基本となる「地域防災計画\*1」や武力攻撃災害時における住民の保護措置に関する「国民保護計画\*2」を推進するとともに、市民活動の核となる自主防災組織の設立を推進し、防災意識の高揚を図る必要があります。

また、災害時の情報伝達手段の一つに、防災行政無線がありますが、現在は、各地区それぞれの異なる運用規程により情報を伝達していることから、緊急性や情報の正確性のため1か所の基地局から同時に情報伝達できる防災行政無線を整備する必要があります。

さらに、防災備蓄品は食糧と毛布を中心に、防災倉庫や各総合支所に備えてありますが、食糧については、平成18年度末現在で38,000余食を確保し、目標値を達成しています。今後は、各地区の配分割合について調整を行うほか、毛布などの備蓄品についても充実を図る必要があります。

防災協定の締結については、24の自治体と「災害時相互援助協定\*3」を締結しています。今後は、災害時に、優先して食糧などの提供を受けることのできる民間企業などとの防災協定締結についても検討していく必要があります。

生活環境の充実

### 防災備蓄品主食状況

平成19年3月末

物 品 名	食数
サバイバルフーズ	11,640
とり雑炊	1,200
アルファ米(1食パック)	6,700
アルファ米(50食炊出し)	5,950
保存用パン	2,400
乾パン	10,230
計	38,120

資料：行政課



防災訓練

### 市民意識調査



- 万一の時のために市民と一緒に危険箇所の確認をしてほしい。

# 基本方針

市民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民、関係機関、行政が一体となった防災機能の強化を図ります。

## 施策の展開

### (1) 地域防災計画や国民保護計画の推進

「地域防災計画」や「国民保護計画」を推進するとともに、自主防災組織の設立を推進し、防災組織の充実に努めます。また、防災訓練などを実施し、防災意識の高揚を図ります。

### (2) 防災施設の整備

災害から市民の生命、財産などを守り、安全を確保するため、市域全域への迅速な情報伝達手段を確保し、デジタル化による防災行政無線の基地局の一元化を図るとともに、難聴地域の解消を行います。

また、災害時の食糧、毛布など備蓄品の計画的な更新、配備を行います。

### (3) 協力体制の充実

災害時に備え、災害時相互援助協定締結団体との連携を強化します。また、民間企業やボランティア団体との防災協定の締結を行い、協力体制の充実に努めます。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
自主防災組織の結成率	38.3%	50.0%

- \*1 地域防災計画：地域に生活する全ての人の生命・身体・財産を災害から守るため、自治体、防災関係機関、事業所、個人がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにした、地域における災害対策の基本計画となるものです。
- \*2 国民保護計画：「国民保護法」に基づき、武力攻撃災害への対応など、国民の保護を目的に国・都道府県・市町村の責務、関係機関・国民の協力、その他の必要な事項を定めた具体的な計画です。
- \*3 災害時相互援助協定：災害時の相互応援体制を明確にし実行性あるものとするとともに、災害弱者を優先とする被災者の収容など、それぞれの市の特性や自然環境を活かした相互応援を行うことを目的とした協定のことです。

# 第5節 交通安全対策の推進

基本計画

## 現況と課題

自動車交通量の増加や運転免許所持者の高齢化による交通事故が増加しています。また、飲酒運転をはじめとする重大な交通違反による交通事故の発生が大きな社会問題となっています。

本市においても、広域幹線道路の整備により、生活道路の通行量が増加し、狭い道路での一般車両のすれ違いや、緊急車両の通行に支障をきたしている箇所があります。こうしたことから、これまでも警察や関係機関と協議し、信号機、交通規制標識、ガードレールなどの交通安全施設の整備や交通安全思想の普及を推進してきました。

今後も、交通安全施設整備を進めるとともに、安心して歩行できる歩道などの整備が必要です。

また、一人ひとりの交通安全意識のさらなる高揚を図り、警察や交通指導員の協力を得ながら、子どもや高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進していく必要があります。

### 交通事故発生件数の推移



資料：交通事故発生状況一覧（渋川警察署）



交通安全教室

### 市民意識調査



- 見通しの悪い道路にカーブミラーの設置をしてほしい。
- 通学路の整備、安全性の確保をしてほしい。
- 路上駐車や迷惑駐車の取り締まり強化をしてほしい。

生活環境の充実

# 基本方針

道路交通環境や交通安全施設の計画的整備により、交通安全の確保に努めるとともに、交通事故をなくすため、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全教育を推進します。

## 施策の展開

### (1) 道路交通環境の改善

信号機、交通規制標識などについては、県公安委員会と連携し、設置するとともに、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設についても道路管理者と連携し計画的に設置し、自動車運転者や歩行者双方にとって安全な、道路交通環境への改善を図ります。

### (2) 交通安全マナーの普及・啓発

広報活動や街頭キャンペーンなどの実施により、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

### (3) 交通安全教育の推進

警察や交通指導員の協力を得て、子どもや高齢者などに対する交通安全教育の推進に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
交通事故件数	863件	820件以下

# 第6節 定住環境の充実

基本計画

## 現況と課題

本市の人口減少の主な要因としては、若年層の転出があげられ、転出数では渋川地区が最も多く、次いで伊香保地区となっています。

このため、安心して住める住宅の供給などにより、定住環境を整備し、活力あるまちづくりが求められています。

本市では、住宅困窮者へ住宅の供給を行うため、428戸の市営住宅を整備していますが、市営住宅は、入居希望者が多く、常に待機状態となっています。このため、借上賃貸住宅\*1の制度により、待機者の解消などに努めています。

今後も、引き続き借上賃貸住宅などの制度の有効活用を進める必要があります。

また、一部の市営住宅が老朽化しており、これらの改修を行う必要があります。

さらに、良質な住宅用地を供給するとともに、勤労者住宅建設等資金利子補給制度を見直し、国や県などの住宅建設資金融資制度の活用を促すなど、定住環境の充実を図ることが必要です。

### 建築確認申請の推移



資料：建築住宅課



土地開発公社が造成を行った「浅田住宅団地」

※建築基準法第6条第1項第4号の建物に限る。(木造2階建程度)  
※用途は一戸建ての住宅、一戸建ての住宅で店舗・事務所を兼ねるものに限る。  
※共同住宅は除く。

### 市民意識調査



- 国民年金などでも住めるような低家賃の家を造ってほしい。

# 基本方針

入居者が安全で快適な生活を送ることができるよう住宅管理を行うとともに、良質な住宅用地の供給に努め、定住環境の充実を進めます。

## 施策の展開

### (1) 住宅供給の充実

借上賃貸住宅などの有効活用を図るとともに、住宅困窮者へ住宅の供給を行い、定住環境の充実を図ります。

また、新たな市営住宅の建設や建替の検討を行うとともに、老朽化した建物本体や設備の改修を行い、入居者が安全で快適な生活を送れるよう整備を進めます。

### (2) 住宅建設を促進するための支援の充実

住宅の建設を促進するため、住宅建設資金の利子補給などの支援について検討を行い、定住環境の充実に努めます。

また、住宅建設への県などの支援制度についても、普及や啓発に努めます。

### (3) 住宅用地の供給

定住環境の充実に図るため、民間宅地開発事業者が宅地開発を行う際には、市が適切に誘導するとともに、土地開発公社\*2による良質な住宅用地の供給を促進します。

### (4) 建物の耐震化の推進

地震による建築物の倒壊を未然に防ぐため、「耐震改修促進計画」に基づき、住宅や公共建築物などの耐震化を推進し耐震化率の向上に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市営住宅の改善・整備率	22.8%	40.0%

\*1 借上賃貸住宅：民間の土地所有者などが建設する賃貸住宅に、条例で定める要件を備えた住宅困窮世帯を対象として家賃を助成し入居してもらうため、土地所有者などと賃貸契約を締結し、借り上げる住宅です。

\*2 土地開発公社：市が、地域の秩序ある整備を図るために、必要な公有地となるべき土地などの取得や造成を行わせるため、設立した特別法人です。

# 第7節 市街地のバリアフリー化促進

## 現況と課題

高齢化の急激な進展とともに、ノーマライゼーション\*1の理念が浸透しつつあり、高齢者、障害者などが自立した日常生活と社会生活を送ることのできる環境づくりがますます重要となってきています。

このことから、国では、高齢者、障害者などの移動や施設の利便性、安全性の向上を図るため、平成18年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)を制定しました。

本市では、公共施設へのエレベーター設置をはじめ、土地区画整理事業などを通じ、市街地における歩道の段差解消などのバリアフリー化に取り組んできましたが、歩道が、公共施設と連続していなかったり、地形的に傾斜しているため、整備が難しく、段差が解消されていない箇所がまだ残っています。今後、高齢者、障害者などが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、公共施設や商業施設が集まる市街地区域において、安全で安心して屋内外を移動することができる障壁のない空間の創出を図る必要があります。



点字ブロックなどが整備された「渋川新町」バス停

### 市民会議の提言



行政が  
できること

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公衆トイレや道路などのバリアフリー化を進めてほしい。

### 市民意識調査



- 公共トイレのユニバーサルデザイン化をしてほしい。

# 基本方針

高齢者や障害者をはじめ誰もが住みやすく、誰にとってもやさしいまちを目指します。

## 施策の展開

### (1) 市街地における公共空間のバリアフリー化

JR渋谷駅を中心とする市街地区域内におけるバリアフリー化を図り、バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、誰もが安全で安心して円滑に移動できる空間づくりを推進します。

また、市民が集う公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、商業施設などのバリアフリー化を促進し、市と事業者との協働による安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン\*<sup>2</sup>を取り入れた施設づくりに努めます。

### (2) 高齢者、障害者などへの配慮

市民、事業者と市とが連携して、高齢者や障害者などの自立した生活を支援するとともに、商店街などの地域コミュニティやボランティア団体が行うバリアフリー化を推進するための市民活動を促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
あんしん歩行エリア* <sup>3</sup> 歩道整備率	48.2%	69.0%

- \*1 ノーマライゼーション：障害を持つことが特別なことではなく、障害があってもなくても同じ生活が送れる社会こそが本来あるべき姿であるとする理念です。
- \*2 ユニバーサルデザイン：ユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。
- \*3 あんしん歩行エリア：交通事故削減と安全で快適な歩行環境を整備するため、県が市と共同して定めたJR渋谷駅から四ツ角周辺地区までの区域をいいます。

# 第8節 防犯体制の整備・充実

基本計画

## 現況と課題

都市化の進展や生活様式の変化、地域の連帯意識の低下や相互扶助意識の希薄化により全国的に犯罪が低年齢化、凶悪化している一方、都市の規模に関係なく児童生徒などを狙う身近な犯罪も多発してきています。

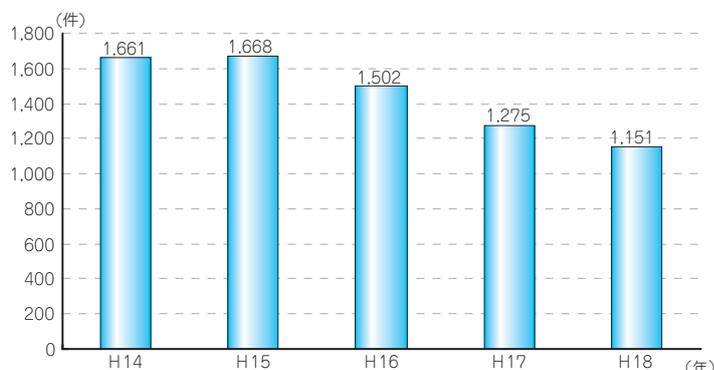
本市では、児童生徒などが事件に巻き込まれないよう、学校区を中心とした地域住民によるパトロールが各地域で実施されています。これにより、きめ細やかな地域防犯体制が整い、こうした体制が、特に小学校低学年の児童を持つ保護者からは大きな支持を得ています。

このようなことから、警察などの関係機関との連携、協力を図りながら、防犯に関する情報提供などにより、防犯意識を高め、市民相互の連帯意識の高揚を図り、地域防犯体制を一層充実していく必要があります。

また、夜間の犯罪などの発生を未然に防ぐため、今後も身近にある防犯灯の果たす役割がますます大きくなっていることから、各地区によって異なる設置の方法や維持管理費の取扱いを早期に統一し、より効率的な設置を進めていく必要があります。

生活環境の充実

### 刑法犯認知件数の推移



資料：渋川警察署



子どもの安全を見守る市民ボランティア

#### 市民会議の提言



市民ができること

- パトロールで見張る地域でなく、声を掛け合い見守る地域にしていく。

#### 市民意識調査



- 子どもや高齢者が安心して暮らせるように。
- 地域の目で子どもを見守れる体制づくりをしてほしい。

# 基本方針

多様化する犯罪を未然に防止し、市民が平穏に暮らせる安全で安心なまちづくりを目指します。

## 施策の展開

### (1) 防犯意識の高揚

警察などの関係機関と連携し、地域における防犯活動や防犯教育を実施し、連携、協力を強化するための新たな方策の検討を行い、市民相互の連帯意識や防犯意識の高揚に努めます。

### (2) 防犯活動の推進

通学中の犯罪被害や事故を未然に防ぐため、子ども安全協力の家<sup>\*1</sup>の充実に努めるとともに、各学校と関係団体と連携したパトロールを実施します。

また、安全で安心な生活ができる地域社会を実現するため、これまで各地区で実施してきた各種事業を踏まえて、防犯活動の一層の推進を図ります。

### (3) 防犯環境の整備

各地区の防犯灯の設置や維持管理費の取扱いを統一するとともに、夜間の犯罪発生防止のための街路灯や防犯灯を整備し、安全な生活環境づくりを行います。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
防犯灯設置数	7,138基	7,600基
刑法犯認知件数	1,151件	10.0%の削減

\*1 子ども安全協力の家：児童生徒が、不審者や痴漢に遭遇するなどして、身に危険を感じたときや、急病のため助けを求めたりするときなどに、保護や世話をしていただける家のことです。

# 第9節 消費者生活の充実

基本計画

## 現況と課題

近年のインターネットの普及や生活様式の変化に対応した商品の多様化や情報、販売方法などにより、日常生活が便利になる反面、これらのサービスを悪用した商法の増加が全国的に広くまん延し、特に高齢者を狙った悪質商法が社会問題となっています。

本市においても、消費生活に関する相談や暮らしに役立つ情報提供、消費者団体活動の支援、消費者教育の推進などを行うため、消費生活センターを設置しています。消費生活センターに寄せられる相談件数は、平成9年度の118件から平成16年度では1,226件と急増し、平成16年度をピークに減少傾向に転じましたが、1件当たりの相談額については、依然増加しています。

このようなことから、広報紙、チラシ、講演会などにより市民向けの情報を提供し、被害の未然防止や消費生活における知識の高揚、消費者教育の充実に努めるとともに、相談員の紛争解決における交渉力の習得や体制の充実を図り、くらしの会などの消費者団体を通じた地域への啓発活動方法の検討を進めていくことが必要です。

生活環境の充実

浜川市消費生活センター相談件数の推移



資料：浜川市消費生活センター



消費生活展

# 基本方針

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者利益の保護と自立対策を推進します。

## 施策の展開

### (1) 消費者保護体制の充実

ますます複雑、多様化している消費生活についての相談や苦情に対応するため、関係機関と連携を図りながら、問題の早期解決と被害の未然防止に努めます。

### (2) 消費生活における知識の高揚、啓発

消費者講座や消費生活展などを開催し、消費生活における知識の高揚や消費者教育の充実を図るとともに、欠陥商品などの商品情報の提供を行います。

### (3) 消費者団体との連携

自主的な消費者活動を進める消費者団体とのさらなる連携を強化するとともに、こうした活動への支援を行います。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
消費生活関係講演会の開催回数と参加者数	年11回 511人	年17回 710人

# 第10節 公園の整備

## 現況と課題

公園は、日常生活の憩いと安らぎの場として非常に重要な役割を果たしています。また、災害時には、地域における避難場所としての役割も担っています。市民意識調査では、公園や緑地、子どもの遊び場の整備を望んでいる人の割合が3人に1人の結果となっています。

本市の公園は、都市公園36か所、都市公園以外の公園36か所の合わせて72か所が設置されています。身近な公園から本市の自然特性を活かした渋川スカイランドパークや渋川市総合公園のような大規模な公園まで、様々な公園があり、それぞれの設置目的に沿って、多くの市民に利用されています。

都市計画区域における都市公園の設置状況は、平成18年度末で、国の基準である一人当たりの目標公園面積10㎡を上回る18.8㎡となっています。しかし、市街地を中心とした用途地域内での設置状況では、一人当たりの目標水準5㎡のところ2.7㎡であり、目標水準を下回る結果となっています。

今後は、身近で小規模な街区公園の整備を進めるとともに、大規模な公園の整備については、それぞれの設置目的や利用方法、周辺自然環境との調和に配慮していく必要があります。

また、既存の公園については、安全で楽しく利用ができるよう、適正な維持管理を行うとともに、安全管理の充実が求められています。



新町せせらぎ公園

### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 子どもたちが戸外で伸び伸びと安心して遊べる場所として整備してほしい。

### 市民意識調査



- 子どもが遊べる公園や施設を増やしてほしい。

# 基本方針

市民の健康の増進やうるおいのある生活環境などの形成を図るため、公園の整備を推進します。

## 施策の展開

### (1) 都市公園の整備

「緑の基本計画\*1」をはじめとした、緑豊かな街の将来像を実現するための指針などに基づいた公園の整備を行います。

### (2) 身近な公園の整備

市民が日常的に利用する身近な公園については、子どもたちやお年寄りが安心して使えるよう、安全面や防災機能に配慮した整備の推進を図ります。

### (3) 特色ある公園や緑地の保全・活用

地域の自然特性を活かした公園整備を行うとともに、緑地の保全や活用に努めます。

### (4) 公園の管理

公園の安全管理を徹底するとともに、老朽化した公園施設については改修を行います。

また、利用者のモラルの向上を図り、地域住民による自主的な維持管理を積極的に推進し、市民がより親しめる公園の維持に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
都市公園の整備面積	136.6ha	137.1ha

\*1 緑の基本計画：「都市緑地法」に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。この規定により市町村が計画し、独自の緑の街づくりが進めることができます。



## 健康・福祉の充実

### 第1節 健康づくりの推進

- (1) 健康増進計画の推進
- (2) 母子保健の推進
- (3) 生活習慣病予防の推進
- (4) 疾病予防の推進
- (5) 地域保健活動の推進
- (6) 食育の推進

### 第2節 医療体制の充実

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 救急医療体制の充実
- (3) 渋川総合病院の機能の充実

### 第3節 地域福祉の充実

- (1) 自立支援の確立
- (2) 日常生活の向上
- (3) 福祉活動の充実

### 第4節 子育て環境の充実

- (1) 次世代育成支援行動計画の推進
- (2) 保育・相談体制の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 学童保育の充実
- (5) 児童虐待の未然予防

### 第5節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の安全・安心対策の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりの充実
- (3) 高齢者の社会参加の促進

### 第6節 障害者(児)福祉の充実

- (1) 障害者計画の推進
- (2) 障害福祉計画の推進

### 第7節 介護保険の充実

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 地域ケアネットワークの整備
- (4) 介護保険制度の健全な運営、  
制度の信頼性の確保

### 第8節 国民健康保険の円滑な 運営と国民年金制度の推進

- (1) 国民健康保険財政の安定化
- (2) 医療費の適正化
- (3) 国民健康保険診療所の運営
- (4) 国民年金制度の推進



# 第1節 健康づくりの推進

基本計画

## 現況と課題

健康は、充実した人生を送るための最も基礎的な条件となるものです。

生活習慣病予防の必要性がますます重視されており、健診受診率の向上と健診後の保健指導の充実や若年層からの生活習慣病予防対策が求められています。

また、平成18年度には、「がん対策基本法」が制定され、がん予防・早期発見の推進を図ることとされています。

さらに、糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の増大に伴う医療費の伸びを抑制するため、生活習慣病に関わる健診と保健指導が国民健康保険などの医療保険者に義務づけられ、平成20年度から実施されます。

本市においては、平成19年度に策定された「健康増進計画\*1」に基づいて、市民の健康増進のための施策として、乳幼児の健康診査や各種がん検診、また市民自らが行う健康づくり活動の支援などを実施しています。

乳幼児健康診査では、受診率も高く、予防接種の接種率も高い割合を維持していますが、がん検診の受診率は、高いものとは言えない状況です。

このようなことから、乳幼児健康診査については、引き続き高い受診率、接種率を維持しながら育児支援を強化し、生活習慣病予防のための健診については、疾病予防と早期発見に努め、受診率の向上を図る必要があります。

また、健康の維持増進には、市民自らの健康に対する意識が欠かせないことから、市民意識の啓発や、健康推進員や食生活改善推進員を中心とした地域活動への支援体制の強化が求められています。

胃がん検診受診者数



資料：健康管理課



乳幼児健康診査

### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 健康づくり教育の強化により生活習慣病予防意識の向上を図るとともに、自治体検診の更なる充実を図ってほしい。

### 市民意識調査



- 健康診断の義務化による病気の早期発見ができる体制をつくってほしい。
- メタボリックシンドロームの予防として相談体制を充実してほしい。

# 基本方針

生涯一貫した健康管理体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の緊密な連携のもとに総合的な健康づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 健康増進計画の推進

「健康増進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、市民が健康的な生活習慣を身につけ、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を延ばせるような各種施策を展開していきます。

### (2) 母子保健の推進

保健師などの訪問指導や、健診と相談事業などにより、疾病などの早期発見や育児支援を行い、妊婦、乳幼児から思春期まで「次世代育成支援行動計画」に基づき各種施策を実施し、健康な心身の基礎となる母子保健の推進を図ります。

### (3) 生活習慣病予防の推進

がん検診などの各種検診、健康教育と健康相談事業を医療保険者（国民健康保険など）と連携をとりながら、より充実した事業展開を図り、生活習慣病の予防を推進します。

### (4) 疾病予防の推進

予防接種は多くの疾病の流行防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡数を大幅に減少させてきた、きわめて重要な事業であることから、乳幼児、学童、高齢者に対し予防接種を行い、疾病予防を推進します。

### (5) 地域保健活動の推進

市民が自ら進んで健康づくりに取り組めるよう、健康推進員活動、食生活改善推進員活動などの地域活動を活発にするため、地区組織の育成を図り、地域における健康づくりの支援を図ります。

### (6) 食育の推進

国では「食育基本法<sup>\*2</sup>」が制定され、市町村においても「食育推進計画」の策定が求められています。食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育むため、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
胃がん検診受診率	19.9%	50.0%
乳幼児健康診査受診率	3か月 97.1%	100%
	1歳6か月 97.2%	
	3歳 95.6%	

\*1 健康増進計画：健康増進法に基づき、住民の健康増進の推進に関する計画です。

\*2 食育基本法：食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、平成17年に制定された法律です。

## 第2節 医療体制の充実

### 現況と課題

市民の医療ニーズの多様化と市民の健康志向がますます高まるなか、市民が安心して生活を送るためには、誰もが、いつでも、どこでも、等しく良質な医療を受けられる環境の整備が必要です。

しかし、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病中心の疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズはますます複雑、多様化しています。

一方、平成16年度から新たに始まった医師臨床研修制度により、医師の診療科偏在、地域偏在などが社会問題化し、渋川総合病院でも医師の不足が生じ、診療活動や救急患者の受け入れなどに影響が出ています。

市民意識調査では、医療体制の充実を望む意見の割合が全体の6割を超え、市民の医療体制の充実への期待の大きさがうかがえます。

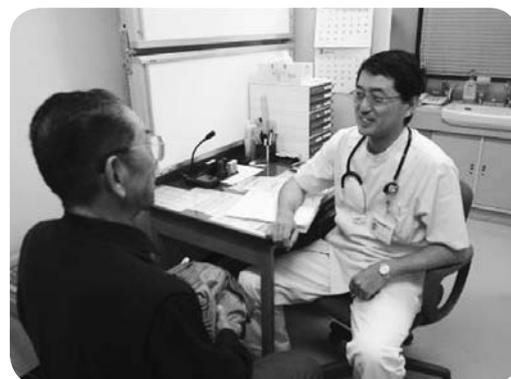
本市の平成19年4月1日における医療機関の状況は、渋川総合病院をはじめとした10病院、92診療所、医師数177人、病床数1,853床となっています。

夜間救急診療は、夜間急患診療所や病院群輪番制\*1などにより対応していますが、今後さらに、市民のニーズに適切に対応できる、救急医療体制を充実していく必要があります。特に、地域医療の核である渋川総合病院においては、医師をはじめとして看護師などの確保を含む診療体制の整備が重要で緊急の課題となっています。

#### 病院群輪番制病院（第二次救急医療施設\*2）

病院名	所在地
渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
西群馬病院	渋川市金井2854
関口病院	渋川市渋川1693-12
北毛病院	渋川市有馬237-1
渋川中央病院	渋川市石原508-1
北関東循環器病院	渋川市北橘町下箱田740

資料：渋川地区広域市町村圏振興整備組合



渋川総合病院の診察の様子

#### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 渋川総合病院を核として、市内の各医療施設との連携強化を進めてほしい。

#### 市民意識調査



- 救急などで安心していくことができる病院の整備をしてほしい。
- 専門病院や医師を充実してほしい。
- 幼児の診療時間の延長や夜間診療の充実をしてほしい。

# 基本方針

市民への適切な医療サービスを提供するため、渋川総合病院を核とした地域の医療機関の連携を強化し、医療体制を充実します。

## 施策の展開

### (1) 地域医療体制の充実

渋川総合病院を地域医療の核として、地域の病院や診療所との機能分担の明確化や医療連携を推進し、円滑な地域医療が行えるよう、地域医療体制の充実に努めます。

また、広域的災害に対する医療救護体制を確立するため、関係機関や近隣市町村との連携を図り、災害時の医療体制の整備に努めます。

### (2) 救急医療体制の充実

救急時における適切な対応を図るため、地区医師会・歯科医師会との連携を図り、夜間急患診療所、休日当番医制や病院群輪番制を促進するなど救急医療体制の充実に努めます。

また、心停止状態の人の救命のため、自動体外式除細動器\*<sup>3</sup>(AED)の公共施設などへの配備を進めるとともに、市民に対する心肺蘇生法など応急手当方法の普及、啓発などに努めます。

### (3) 渋川総合病院の機能の充実

地域の中核病院として、急性期医療を中心とした医療や高度専門医療、また、災害医療や感染症医療に対応するため医師、看護師などの人材確保に努めるとともに、施設整備や高度医療機器などの整備を図ります。

## 指標

項目	現状値(平成14年度)	目標値(平成24年度)
渋川保健医療圏入院自足率* <sup>4</sup>	60.0%	65.0%

\*1 病院群輪番制：地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間などにおける重症救急患者の入院治療を実施する体制のことを言います。

\*2 第二次救急医療施設：入院治療や手術などに対応できる救急医療施設で、県知事から救急告示病院の許可を受けている病院です。

\*3 自動体外式除細動器：心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。

\*4 渋川保健医療圏入院自足率：渋川保健医療圏域（渋川市、榛東村、吉岡町）に住所のある入院患者が、圏域の医療機関に入院している割合です。

# 第3節 地域福祉の充実

基本計画

## 現況と課題

少子高齢化や核家族化が進行するなかで、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

多様化する市民の福祉ニーズに対応するためには、保健、医療、福祉の各分野が連携を強化する必要があります。子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての市民が地域においていきいきとした生活が送れるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

本市においても、民生委員児童委員や関係機関が積極的に要援護者の実態を把握するなどの活動を展開し、生活相談や指導を行っています。

このようなことから、母子世帯、被保護世帯などに対して民生委員児童委員や関係機関との連携を図りながら、要援護者の自立と社会参加を促し、自立更正を促進する必要があります。

### 生活保護費の推移



資料：社会福祉課、群馬県中部県民局



福祉イベント「ボランティアの日」

健康・福祉の充実

# 基本方針

自立する福祉を目的として、市民が地域の中で安心して生活できるために関係機関と連携を強化し適切な支援を行うことにより、地域福祉の充実を図ります。

## 施策の展開

### (1) 自立支援の確立

働く能力や意欲のある母子世帯、被保護世帯などに対して、民生委員児童委員、保健師、栄養士などの協力のもと、「就労支援事業活用プログラム\*1」を活用して、自立を促進します。

### (2) 日常生活の向上

心身の健康を損ないつつあり、地域社会との繋がりが欠けている被保護者世帯の高齢者などに対して「高齢者健康維持・向上プログラム\*2」を活用し、社会との繋がりの維持、向上を図ります。

### (3) 福祉活動の充実

地域福祉活動が円滑に展開できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員などの活動に対する支援の強化を図ります。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
支援員（民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員）数	1,502人	1,570人

- \*1 就労支援事業活用プログラム：就労可能と判断される被保護世帯に対して、ハローワークと連携を図り、自立・就業に結びつけるための就労支援セミナー、就業バックアップ講座などの支援を行うことです。
- \*2 高齢者健康維持・向上プログラム：高齢者で心身の健康を損ないつつある被保護者に対してケースワーカー、保健師、民生委員児童委員などが連携し必要な見守りや地域社会との交流などにより社会との繋がりの維持向上を図ることです。

# 第4節 子育て環境の充実

基本計画

## 現況と課題

子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や、女性の社会進出、就労形態の多様化などに伴い、大きく変化しています。

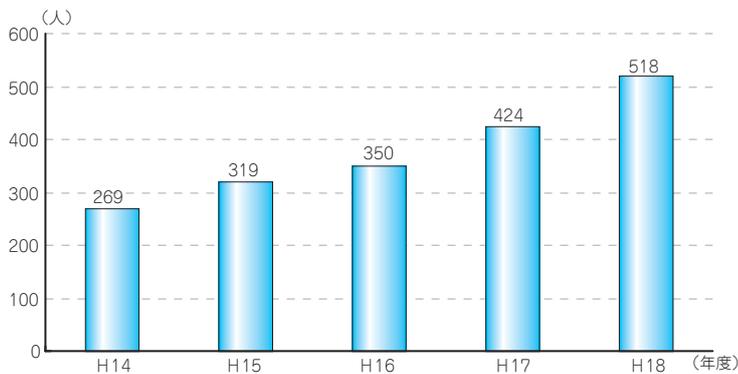
また、平成17年の国の合計特殊出生率\*1が1.26となり、少子化が急速に進行するなか、出産や育児、子育てにかかる負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境を整えることが必要となっています。

本市では、「次世代育成支援行動計画」に基づき、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや、子どもたちが夢と希望をもち、個性を發揮できる環境づくりに向け、公立保育所5か所の設置や民間保育所9か所への運営支援、出産祝金支給などの施策をはじめ、放課後児童の健全育成を図るため、市内15か所に放課後児童クラブを設置しています。

このようなことから、「次世代育成支援行動計画」に基づいて良好な保育環境を提供するため、老朽化した公立保育所の整備に努めるとともに、放課後児童クラブの一層の充実を進める必要があります。

また、急増する児童虐待などをはじめとした子育て相談の増加に伴い、関係機関との連携を図り、情報を共有し、迅速で適切な対応が求められています。

放課後児童クラブ児童数の推移



資料：社会福祉課



地域子育て支援センター（こあらクラブ）

### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 学童保育施設の新設や、長時間保育など保育内容の充実を図ってほしい。

### 市民意識調査



- 学童保育の継続と充実
- 子育て支援の場や制度を充実してほしい。
- 少子化対策の充実が必要

# 基本方針

少子化が急速に進行する状況のもと、市民のニーズを的確に捉え、子どもの安全を基本とした、幅広い視野に立った子育て支援施策を推進します。

## 施策の展開

### (1) 次世代育成支援行動計画の推進

幅広い観点から子育て支援を行うための「次世代育成支援行動計画」を着実に進めるため、設定した目標の進行管理に取り組みます。

また、子どもを取り巻く環境のより一層の整備に向け、子どもの視点に立った施策に取り組むため、「子ども条例」などの制定について検討を進めます。

### (2) 保育・相談体制の充実

延長保育や一時保育を実施する保育所を増やすことにより、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、必要な既存施設の改善や適正な配置の実現を目指します。

また、子育てにかかる保護者の不安を解消できるよう、家庭児童相談室や未就園児とその保護者を対象とした地域子育て支援センターの充実を図り、育児不安についての相談指導や子育てのための情報提供などを積極的に実施します。

### (3) 子育て支援の充実

第2子以降の出産を対象にした出産祝金支給事業や児童手当の支給を行います。また、国の基準を上回る出産育児一時金の支給や乳幼児などの医療費助成制度の充実を図ります。

仕事と育児の両立を図るためのファミリー・サポート・センター\*2などの支援体制を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

### (4) 学童保育の充実

放課後などの児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに、民間による適正な運営に対する支援を充実します。

### (5) 児童虐待の未然予防

急増する児童虐待に対応するため、ネットワークを活用した早期発見、早期対応はもとより、児童虐待の未然予防に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
しぶかわファミリー・サポート・センターの活動件数	588件	1,000件

\*1 合計特殊出生率：一人の女性が一生に生む子どもの数を示します。

\*2 ファミリー・サポート・センター：子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての協力をしてくれる人（援助会員）との相互援助活動を行うための組み合わせを調整する機関です。

# 第5節 高齢者福祉の充実

基本計画

## 現況と課題

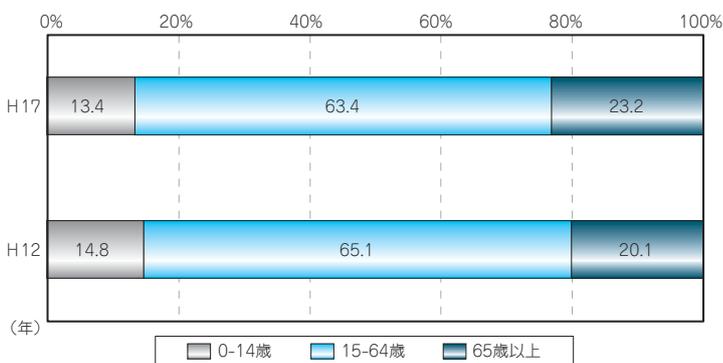
高齢化が進行するなかで、本市では、高齢者を含む世帯のうち、ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者世帯が半数近くを占め、今後も増加することが予測されます。また、いわゆる団塊の世代\*1の高齢化により、活動的な高齢者が多くなることが見込まれるなど、これまでにない本格的な高齢社会を迎えようとしています。

本市における65歳以上の高齢者人口は平成18年9月末で20,563人、総人口に占める高齢者の割合は23.5%と、ここ数年来、上昇傾向が続き、今後もさらに高くなるものと推計されています。

本市では、これまで高齢者福祉対策として、様々な取り組みを進めてきました。小野上地区には、ひとり暮らしに不安のある高齢者のための生活支援ハウス\*2があり、不安の解消を図っていますが、今後も、高齢者が安心して生活を送ることができるように、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、民間活力を活用し、高齢者向け優良賃貸住宅\*3や登録住宅\*4の普及に努める必要があります。

また、高齢者の健康保持や生きがいのため、スポーツ・レクリエーション活動などに取り組むとともに、高齢者の様々なニーズに対応した各種教室などを実施していますが、今後、さらに高齢者のニーズに応じた事業を推進し、老人クラブやシルバー人材センターの活動を積極的に支援していく必要があります。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査



健康保持と生きがいのづくり「グランドゴルフ」

### 市民会議の提言



行政ができること

● お年寄りの集まれる場所と子どもたちの集まれる場所の一体化を図りたい。



市民と行政が協働できること

● 高齢者の一人暮らし世帯の見回り体制を市民と行政が連携して充実したい。

### 市民意識調査



- 高齢者の受け入れ施設を充実してほしい。
- 車社会解消など高齢者の生活しやすい環境をつくってほしい。
- 高齢者ボランティアなどの積極的な活用
- 高齢者同士が助け合える居場所、寄合所を設置してほしい。

# 基本方針

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、これからの高齢者像の目標を「健康な65歳」から「活動的な85歳」とし、生涯を通じた生きがいつくりの推進に努めるとともに、高齢者の社会参加を積極的に促進します。

## 施策の展開

### (1) 高齢者の安全・安心対策の推進

ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者のみの世帯や、支援が必要な高齢者やその家族に対し、日常生活への支援を引き続き行うとともに、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減と、在宅介護の促進を図るための支援を充実します。

また、民間活力を活用した高齢者向け優良賃貸住宅や登録住宅の普及に努めます。

### (2) 高齢者の生きがいつくりの充実

高齢者の健康保持や生きがいつくりのため、体力や運動能力に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動などを支援するとともに、様々な講座や各種教室、講演会の開催など学習機会を充実します。

また、高齢者のレクリエーションや集いの場であり、健康保持と生きがいつくりのための拠点である高齢者サロン\*5を含めた福祉施設の充実を図るとともに、利用者のニーズに合った事業を行います。

### (3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加活動の一環として、老人クラブ活動や世代間交流を積極的に支援します。

また、高齢者の就業機会と、高齢者がそれぞれ持っている能力や経験を活かす場を確保するため、シルバー人材センターに対し積極的な支援を行います。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
60歳以上の老人クラブ加入率 ( )内は加入者数	43.0% (11,161人)	43.0%
60歳以上のシルバー人材センター入会率 ( )内は入会者数	2.8% (730人)	3.0%

\*1 団塊の世代：1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことです。

\*2 生活支援ハウス：居住部門とデイサービスなどを併設し、独立して生活することに不安がある高齢者を支援する施設です。

\*3 高齢者向け優良賃貸住宅：「バリアフリー」や「緊急時対応サービス」などの機能を備えた民間が整備する優良賃貸住宅のことです。

\*4 登録住宅：高齢者の入居を拒否しない都道府県知事の登録を受けた賃貸住宅のことです。

\*5 高齢者サロン：ボランティアや地域の住民によって運営される高齢者の支え合いの場のことです。

# 第6節 障害者（児）福祉の充実

基本計画

## 現況と課題

国の障害者施策は、障害者が生まれ育った地域で生活できるための施策へと大きく変わってきています。平成15年度には「支援費制度」が施行され、これまでの措置制度から障害者自らが福祉サービス提供事業者を選び契約することにより、サービスの提供を受ける仕組みに変わりました。

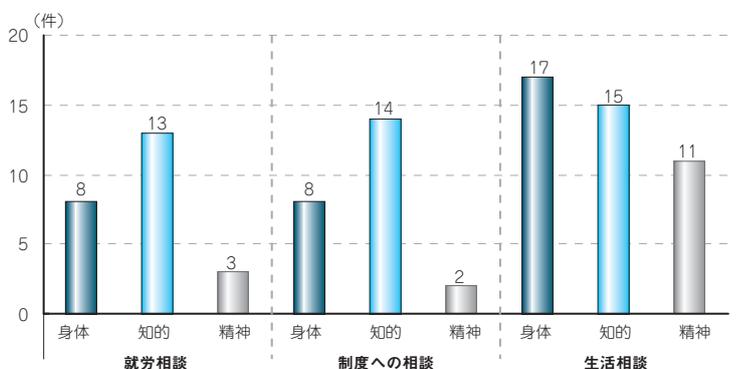
また、平成18年度には、身体障害、知的障害、精神障害と障害ごとに分かれていた仕組みから、市町村による一元的な福祉サービスを提供する仕組みへの転換や、利用者負担の見直しなどを柱とした「障害者自立支援法」が施行されました。

このため、本市においては、福祉サービスを受けるために必須要件となった障害程度区分認定のための自立支援審査会を、榛東村、吉岡町と共同で設置し、その運営にあたっています。

また、市が主体となって取り組む地域生活支援事業については、障害者などの要望を考慮し、支援内容が選択できる事業を推進しています。

今後は、平成18年度に策定した「渋川市障害者計画」や福祉サービスの数値目標を定めた「渋川市障害福祉計画」に基づいた各種の施策を推進していく必要があります。

### なんでも相談件数



※平成18年10月～19年3月までの件数

資料：社会福祉課



障害者の自立支援の拠点の1つとなる「地域活動支援センター かえでの園」

### 市民意識調査



- 公共トイレのユニバーサルデザイン化をしてほしい。
- 雇用対策など社会全体でのフォロー対策の充実

# 基本方針

障害者（児）が安全で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションを基本理念として、障害者自立支援法に基づき各種施策を推進し自立の支援に努めます。

## 施策の展開

### （1）障害者計画の推進

「地域での支えあいをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“あたたかいまち渋川”を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」を基本理念に定めた「障害者計画」の6つの基本目標を達成するため、障害者の自立の尊重、地域生活への移行、地域特性に応じたきめ細やかな対応などを視点として定めた各基本目標ごとの基本施策を推進します。

### （2）障害福祉計画の推進

自立支援事業（施設入所者などの地域生活への移行、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービス、短期入所などの日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業（相談支援事業や日常生活用具給付事業など）にそれぞれ数値目標を定め、その数値目標を達成するため、障害福祉計画を推進します。

## 指標

項 目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
訪問系サービス給付時間／月	926.5時間	1,072 時間
日常生活用具等給付人員／年	144人	364人

# 第7節 介護保険の充実

基本計画

## 現況と課題

平成12年度にスタートした介護保険制度は、在宅サービスを中心に介護サービスの利用が急速に拡大しながら、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

本市の給付決定件数は、平成18年度で約65,000件、在宅サービスが、全体の88.5%であり、この給付決定件数は、年々、増加の一途をたどっています。

今後、団塊の世代の高齢化が一層進むなかで、認定者数や介護サービス利用者数が増え、大幅な給付費の増加が見込まれます。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活が送れるよう、介護予防と介護を重度化、長期化させない施策展開が求められています。

このことから、今後見込まれる認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対応し、支援が必要な高齢者を地域全体で支えるためのシステムの確立や、介護予防に重点を置いた新たな枠組みの一つとして設置した地域包括支援センターの一層の体制の整備、充実が求められています。

保険料については、現在、全国平均、県平均をともに下回る状況にあり、また、収納率については、県平均を上回る状況にあります。介護保険の健全な運営と給付の適正化を図るために、保険料の適正な見直しと、収納率の向上、さらに、認定審査の公平性の確保や事業者への指導、検査体制の強化、充実が求められています。

### 介護居宅サービスの推移



資料：介護保険事業年報



筋力アップ教室

### 市民意識調査



- 介護施設など施設の充実をしてほしい。

# 基本方針

高齢者のニーズに合った適切なサービスの提供と、利用者への円滑で質の高いサービスの提供を推進するとともに、効果的な介護予防事業などを積極的に実施し、老後の安心を支える仕組みとして定着してきた介護保険制度の維持、発展に努めます。

## 施策の展開

### (1) 介護予防の推進

介護保険制度の改正に伴い創設された地域支援事業\*1の充実と効果的な事業の実施に努めます。自立した生活を送っている一般高齢者\*2に対しては、健康状態を維持し要介護状態にならないための事業を推進するとともに、介護が必要になる可能性の高い特定高齢者\*3に対しては、通所型、訪問型介護予防事業の充実に努めます。

また、地域支援事業や軽度の認定者に対する予防給付において、一貫性、連続性ある介護予防サービスを提供するため、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント\*4について、早急にその確立を図るとともにケアマネジメント業務の質と技術の向上を図ります。

### (2) 介護サービスの充実

介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実と新規事業者の参入を促進し、需要に応じた基盤整備を積極的に促進します。

また、事業者への指導、検査体制の強化を図り、介護サービスの質の向上に努めます。

### (3) 地域ケアネットワークの整備

地域における介護予防の拠点として、「渋川市高齢・くらし支えあいプラン」で設定した4つの生活圏域に対応した地域包括支援センターの充実を図り、市内の保健・福祉関係の専門機関や地域団体などの多くの社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の日常生活を支えていくためのネットワークを構築します。

### (4) 介護保険制度の健全な運営、制度の信頼性の確保

保険料収納率の向上を図るため、特別収納対策を今後も実施します。

また、不正請求や不適切なサービス提供がないよう給付の適正化に努めます。

認定調査については、保健師などによる実施体制を維持、強化するとともに、介護認定審査会\*5の審査、判定については、審査会委員の研修や判定結果の分析などを通じ、要介護認定の公平性の確保に努めます。

介護サービスや福祉サービスなどについて、相談体制を充実させ、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人と連携し、市民の身近な場所に相談窓口を設置します。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
介護予防事業利用率	特定高齢者の30.4%	特定高齢者の50.0%

\*1 地域支援事業：市が実施する介護予防事業（保険給付以外）などのことで、平成18年度の介護保険制度改正により創設されたものです。

\*2 一般高齢者：要支援・要介護認定者と特定高齢者以外自立した生活を送っている高齢者のことです。

\*3 特定高齢者：要支援・要介護認定者以外の人で、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者のことです。

\*4 介護予防ケアマネジメント：特定高齢者や支援が必要な高齢者などの自立と日常生活の質の向上を図るために、対象者の状況とニーズに対して、適切な社会資源やサービスを結びつける一連のプロセスのことです。

\*5 介護認定審査会：介護サービスの利用を希望する被保険者の審査をその介護の必要の程度に応じて、要介護認定基準で定める区分（要介護状態区分）に判定するための機関のことです。

## 現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な医療保険であり、市民の健康の保持増進を図っていくうえで重要な役割を果たしています。

本市における被保険者数はここ数年横ばいとなっています。平成20年度には後期高齢者医療制度の創設に伴い、一旦は3万人程度にまで減少する見込みですが、団塊世代の退職に伴い、再び被保険者が増加することが予想されます。

急速に進む高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や保険税収納率の低下などにより、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

このため、保険税収納率向上対策の強化充実、医療費適正化対策の推進などを図りながら、長期的な視点に立った適正な基金保有額を維持するなど、財政の安定化を図っていく必要があります。

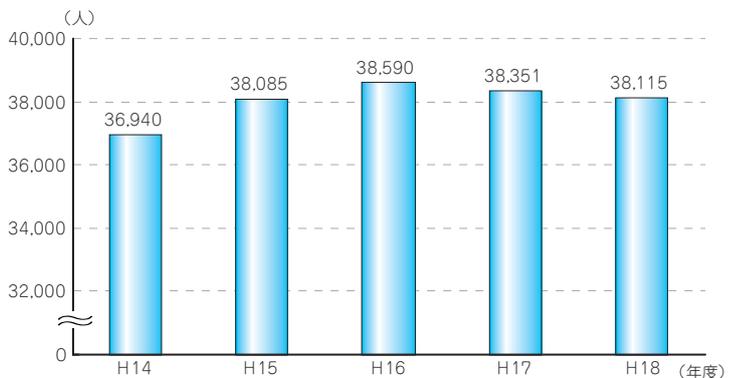
また、増加し続ける医療費を抑制するため、従来の保健事業を推進するとともに、医療制度改正に伴い、医療保険者に対して、生活習慣病予防対策としての特定健康診査や特定保健指導の実施が義務付けられたところであり、その確実な対応が求められています。

さらに、本市には国民健康保険診療所が2か所設置されており、地域における健康維持のための役割を果たしていますが、地域医療の確保に配慮しながら、運営のあり方などについて検討を行っていく必要があります。

平均寿命の伸長とともに本格的な高齢社会を迎えた今日、国民年金制度の果たす役割はますます重要になってきています。しかし、その一方で、少子高齢化の進展や制度に対する将来的な不安などから、保険料の未納問題は一層深刻化しています。

こうしたことから、市民への広報活動を充実し、制度に対する信頼回復に努めるとともに、未加入者の解消と保険料の納付を促す必要があります。

国民健康保険被保険者数の推移



資料：市民課



生活習慣病予防対策として実施されている「健康診査」

# 基本方針

国民健康保険の安定した運営により、適正な保険給付を行うとともに、被保険者の健康の保持増進、生活習慣病予防対策の充実に努めます。  
すべての市民が将来年金を受けられることができるよう、国民年金制度の普及啓発活動を推進します。

## 施策の展開

### (1) 国民健康保険財政の安定化

事業を安定的、円滑に実施するため、財政の基盤強化を一層推進する必要があり、そのための対策として、保険税の収納率の向上、適正な基金保有額の維持に努めます。

また、市長会、国民健康保険団体連合会などを通じ、国に対して財政基盤強化のための制度改善を要望するとともに、給付の適正化に努めます。

### (2) 医療費の適正化

平成20年度から医療保険者に義務化されている特定健康診査、特定保健指導について、実施体制の整備充実に努めるとともに、「特定健康診査等実施計画\*1」に基づき、生活習慣病予防対策を計画的に推進し、医療費の適正化に努めます。

### (3) 国民健康保険診療所の運営

国民健康保険診療所の円滑な運営を図り、地域医療の充実に努めるとともに、今後の運営のあり方について検討します。

### (4) 国民年金制度の推進

高齢者の所得保障を目的とする公的年金制度に対する市民の理解を得るため、広報活動などの充実に努めるとともに、社会保険事務所などの関係機関との協力連携のもと、適用対策や年金相談などの充実に努めるとともに、すべての市民が将来年金受給権を確保できるように努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
国民健康保険税収納率	90.9%	92.0%
国民健康保険加入者1人当たり医療費	236,118円	県平均以下

\*1 特定健康診査等実施計画：平成18年度の医療制度改正の一環として、医療保険加入者に対して、国が定める特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査などを実施することに関する計画のことです。



## 教育・文化・スポーツの振興

### 第1節 幼児教育・学校教育の充実

- (1) 学校・家庭・地域の連携強化
- (2) 教育・指導体制の充実
- (3) 教職員の資質・指導力向上
- (4) 幼稚園教育の充実
- (5) 学校給食における食育の推進
- (6) 高等教育機関の誘致と連携

### 第2節 幼児教育・ 学校教育施設の充実

- (1) 義務教育施設の整備
- (2) 幼児教育施設の整備
- (3) 給食施設の整備、運営

### 第3節 青少年の健全育成

- (1) 青少年センター運営の充実
- (2) 学校・家庭・地域との連携
- (3) 関係団体との連携強化と活動の充実

### 第4節 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学習情報の充実と  
ネットワーク化の推進
- (3) 学習施設の充実
- (4) 生涯学習推進体制の充実

### 第5節 地域文化の振興

- (1) 文化財の保護・  
活用と伝統文化の継承
- (2) 自主活動団体の育成支援
- (3) 文化行政の推進

### 第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) スポーツ・  
レクリエーションの推進
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) 体育施設の整備・充実



# 第1節 幼児教育・学校教育の充実

基本計画

## 現況と課題

国際化や少子高齢化などによる社会情勢の変化が、子どもたちの教育環境に大きな影響を与えています。このようななかで、家庭や地域との連携・協力のもと、自ら学び心豊かでたくましく「生きる力」をもった子どもを育成することが求められています。

本市では、確かな学力を身に付けるため、長期休業の縮減などにより授業時数の確保に努めていますが、今後、教職員の指導の質を向上するための研修を一層充実させる必要があります。

また、学校・家庭・地域の連携を図るため、学校評議員制度\*<sup>1</sup>や、学校支援センター\*<sup>2</sup>により、開かれた学校づくりや特色ある教育を推進しています。これらの制度の充実を図るとともに、家庭、地域との連携を一層強め、安全で安心な教育環境を確保していく必要があります。

一方、不登校をはじめとした学校に適應できない子どもたちは増加傾向にあることから、教育相談や生徒指導に関わる担当者連絡会を開催するなど、様々な対策を講じています。今後、さらに教育相談に関する専門性を有する教職員の育成や専門相談員の拡充が求められています。

就学前教育の現状を見ると、少子化による園児数の減少や、保護者の就労などによる乳児保育に対するニーズの高まりが見られます。子どもたちの成長にとって最善と思われる保育体制を確立するため、幼保一元化\*<sup>3</sup>など新しい保育のあり方が求められています。

学校給食については、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、食育の観点を重視するとともに、安全でおいしい給食の提供が求められています。

また、市民の学習需要への対応や地域に必要な人材の育成を図るうえで、高等教育機関の果たす役割は非常に大きいものがあります。今後、こうした社会情勢を的確に把握し、本市にとってふさわしい高等教育機関の誘致を進めるとともに、周辺地域にある高等教育機関と積極的に連携し、地域の活性化に向けた取り組みを推進することが求められています。

### 小学校児童数と中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査



小学校でも外国語指導補助と一緒に英語活動

### 市民会議の提言



市民が  
できること

● 市民教育会議を組織し、市民が主体となり教育について考える機会を作る。



行政が  
できること

● 総合学習の時間にお年寄りや知識人が先生役となるなど、外部講師を充実してほしい。  
● 子どもたちに芸術・文化などの本物の体験をさせてほしい。

### 市民意識調査



● 美しい日本語を学ぶ機会・環境の充実

教育・文化・  
スポーツの振興

# 基本方針

子どもたち一人ひとりに豊かな人間性や社会性を育み、確かな学力の向上を図るとともに、国際社会で活躍できる心豊かでたくましい人間の育成に努めます。また、家庭や地域社会との連携を強化し、地域に開かれた信頼される学校経営に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 学校・家庭・地域の連携強化

幼児、児童、生徒に確かな学力や豊かな心を身につけさせるため、「生きる力を育てるための学校・家庭・地域・三者連携推進協議会」の組織の中で、地域全体で子どもを育てる体制をつくり、連携強化を図ります。

また、児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、警察や地域のボランティアなどの協力を得て、安全な地域環境の確保を図ります。

### (2) 教育・指導体制の充実

非常勤講師の効果的な活用や学校図書館機能の充実などにより、児童、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導を行うとともに、学校支援センター機能の充実を図り、開かれた学校づくりに努めます。

また、教職員の教育相談技術の取得を促進し、きめ細かな相談による指導を充実させるとともに、適応指導教室の施設や指導体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少に努めます。

### (3) 教職員の資質・指導力向上

校内における研修の活性化を図るため、訪問指導などの支援体制を充実します。また、教育研究所において、学校現場と連携をとりながら課題解決のための研修システムの構築を図ります。

### (4) 幼稚園教育の充実

保護者や地域のニーズを踏まえた新しい保育・教育環境と体制の確立に向けた検討を行います。

### (5) 学校給食における食育の推進

食育の観点から学校給食を見直し、学校給食を通じた食に関する指導や、地産地消などによる食の安全・安心に向けた取り組みを推進します。

### (6) 高等教育機関の誘致と連携

大学などの高等教育機関や、職業、実生活に必要な知識や技術を習得できる専修学校の誘致を図るとともに、周辺地域にある高等教育機関との連携についても積極的に推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
わかる授業の割合 (保護者の評価)	小学校 90.0% 中学校 80.0%	小学校 90.0%以上 中学校 85.0%以上
学校給食における地産地消割合	51.3%	60.0%

- \*1 学校評議員制度：校長が、保護者や地域住民から幅広く意見を聞くための制度で、これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができます。
- \*2 学校支援センター：学校の教育活動を支援する「スクールサポートボランティア」との連絡調整を行う組織です。
- \*3 幼保一元化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策です。

## 第2節 幼児教育・学校教育施設の充実

### 現況と課題

教育施設は、教育を支える基本的施設であるとともに、市民活動の場として利用される身近な公共施設として、また、災害発生時の避難場所ともなる施設として重要な役割を担っています。このような施設の役割を踏まえ、教育環境を整備するとともに、市民の利用目的に即した施設整備を進めていく必要があります。

学校施設では、耐震診断の結果を踏まえ、施設の耐震補強を進めるとともに、老朽化した施設の大規模改造など計画的に整備を進める必要があります。

また、本市の園児、児童、生徒の数は年々減少傾向にあり、一部の幼稚園では、建物の老朽化も進んでいるため、建て替えや統合も視野に入れた施設の適正配置の検討が必要となっています。同様に小・中学校についても、学区と地域コミュニティのエリアとを考慮しながら適正配置を検討する必要があります。

市内には学校給食調理施設が9施設ありますが、施設規模、給食費など、制度面でそれぞれ異なっているため、献立作成や材料の共同購入などの統一化に向けた検討を進めています。

また、本市では、共同調理方式\*1と単独調理方式\*2の2つの方式を導入していますが、今後、安全性や教育的効果などに配慮した調理方式による適正規模の施設整備について検討していくことが求められています。

#### 教育施設の状況

平成19年5月1日現在

施設		施設数	備考
幼稚園	公立	6	
	私立	3	
小学校		17	内分校1校を含む
中学校		10	
学校給食調理施設	共同調理方式	4	
	単独調理方式	5	

資料：学校基本調査



こもち幼稚園

#### 市民意識調査



- 学校施設を充実してほしい。
- 温かくおいしい給食をとらせたい。

# 基本方針

心身ともに健康で規律ある子どもたちの育成を目指した教育行政を推進するため、教育環境の計画的な整備を図ります。

## 施策の展開

### (1) 義務教育施設の整備

学校生活における児童、生徒の安全確保と、災害時の地域住民の安全な避難場所を確保するため、国で定めている学校施設耐震化推進指針などに基づき、学校施設の耐震化を計画的に実施します。

また、老朽化した校舎の大規模改造など、各学校施設整備を計画的に推進します。

さらに、少子化の進行による児童・生徒数の減少に対応するため、小・中学校の適正配置について調査、研究を進めます。

### (2) 幼児教育施設の整備

建物の老朽化と園児数の減少に対応するため、幼児教育施設の今後のあり方について調査、研究を重ねるとともに、統合を含めた施設整備を検討します。

### (3) 給食施設の整備、運営

中核的な役割を担う調理施設と他の調理施設との連携を図り、献立作成や材料の共同購入、給食費徴収、施設管理などの統一化を推進します。

また、安全性や教育的効果などに配慮した調理方式による適正規模の施設整備に努めます。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
小中学校校舎・屋内体育館 耐震補強が必要な棟数	校舎 12棟 屋内体育館 16棟	完了

\*1 共同調理方式：複数の学校の給食を1か所の調理場で一括調理し、給食時間までに学校へ配送する方式のことです。

\*2 単独調理方式：学校敷地内の給食室でその学校のための給食を調理する方式のことです。

# 第3節 青少年の健全育成

基本計画

## 現況と課題

核家族化や地域連帯意識の希薄化の傾向に加え、過激な性表現や暴力的、残虐的な内容がメディアに氾濫しています。このような青少年を取り巻く環境の変化に伴い、青少年の問題行動も刃物などを使った暴力、性非行や薬物の乱用など、多様化するとともに低年齢化の傾向にあります。

本市では、青少年センターを核に、青少年の健全育成と非行・問題行動を未然に防止するため、補導や相談、青少年を取り巻く環境浄化などの様々な活動に取り組んでいます。

今後も、青少年センターの充実と、青少年育成推進員連絡協議会などの青少年健全育成関係団体の育成と充実を図るとともに、学校・家庭・地域と連携し、青少年に関する様々な問題の解決と環境の浄化に向け、一層の努力を重ねていくことが必要です。

青少年センターへの相談件数については、電話、面接による相談は減少傾向にあるなかで、電子メールによる相談が増えています。電子メール相談では直接の対話ができないなど難しい面があるため、相談技術の向上が求められています。また、悩みを抱える青少年に、気軽に相談できる窓口があることをこれまで以上に周知し、心の豊かさや思いやりを持った青少年の育成を図っていく必要があります。

青少年センターへの相談件数



資料：青少年センター



青少年の体験学習として実施されている「レタリング教室」

### 市民意識調査



- 大人たちから子どもたちへの目配り気配りができるまちにしてほしい。

# 基本方針

未来を担う青少年を育成するため、青少年センター組織の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して有害環境の浄化に努め、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

## 施策の展開

### (1) 青少年センター運営の充実

青少年を取り巻く環境や社会の変化に対応した青少年センター運営の充実を図ります。

### (2) 学校・家庭・地域との連携

青少年問題協議会で青少年健全育成施策の連絡調整機能を図るとともに、専門知識を有する青少年指導員を設置し、青少年健全育成の諸活動の充実を図ります。

また、青少年育成推進員を中心に、地域ぐるみの環境浄化活動の推進を図ります。

### (3) 関係団体との連携強化と活動の充実

青少年育成推進員活動の充実を図り、青少年の体験学習やボランティア活動などの社会参加活動を積極的に推進します。

また、青少年の抱えている悩みや問題に対する指導や援助を行う電話（面接）相談員会などの組織の活動を推進します。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
青少年の体験学習参加者数	2,221人	2,300人

# 第4節 生涯学習の充実

基本計画

## 現況と課題

国際化、高度情報化、少子高齢化社会のなかで、生きがいある充実した生活を送るためには、新たな知識や技術の習得などを目的とした生涯学習活動の重要性がますます高まっており、市民の自主的な活動の促進や、地域活動との連携などによる生涯学習活動の充実に努めるとともに、さらなる啓発や普及活動が求められています。

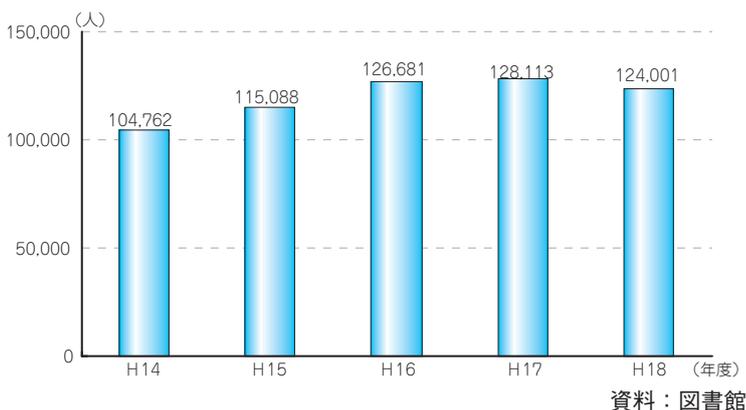
生涯学習の拠点施設である公民館は、中央公民館と11の地区公民館で構成され、情報拠点施設である図書館は、市立図書館と北橋図書館があり、各公民館には、図書室が配置されています。それぞれの施設は、学級や講座などの自主事業を実施しているほか、市民の自主的な活動の場として広く利用されています。

公民館においては、全ての世代に開かれた施設として、施設整備も含め、市民の学習ニーズの多様化に対応していくことが求められています。

また、図書館においては、生涯学習活動の重要性が高まるなかで、利用者も年々増加傾向にあります。今後、どの施設でも市民の求める学習情報を迅速に提供できるよう、図書館ネットワーク\*1の基盤整備や、学校図書館との連携を深め、資料の相互利用や、生涯学習情報の提供を共有するなどの検討を進める必要があります。

また、本市では、様々な分野における社会教育関係団体が、全市域や地区ごとにそれぞれの活動を展開しています。今後、これらの団体においては、全市的な一体感の醸成や団体間の活発な情報交換、公平な補助金の交付などの課題を踏まえ、より一体的で総合的な組織へ移行することが求められています。

### 図書館利用者数の推移



しづかわ出前講座

### 市民会議の提言



市民が  
できること

- 市民が出前講座を積極的に活用していく。
- 生涯学び続け、豊かな人生を送り仲間づくりをする。

### 市民意識調査



- 気軽に楽しく学べる場や機会の充実
- 文化のシンボルである図書館の充実

教育・文化・スポーツの振興

# 基本方針

市民が生涯にわたり主体的に学習や趣味に取り組み、生きがいのある充実した生活が送れるよう、「だれもが、いつでも、どこでも自由になんでも」学べる環境づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 生涯学習活動の推進

学校・家庭・地域社会と連携、協働し、学習内容の充実を図り、全ての世代のニーズに対応した積極的な活動を推進します。

また、広報紙や公民館だより、市のホームページなどの各種メディアを有効に活用して、学習活動などの啓発・普及を推進します。

### (2) 学習情報の充実とネットワーク化の推進

市民の様々な学習ニーズに応えるため、資料の充実化を図り、学習活動への支援を充実します。

また、図書館ネットワーク化や公民館を中心とした社会教育施設の連携強化を推進し、多様化、高度化する市民の学習活動への支援を充実するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実を図り、地域格差のない学習機会を提供します。

### (3) 学習施設の充実

市民が安全で快適に学習活動が行えるよう、公民館や図書館などの施設の維持管理に努めるとともに、計画的な施設整備を図ります。

### (4) 生涯学習推進体制の充実

各地区で活動する社会教育関係団体については、同じ目的を持った団体ごとに組織の統合を促進することにより、全市的な一体感の醸成や団体間の活発な情報交換、公平な補助金の交付を図り、生涯学習推進体制を充実します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
公民館利用者数	256,321人	282,000人
図書館利用者数	124,001人	156,600人
出前講座参加者数	1,300人	1,400人

\*1 図書館ネットワーク：図書館・公民館図書室に管理システムを導入することにより、情報資源のネットワーク化を図り、施設間の資料の検索と相互貸借を行うことです。

# 第5節 地域文化の振興

基本計画

## 現況と課題

長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形・無形の文化遺産は、郷土の歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことができないものであると同時に、文化性豊かなまちづくりを進めるための基礎となるものです。

本市には、先人によって培われた数多くの文化財が存在しており、市所有文化財としては初めての国指定である道訓前遺跡の出土品をはじめ、その数は指定文化財・登録文化財、合わせて170件にも及び、埋蔵文化財包蔵地\*1は、約600か所にのぼります。また、国指定有形民俗文化財の上三原田歌舞伎舞台をはじめ、本市には有形・無形の民俗文化財が数多く存在しています。

今後も、これらの貴重な文化財の維持管理と積極的な保存活用が求められています。とりわけ、歴史的な遺構として文化的価値の高い国指定の黒井峯遺跡や瀧沢石器時代遺跡などの史跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

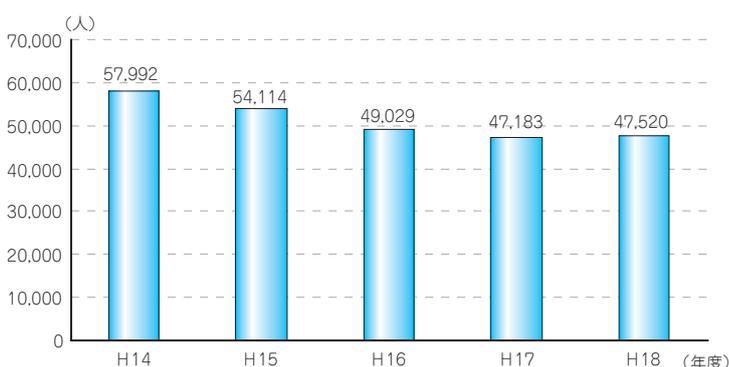
また、埋蔵文化財包蔵地からの出土品の保存と活用を図るため、歴史資料館などの施設の充実が必要となっています。

現在、地域の歴史や文化について研究を行うボランティア団体などが結成され、積極的な活動が行われており、今後、これらの団体と積極的に連携した施策を推進し、地域文化を伝承する指導者の育成を支援することが求められています。

芸術文化面では、これまで、市民一人ひとりが心豊かな質の高い生活を送るため、文化行政懇談会などを通じ、市民からの提言を受けながら、市美術館・桑原巨守\*2彫刻美術館や徳富蘆花\*3記念文学館などの活動と、市民会館の自主事業などを通じて様々な文化行政施策を推進してきました。

今後とも、これらの施策のさらなる推進により、文化活動の充実を図る必要があります。

### 文化施設入場者数の推移



資料：赤城歴史資料館、北橋歴史資料館、渋川美術館、徳富蘆花記念文学館、市民会館



上三原田の歌舞伎舞台

### 市民会議の提言



市民ができること

- 昔の遊びを子どもたちに継承していく。
- 地域や家庭が子どもたちに文化を伝える。



市民と行政が協働できること

- 市域の名所・旧跡を巡る散策会を定期的にも実施したい。

### 市民意識調査



- 歴史や文化の発展に力を入れ、芸術のまちにしてほしい。
- 今後は、ハード整備よりも文化面の充実が必要

教育・文化・スポーツの振興

# 基本方針

地域の貴重な文化財の保護と活用を図るとともに、芸術や文化に触れる機会を大切にし、歴史と文化のかおり高いまちづくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

地域の歴史や文化を総合的に調査研究し、貴重な文化財の保護を図るとともに、発掘された埋蔵文化財の整理や保存、学習資料としての積極的な活用を図るため、歴史資料館などの展示収蔵施設や文化財センターの整備を推進します。また、指定史跡については、それぞれの保存、活用計画を策定し、用地取得や公園整備などを推進します。

さらには、地域で伝承されてきた民俗文化財としての祭事や伝統芸能の保存や継承活動に関する支援を充実します。

### (2) 自主活動団体の育成支援

地域のボランティアや文化財愛好グループなどの自主活動団体の育成や支援を行うとともに、これらの団体と連携した事業を推進します。

### (3) 文化行政の推進

文化行政懇談会をはじめとした市民からの意見や提言を踏まえ、美術館や文学館などの市有芸術文化施設の活性化や、市民会館など関係する施設や機関とのネットワーク化を推進するとともに、創作活動などに関わる市民や、市にゆかりのある作家、文化人などの協力を得て、心の豊かさを実感できるかおり高い文化の醸成に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
地域文化活動団体の登録団体数	19団体	25団体
文化施設入場者数	47,520人	58,000人

- \*1 埋蔵文化財包蔵地：縄文時代や古墳時代などの住居や、土器などの生活用具が埋蔵されている土地のことです。
- \*2 桑原巨守（くわはら ひろもり）：[1927～1993] 沼田市生まれ、東京美術学校卒業。主に二紀展に具象彫刻を発表し、文部大臣賞などを受賞。女子美術大学名誉教授
- \*3 徳富蘆花（とくとみ ろか）：[1868～1927]熊本県生まれ、小説家。徳富蘇峰の弟。著書に、小説「不如帰」、随筆小品集「自然と人生」など。31歳で初めて伊香保を訪れて以来、夫人とともに度々足を運びました。晩年、病を押して伊香保に転地し、昭和2年秋、この地で亡くなりました。

# 第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

基本計画

## 現況と課題

生活水準の向上や余暇時間の増大など、市民を取り巻く生活環境の変化に伴い、スポーツ・レクリエーション活動への市民の関心は年々高まっています。国では、「スポーツ振興基本計画」のなかで、平成22年度までに各市町村に少なくとも1つの総合型地域スポーツクラブ\*1を育成し、生涯スポーツ社会の実現を目指しています。

これらを踏まえて、本市では、スポーツ活動の普及を進めていますが、スポーツ教室などの参加者に固定化の傾向が見られ、「一市民一スポーツ」を実現するためには、新たな参加者の掘り起こしや、健康スポーツの観点からの普及啓発活動が求められています。

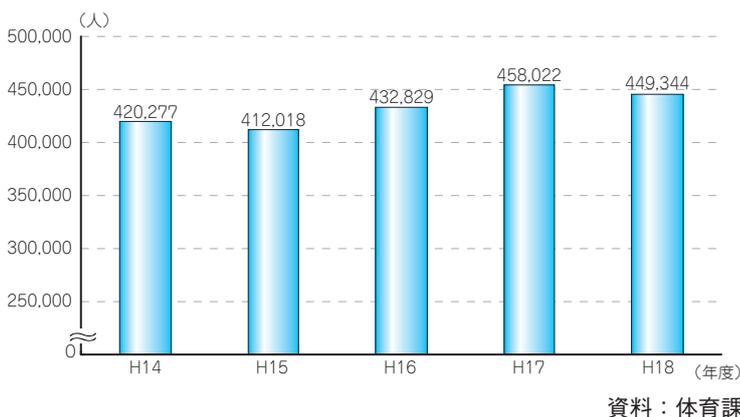
また、「スポーツ振興基本計画」には、国際競技力の総合的な向上についても主要な課題として挙げられています。そのため、市民スポーツ祭をはじめとした各種スポーツ大会の開催や、指導者の育成による競技力の向上を進め、競技スポーツ人口の拡大と合わせた振興を図る必要があります。

これらの施策の推進には、市民が安全で安心して利用できる施設の充実を図ることが求められています。

市内には、社会体育施設が26施設ありますが、施設の利用申請方法や施設使用料の統一がなされていないのが現状です。今後、施設の利便性の向上を図るための予約申請システムの導入や、施設使用料の適正化について検討を進める必要があります。

また、既存の施設を有効的に活用するため、新たな施設の整備にあたっては、利用目的が類似した施設の実態を把握するなど、既存施設のあり方を十分に踏まえた計画を推進する必要があります。

社会体育施設利用者数の推移



毎日の小さな努力で健康増進「スポレクフェスティバル」

### 市民会議の提言



市民ができること

- スポーツを通じて地域の人々の交流や地域以外の人々と交流する。



行政ができること

- 体育施設の共通利用パスを作ってほしい。

### 市民意識調査



- 青少年の犯罪を減らすためにも、スポーツができる場を確保し、体と心と技を磨く機会の提供

教育・文化・スポーツの振興

# 基本方針

「一市民一スポーツ」を目標に「いつでも、どこでも、だれでも」が、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施策の充実と、競技スポーツの振興を図ります。

## 施策の展開

### (1) スポーツ・レクリエーションの推進

市民の生きがいづくりや健康の保持増進を図るため、「一市民一スポーツ」を目標に、子どもから高齢者までのすべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、活動の普及に努めます。

また、地域住民であれば、だれもが希望する種目を自由に選択し、指導者のもとにスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活動支援に努めます。

### (2) 競技スポーツの振興

体育協会との連携により、指導者の育成はもとより、競技団体、競技者の育成や競技人口の拡大に努めるとともに、市民スポーツ祭をはじめとした各種スポーツ大会を開催し、競技力の向上を図り、市民が県民体育大会や国民体育大会に参加できるよう、競技スポーツの強化に対して支援します。

### (3) 体育施設の整備・充実

施設の利便性を向上させるため、予約申請システムの導入や施設使用料の適正化を検討します。

また、市民が楽しく安心してスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、老朽化した施設の改修や整備を計画的に推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
人口に占める週平均のスポーツ施設利用率	14.5%	35.0%

\*1 総合型地域スポーツクラブ：中学校区程度の地域内で、多種目、多世代、多様な技術や技能を持った人が、一定の規約のもと、会員として入会し、会費でクラブ運営を行う自発的・自治的な団体のことです。



## 産業の振興・活性化

### 第1節 農林業の振興

- (1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化
- (2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進
- (3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮
- (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

### 第2節 工業の振興

- (1) 経営基盤の安定化
- (2) 異業種間交流の促進
- (3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進
- (4) 企業立地基盤の整備
- (5) 環境と調和した工業地の整備促進と調査研究

### 第3節 商業の振興

- (1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生
- (2) 経営近代化の支援
- (3) 商業基盤の整備
- (4) 商業活動の推進
- (5) 商業活動のネットワーク化

### 第4節 観光資源の連携強化

- (1) 観光基本計画の策定
- (2) 温泉街の振興
- (3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進
- (4) 観光施設の充実
- (5) 交流交通の促進

### 第5節 新たな観光資源の開発

- (1) 地域資源の活用と再発見
- (2) 観光農業の推進
- (3) 外国からの観光客誘致の推進

### 第6節 勤労者対策の充実

- (1) 就業機会の充実
- (2) 相談事業の充実
- (3) 福利厚生 of 充実
- (4) 勤労者福祉施設の活用



# 第1節 農林業の振興

基本計画

## 現況と課題

農業生産の担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷など、農業を取り巻く状況は、目まぐるしく変化しています。これを踏まえ、国では重点的に取り組むべき課題や施策を盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」を策定し、また、県でも「群馬県農業振興プラン2010」を策定してきました。

本市においても、これらの計画を基本とし、多様化する消費者ニーズを踏まえ、畜産環境対策、環境保全型農業の推進や農業農村の活性化が急務となっています。

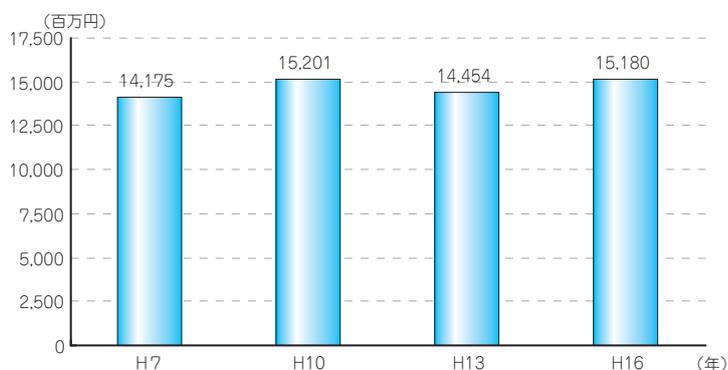
本市の農業産出額は約152億円で、県内12市の中で第5位となっています。農業産出額のうち、約58%を畜産が占めており、赤城、北橋地区に集中しています。

また、本市は、県内有数のコンニャク生産地であるとともに、群馬用水を活用した野菜栽培が行われています。赤城西麓地帯では畑地の総合整備が進められており、コンニャクや野菜を中心とした土地利用型農業が展開されています。さらに、伊香保温泉などの観光地に隣接した地理的条件を活かし、リンゴ、イチゴなどの観光果樹園や農産物直売所などを核とした観光農業のほか、女性起業家による農産物加工や地域農産物を活用した新商品開発、宿泊施設への食材供給なども行われており、観光資源としての地域農産物の利用促進が、ますます求められています。

本市は、市域の44.6%を山林が占めていますが、国産材需要の伸び悩みなどに伴う材価の低迷や、林業従事者の高齢化などの影響により、近年における林業経営戸数や面積は、ともに減少傾向にあります。こうしたなか、林業の安定的な生産を確保するため、林道開設などによる生産基盤の整備をはじめ、間伐、保育などの施業の計画的な推進、生シイタケを中心とするキノコ生産のより一層の推進や、森林病虫害の被害防除対策などが求められています。

また、伊香保、小野上、子持、赤城地区の鳥獣保護区に指定されている区域などではイノシシなどの有害鳥獣が多く繁殖しているものと懸念され、特に耕作地、樹園地などで農林作物被害が多発しているため、被害防止が求められています。

### 農業産出額の推移



資料：生産農業所得統計



新鮮な食材を求めにぎわいある「農産物直売所」

### 市民意識調査



- 農業の支援や市民参加を行政で呼びかけてほしい。

# 基本方針

国や県などの農林業振興施策を踏まえ、本市の地域特性に即した農林業施策の展開を図るため、自立する農林業経営の実現や、豊かな市民生活を支える活力ある農林業と農村の振興を推進します。

## 施策の展開

### (1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興、販売力の強化

認定農業者\*<sup>1</sup>を中心とした個別経営体や組織経営体\*<sup>2</sup>、法人経営などによる強い経営主体の育成を図るとともに、多様な新規就農者への支援に努めます。

担い手を主力にコンニャクや野菜をはじめとした農林産物の生産振興を推進し、生産技術や新品種の導入と普及を図り、高品質化、低コスト化、ブランド化、高付加価値化を推進し、観光資源としても積極的な活用を図ります。

### (2) 農林産物の安全確保と食と農の理解促進

農林産物の安全確保、消費者の安心確保、地産地消、食育の推進を図るとともに、資源循環型農業\*<sup>3</sup>や環境負荷を軽減した農業の実践を推進します。

### (3) 地域農業の維持と農村機能の保全と発揮

地域農業の維持、強化と、地域農産物の生産振興を図り、農地、農業用水、農道などの保全整備、確保とあわせて農村環境の整備を推進します。

### (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備

森林自然環境の保全とその利活用に努めます。また、森林病虫害の防除対策や野生鳥獣との共存共生に配慮した被害防止対策を推進します。

林道、作業道の整備を充実し、維持管理の合理化を図ります。また、林業後継者や従事者の育成確保と、間伐、造林、保育などの森林施業の共同化の促進に努めます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
認定農業者数	236人	249人
認定農業者への農地集積率 (農地集積面積)	23.0%(536ha)	32.0%(622ha)

\*1 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が、基準(①市町村基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的で総合的な利用を図るために適切であること)に適合するとして、市町村から認定を受けた農業者のことです。

\*2 個別経営体・組織経営体：個人(一世帯)単位の経営体と、法人化していない組織経営体のことです。

\*3 資源循環型農業：自然の恵みによりもたらされる持続的で再生可能な有機性資源(わら類、収穫残さ、剪定枝、家畜排泄物、生ごみ、林地残材など)を堆肥化により土づくりに有効利用するなど、資源の循環利用を促進する農業形態のことです。

## 第2節 工業の振興

### 現況と課題

本市の工業は、豊富な水資源を利用した鉄鋼、化学などの重化学工業製品の工場が発達し、関越自動車道の開通後は、飲料、食品関係企業の進出もあり、これらの製造品出荷額の全体における割合が高くなっています。近年、製造品出荷額は増加傾向で推移しており、渋川地区が出荷額全体の約9割を占め、本市の工業生産力を牽引しています。

しかし、本市の工業を構成する企業の大半が中小企業であることから、経営基盤が弱く、経済情勢の変化の影響を受けやすい状況にあり、中小企業を中心とした工業の活性化に向けて経営基盤の安定化を図っていく必要があります。

中小企業を支援する取り組みとして、国や県では、企業・大学などの研究機関・行政の三者が連携し、共同して研究開発を進める産学官連携が推進されています。本市でも、企業に対して積極的に産学官連携を推進するための情報提供を行うとともに、他企業との異業種交流を図るなど、多様な振興策により企業の人材育成や技術の向上を促進していくことが求められています。

また、ものづくり産業を活性化するため、国や県では、新製品開発、新技術の向上に取り組む中小企業を支援する政策が推進されています。県でも「1社1技術\*1」企業選定事業に取り組んでいます。今後、県に認定された市内の「1社1技術」選定企業のネットワーク化などを進め、産業の活性化を図ることが求められています。

さらに、工業の一層の発展を図るため、有馬企業団地を中心に企業誘致を推進するほか、市内事業所数、従業者数の減少傾向も考慮し、環境と調和した新たな企業立地の可能性などについて、関係機関と連携し調査研究をしていく必要があります。

#### 工業製品出荷額の推移



資料：工業統計調査



利根川沿いは県下有数の工業地帯

#### 市民意識調査



- 工業の振興による活性化をしてください。

# 基本方針

産学官連携による取り組みや活性化、経営基盤安定化のための様々な施策を促進するとともに、環境に配慮した企業立地基盤整備に努めます。

## 施策の展開

### (1) 経営基盤の安定化

商工会議所や商工会など関係機関と連携し、中小企業の経営改善、新たな創業についての相談などの施策を推進します。各種制度融資の普及、充実など、金融機関などの関係機関とも連携した取り組みにより、市内工業の活性化など経営基盤安定化を支援します。

### (2) 異業種間交流の促進

企業における新分野の検討や製品開発、販路開拓などを進めるため、県をはじめとした関係機関から協力を得て、経営者や技術者などの研修会や、産学官連携による交流活動を促進します。

### (3) ものづくり中小企業のネットワーク化の促進

優れた技術を有する中小企業に対して、ものづくり基盤技術の高度化や研究開発支援など、国や県の制度の普及啓発に努めるとともに、県で認定する「1社1技術」選定企業のネットワークの構築や、知的財産対策、販路開拓などを支援するため、関係機関との交流を促進します。

### (4) 企業立地基盤の整備

有馬企業団地などの周辺道路網の整備、工業用水の確保などにより、総合的な企業立地基盤の整備に努め、企業誘致を進めます。

### (5) 環境と調和した工業地の整備促進と調査研究

既存工場・施設の改善や緑化を促進するとともに、周辺環境の保全や緑地の確保に配慮しながら、新たな企業立地について調査研究を進めます。

## 指標

項目	現状値 (平成17年度)	目標値 (平成24年度)
製造品出荷額	1,984億円	2,230億円
項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
有馬企業団地進出企業数 ( )内は、工業団地面積	1 (供用済面積0.26ha)	4 (残面積2.1ha)

\*1 1社1技術：県において、「ものづくり立県ぐんま」を目指して、企業が誇りうる技術、これはといえる技術を開発し、保有し、改善し続けることが重要であるという趣旨のもと、県内中小製造業者から各社の誇る独自技術を申請してもらい、「1社1技術」選定企業として認定するもので、平成12年度から実施しています。

# 第3節 商業の振興

基本計画

## 現況と課題

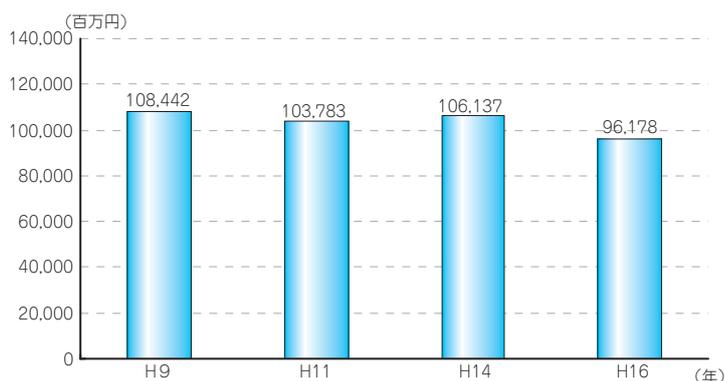
本市の商業は、小売販売額が年々減少傾向にあります。小売吸引力\*1は県内でも高く、比較的自立的な商圈を形成しています。渋川地区では、商店数、従業員数を見ても市内全体の約6、7割を占めており、本市の商業機能の中核を担っています。

商店街の振興については、今後、商工関係団体との連携により、商業者の経営安定化を支援するとともに、駐車場整備など来街者の利便性の向上を図るための商業基盤整備が求められています。また、商店街が行うイベントなどに積極的に支援し、商店街の活性化を図っていく必要があります。さらには、地区ごとに分散した商業者が協力し、相乗的に商業環境の充実が図られ、観光や農業など地区ごとに特色を持った地場産業が連携していくために、関係団体との調整が急務となっています。

一方、渋川地区の中心的商業地域であった四ツ角周辺からJR渋川駅に至る地域については、大型店舗の郊外出店などの影響や社会情勢の変化に伴う人口、商店数の減少などにより空洞化を招いています。

このようなことから、中心市街地のあり方についてのこれまでの考え方を見直し、車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりを視野に入れつつ、中心市街地の活性化について取り組む必要があります。さらに、区画整理事業の進捗状況などを見極めながら、市民や商業者が主体となって進めるまちづくりへの支援や、商工関係団体との協力体制をこれまで以上に構築していく必要があります。

小売販売額の推移



資料：商業統計調査



J R 渋川駅前商店街

### 市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- 中心市街地に人々が集い、特に高齢者の住みよいまちにしたい。

### 市民意識調査



- 人と人がふれあい、会話のある商店街の復活
- テーマをもった活性化の取り組みが必要
- 気軽に立ち寄れる身近な商店街の再生

産業の振興・活性化

# 基本方針

市全体の商業機能のバランスや周辺地域の商業集積の変化を踏まえ、既存商店街を中心とした地域の商業活性化、地域に身近な魅力ある商業環境の創出など、各地区の特性に応じた商店街の振興や商業環境の整備・充実を推進します。

## 施策の展開

### (1) 中心市街地の活性化と活力ある商業地の再生

都市拠点として位置付けられるJR澁川駅周辺の中心市街地について、商業活性化のための諸施策を推進するほか、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、コンパクトでにぎわいあふれる中心市街地の活性化に向けた検討を進めます。

### (2) 経営近代化の支援

商工会議所や商工会といった商工関係団体との連携強化を図り、社会状況の変化に対応した経営指導や経営安定化のための融資制度の充実を図ります。

### (3) 商業基盤の整備

既存商業地域内における居住機能の向上や駐車場整備など来街者のための利便性向上を図り、総合的な都市機能の回復や充実に努めます。

### (4) 商業活動の推進

地元消費拡大の促進や、新たな商品開発、商業イベントなどに対する支援により、商業活動の推進を図ります。

### (5) 商業活動のネットワーク化

各地区の事業者の連携や、観光や農業などの地場産業とのネットワーク化を進め、商業活動の充実を図ります。

## 指標

項目	現状値 (平成16年度)	目標値 (平成24年度)
年間商品販売額	1,651億円	1,800億円

\*1 小売吸引力：市または地区の人口あたりの小売販売額を県の人口あたりの小売販売額で除したものです。1以上であれば、市または地区外からも買い物が流入していることとなります。

# 第4節 観光資源の連携強化

基本計画

## 現況と課題

平成18年度に「観光立国推進基本法」が施行され、観光が21世紀におけるわが国の重要な政策の柱として明確に位置付けられ、地方自治体においても、地域の特性を活かした主体的な取り組みが求められています。

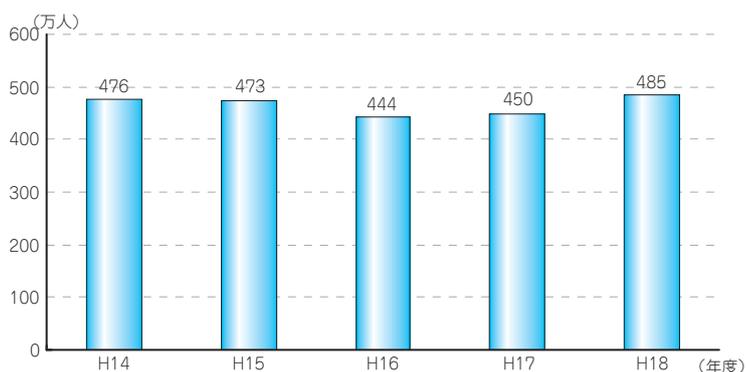
本市には、全国有数の温泉として名高い伊香保温泉があり、毎年多くの観光客が訪れています。アルテナード\*1を中心とした地域連携による観光宣伝や、各地区の温泉施設や観光施設の維持、充実により、平成18年度には約485万人の観光客が本市を訪れています。特に観光の核となる伊香保地区では、現在、より多くの集客を図るため、温泉街の再生に取り組んでいます。

今後、伊香保温泉と各地区に点在する豊富な観光施設や観光資源の連携を踏まえた「観光基本計画」を策定し、観光のまちづくりに向けた計画的な取り組みが必要となっています。

また、既存の観光ルートに加え、新たな観光ルートの設定により地域資源の連携を強化するとともに、一体的な宣伝活動を行い、市内に観光客を回遊させ、市域全体としての観光地化を図ることが求められています。さらには、既存の観光施設の利便性やサービス体制の充実を図るとともに、それぞれの施設の特長を活かしながら、官民協働により施設間の連携を進めていくことが求められています。

こうした観光施策の一層の推進を図るため、首都圏からの接続性の良さを活かし、本市の玄関口である渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR渋川駅から観光客を誘導するための案内方法や公共交通機関の充実を図ることが求められています。

観光客入込数の推移



資料：群馬県国際観光課



日本三大名段 伊香保温泉 石段街

### 市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- 市内各地の特長を活かした観光ネットワークづくりに取り組みたい。

### 市民意識調査



- 観光振興に更に力を注いでほしい。
- 渋川の独自のものをPRしていくことが必要

産業の振興・活性化

# 基本方針

伊香保温泉を核として、市域に点在する観光資源の充実を図りながら、一体的な宣伝活動を行うとともに、観光ルートの整備により、観光資源の連携強化を図り、観光客が再び訪れたいくなる観光地づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 観光基本計画の策定

観光のまちづくりを進めるため、明確な目標を定めた「観光基本計画」を策定し、魅力ある観光地づくりを計画的に推進します。

### (2) 温泉街の振興

本市の観光の核となる伊香保温泉については、景観に配慮した温泉街の整備を推進するとともに、観光客が、安全で安心して滞在できる取り組みの支援を行います。

また、人づくり事業などを通じて市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

### (3) 一体的な観光宣伝と観光ルートづくりの推進

市域全体を観光地として捉え、一体的な宣伝活動を積極的に推進するとともに、渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR各駅からの交通の便を考慮した各地区を巡る新たな観光ルートを設定し、各種団体や企業と連携を図りながら、観光客が回遊できるような魅力ある観光地づくりを推進します。

また、前橋、高崎地域や吾妻、利根沼田地域との連携により、広域的な観光ルートの研究を進めます。

### (4) 観光施設の充実

既存施設の利便性やサービス体制を見直すとともに、施設の特長を活かした施設のイメージアップを推進します。

### (5) 交流交通の促進

観光客が公共交通機関を利用して市内を回遊することができるよう、将来道路交通網の整備との整合性を図りながら、鉄道やバスなどの関連企業との協力体制のあり方を含め、JR渋川駅を中心とした二次交通\*2の充実について研究を進めます。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
観光客数	485万人	500万人
宿泊者数	121万人	130万人

\*1 アルテナード：日本シャンソン館から徳富蘆花記念文学館までの9kmを結ぶ県道の愛称で、イタリア語のアルテ（芸術）と英語のプロムナード（散歩道）の一部を組み合わせた造語です。

\*2 二次交通：複数の交通機関を使用する場合の二種類目の交通機関のことを指します。主には鉄道駅から路線バスなどを使って観光地などへ向かう交通手段のことです。

# 第5節 新たな観光資源の開発

基本計画

## 現況と課題

本市では、市域の観光資源を掲載した観光パンフレットやマップなどを作成し、市内全域を回遊できる魅力ある観光地づくりに取り組んでいます。一年を通じて、桜、ツツジ、アジサイなど四季折々の花を楽しむことができるとともに、白井宿八重ざくら祭りや渋川へそ祭り、伊香保ハワイアンフェスティバルなど、様々な祭りやイベントが堪能できます。

今後、市域の観光資源をこれまで以上に宣伝するとともに、埋もれた地域資源を様々な視点から掘り起こし、観光資源としていかに活用していくかが求められています。

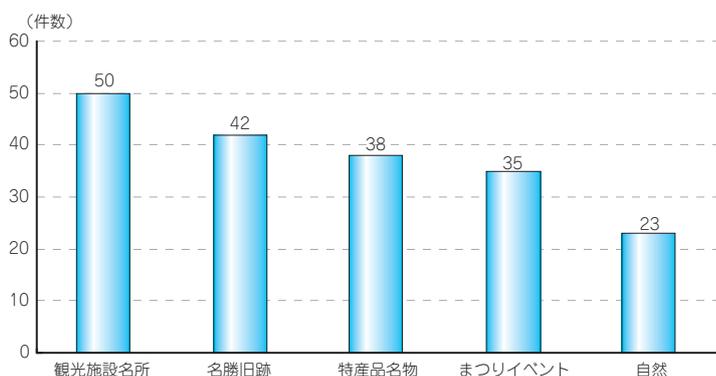
また、農業がさかんな本市では、各地で新鮮な野菜などが収穫されているほか、リンゴ、イチゴ、ブルーベリーなどの果樹園や、農産物直売所、そば打ち、コンニャク加工などを体験できる施設などが点在し、農業と観光の連携が見られます。

今後、農村地域の豊かな自然や文化、人々との交流を滞在型で楽しんでもらうグリーンツーリズム\*1の推進や、特産品の開発、地産地消の推進による観光を促進していく必要があります。

「観光立国推進基本法」には、観光立国実現のための、国際競争力強化が盛り込まれており、また、県では、平成22年度までに海外誘客を年間10万人とする目標を立てています。本市においても、伊香保温泉というブランドを活かした県内有数の観光地として海外誘客が期待されています。

今後、県や他地域との連携による宣伝活動を行うとともに、外国人が安心して観光できる環境づくりが求められています。

観光ガイドマップ掲載資源数



資料：観光課（平成19年3月発行渋川市観光ガイドマップ）



イチゴ狩りを楽しむ観光客

### 市民会議の提言



行政ができること

- へそ祭りに多くの市民が参加できるように、仮装行列などの企画を入れてほしい。
- スポーツイベントとタイアップした観光振興を図ってほしい。

### 市民意識調査



- 河川敷や山林、自然を売りにした観光の振興
- 歴史ある山車まつりやへそ祭りの継続、充実
- 新市が一体となる事業を行ってほしい。
- もっと気軽に老若男女が参加できる祭りにしてください。

産業の振興・活性化

# 基本方針

点在する地域資源を見直し、四季折々の花や、地区が受け継いできた祭りやイベント、農産物を中心とした特産品などを観光資源として捉えるとともに、既存の観光資源と結びつけ、本市の新しい魅力を国内外に発信します。

## 施策の展開

### (1) 地域資源の活用と再発見

四季折々の花や各地区の祭り、イベント、文化財などを観光資源として捉え、その充実化を図るとともに、本市の魅力として積極的な宣伝に努めます。

また、景観、人材、自然など様々な視点から、地域資源を改めて見つめ直し、観光資源として既存の観光資源と結びつけた活用方策について検討を進めます。

### (2) 観光農業の推進

農産物をはじめ、地域の特産品についてブランド化を図り、積極的に宣伝することで、観光地としての価値を高めます。

また、市内に点在する果樹園や農産物直売所とさらに連携を深め、グリーンツーリズムや豊富な農産物の地産地消を積極的に推進します。

### (3) 外国からの観光客誘致の推進

本市観光協会が加盟する渋川地区観光特別宣伝協議会\*<sup>2</sup>や県、他地域との連携により、外国からの観光客を誘致するため、独自の観光商品の企画や宣伝活動に積極的に取り組みます。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
外国人宿泊者数	1,600人	3,200人

- \*1 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。
- \*2 渋川地区観光特別宣伝協議会：伊香保温泉観光協会や渋川市観光協会が中心となり、県行政事務所や農業指導センターなども参加して、民間団体や企業などとともに渋川広域圏全体の観光を広く宣伝し、誘客の増加と産業の振興を目指すための組織のことです。

# 第6節 勤労者対策の充実

基本計画

## 現況と課題

最近の雇用情勢は、景気の回復に伴い、全国での有効求人倍率が1倍を超えた一方、パート、派遣労働者が増加し、就業形態の多様化が進んでいます。企業の国際化、技術革新による経営の効率化が進むなかで、勤労者の就労環境はより厳しさを増すことが予想されます。また、産業構造の変化により、ものづくり製造業から情報、医療、福祉、教育などのサービス産業が増加しています。

このようななか、本市の雇用環境は、有効求人倍率が全国平均を下回っており、依然として厳しい状況となっています。特に若者や高齢者、女性、障害者の就労機会の拡充が厳しいことから、今後もハローワーク\*1や県など関係機関と連携し、就業を支援するための雇用対策を進めていく必要があります。

また、雇用問題への相談体制や勤労者の福利厚生の実充など、勤労者福祉施設の積極的な活用もあわせ、就労環境の改善について関係機関と連携した取り組みが求められています。

新規求職数と就職率の推移



資料：渋川公共職業安定所



就業援助相談

### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 高齢者を中心とした就労支援を充実してほしい。

### 市民意識調査



- 就労機会の充実や年齢制限などの緩和
- パート雇用機会の充実

産業の  
振興・活性化

# 基本方針

勤労者が、安心して働ける職場環境の向上と福利厚生に向けた取り組みを促進するとともに、若者、高齢者、女性や障害者を含めた全員参加型社会\*<sup>2</sup>の実現を目指し、雇用対策の充実に努めます。

## 施策の展開

### (1) 就業機会の充実

若者向けの就職支援、高齢者、女性の就職促進、障害者の働ける環境づくりの確保のためにハローワークをはじめとする関係機関と連携を図り、適性職業の助言指導や雇用情報の提供や啓発に努めます。

### (2) 相談事業の充実

雇用環境の厳しいなか、家計を補う内職情報などの相談事業を推進するほか、複雑化する雇用問題を巡るトラブルなどに対応するための相談事業を推進します。

### (3) 福利厚生の充実

勤労者の居住環境の向上や、従業員の確保定着を図るための福利厚生施設の充実に努めます。また、勤労者の生活の安定のため、生活資金の融資事業を推進するほか、中小企業従業員の福祉増進と雇用の安定を図るため、退職金共済制度の普及を推進します。

### (4) 勤労者福祉施設の活用

勤労福祉センターを勤労者の研修や地域の人々との交流の場として、総合的な福祉施設としての活用を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
有効求人倍率	0.9倍	1.0倍
相談窓口の利用件数	905件	1,000件

- \*1 ハローワーク：正式名称を「公共職業安定所」という厚生労働省の行政機関です。仕事を探している人に求職情報を提供し、その仲介や、雇用保険の業務をしています。
- \*2 全員参加型社会：誰もが社会とのつながりを持ち、就業を中心に能力を活かすことにより、社会を支える側に回ることができる社会のことです。



## コミュニティ・市民参加の充実

### 第1節 市民と行政との 協働体制の確立

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) 市民協働体制の確立
- (3) ボランティア・NPO活動との連携

### 第2節 交流連携の強化と 国際交流の推進

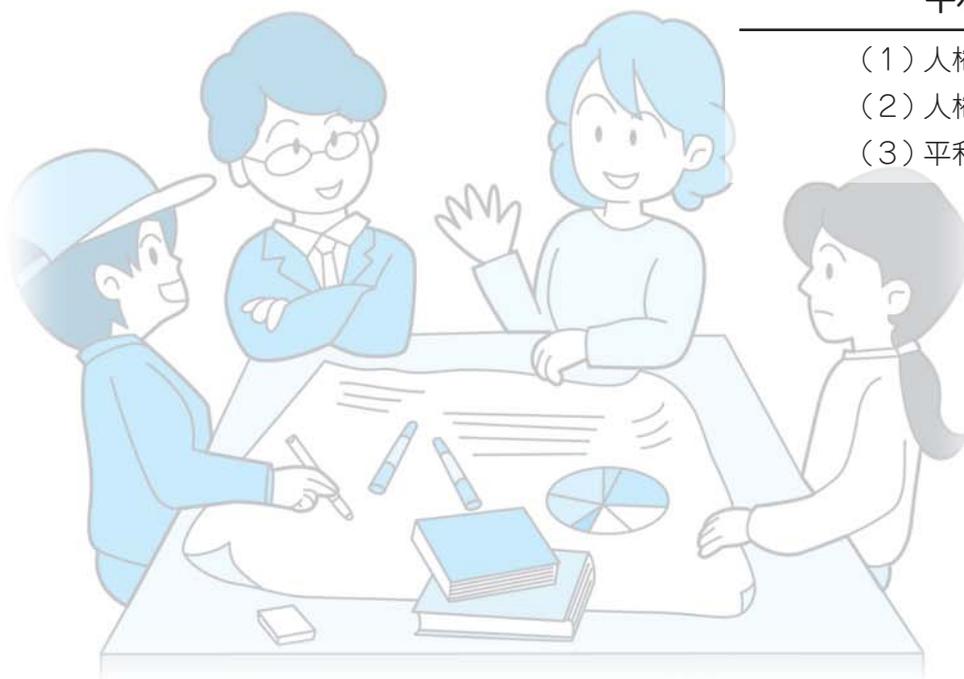
- (1) 都市、地域間交流の推進
- (2) 姉妹・友好都市などとの交流推進
- (3) 市民レベルの国際交流への支援

### 第3節 男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画計画の策定と推進
- (2) 男女共同参画推進施策の充実
- (3) 啓発活動の推進

### 第4節 人権意識の向上・ 平和な社会の推進

- (1) 人権相談・啓発の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 平和な社会の構築



# 第1節 市民と行政との協働体制の確立

基本計画

## 現況と課題

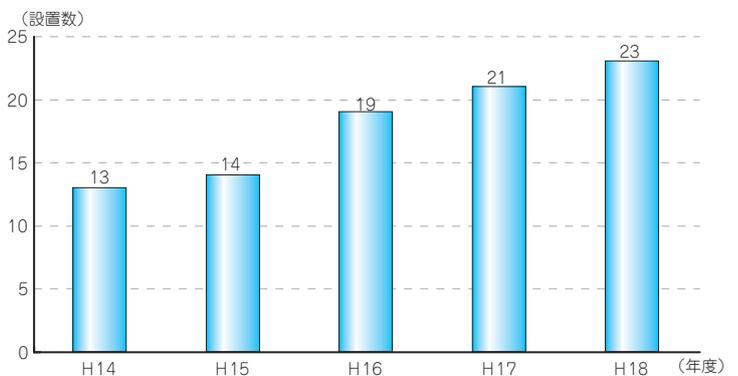
地方分権の進展や市民ニーズの多様化により、市民の視点に立った行政運営や市民と行政との役割分担によるまちづくりが求められるなかで、まちづくりの担い手である地域のコミュニティ組織による活動はますます重要となってきています。

本市においてもNPO\*1による社会貢献活動が活発化し、数多くのNPOがそれぞれの専門性を活かしながら活動しているほか、各地区のコミュニティ組織や団体が、様々な分野にわたって、活発な活動を展開しています。

このようななかで、コミュニティに関わる施策の重要性はますます高まってきており、これまで以上に「自分たちのまち自分たちでつくる」という自治意識のもと、地域コミュニティ組織を中心とした、市民と行政とがそれぞれ蓄積してきた経験や実績を持ち寄り協力する、新しい体制づくりが必要となってきています。

また、多様化する市民ニーズに対応し、市民と行政との協働体制を確立するためには、ボランティア団体・NPOが持っている専門性と専門知識を大切にしながら、行政とのパートナーシップによる、まちづくりがますます重要となってきています。

### NPO数の推移



資料：群馬県NPO・ボランティア推進課



市民ふれあい議会

### 市民会議の提言



市民ができること

- 市民が考え、市民が実践する「渋川市民会議」を設立し、日本一住みたいまちをつくるため、定住人口の増加に向けた取り組みの検討や、市民が作る市民のための市民大学の設立に向けた検討を行い、オンリーワンのまちづくりを目指す。



市民と行政が協働できること

- 学生たちが気軽に参加できるボランティア組織をつくりたい。

### 市民意識調査



- 各世代が交流できる場と機会を充実してほしい。
- 計画段階からの市民参加機会の充実
- あいさつ、礼儀、マナー、常識、人情に厚い市民が多いまちにしたい。
- 市民ができることをもっと探す。

市民参加の充実  
コミュニティ

# 基本方針

市民による地域に密着した自発的なまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりへの市民参画を積極的に進め、市民と行政との協働体制の確立を目指します。

## 施策の展開

### (1) コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動を促進するため、活動の拠点となる集会施設の整備やコミュニティ活動に対し支援します。

また、市民と行政とが互いに情報交換を密にし、それぞれの役割を果たしながら、住みやすい地域を目指します。

### (2) 市民協働体制の確立

市民参画による協働体制を確立していくため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」の自治意識を向上させ、市民と行政の役割分担に応じた市民参画の協働体制づくりや地域のコミュニティ組織と連携し、地域ごとに特色のあるまちづくり活動の支援を充実します。

また、市民意見公募\*2などの手法により、広く市民の意見を反映した行政運営を推進します。

### (3) ボランティア・NPO活動との連携

地域づくりに貢献するボランティア団体やNPOとの連携を密にし、活動状況を的確に把握しながら、団体の自主性と主体性を最大限に尊重し、団体相互の連携強化を図ります。

また、各種ボランティア団体やNPOの連携窓口となる活動拠点の整備などについて検討を進めます。

## 指標

項目	現状値(平成18年度)	目標値(平成24年度)
NPO数	23団体	33団体

\*1 NPO:「特定民間非営利組織」のことで、Non Profit Organizationの略です。

社会的な使命、目的をもって自発的、継続的に活動を行い、営利を目的とせず、有償の場合、余った収益は分配しないで次の活動のために再投資する団体をいいます。

\*2 市民意見公募:行政が計画などを策定する際に、事前に原案を公表し、市民がこれについて意見を述べる手続きのことです。

## 第2節 交流連携の強化と国際交流の推進

### 現況と課題

国際化が進展するなか、市民と行政との協働による国際的視野に立ったまちづくりがますます求められています。海外都市や市域を越えた市町村との交流や連携を図っていくことは、交流先について理解を深め、本市の歴史や文化などの地域特性を再発見することができ、豊かなまちづくりを進めるための原動力となるものです。

本市では、国内外の都市と歴史、文化などの違いを越え、それぞれの特性を活かした様々な交流を進めてきました。

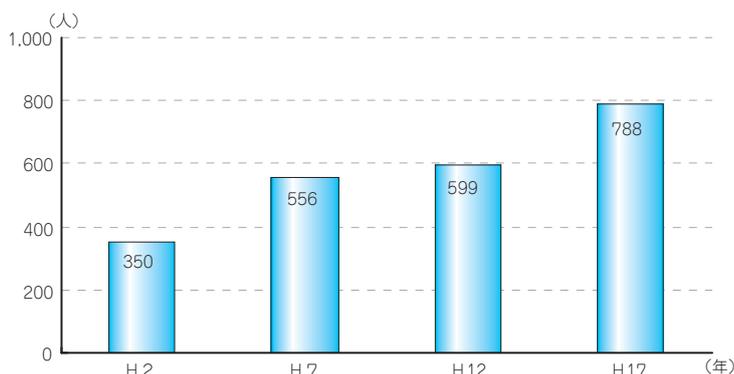
国外では、イタリア共和国2都市、オーストラリア連邦1都市、アメリカ合衆国1都市の計4都市と姉妹・友好都市として、教育、産業、観光などの分野での交流を深めてきました。

また、市内に在住する外国人は、平成17年で788人となっており、年々増加の傾向にあり、在住外国人との共生社会の実現が求められています。このことから、市民レベルの国際交流活動の中心的役割を担う渋川市国際交流協会に対して積極的な支援を行っています。

今後とも、海外姉妹・友好都市や国内他市町村との有意義な交流を進めていくため、今までの交流実績を踏まえ、本市の特性を積極的に発信し、私たちの住む地域の素晴らしさを再発見していく必要があります。

また、市民レベルの国際交流への支援としては、渋川市国際交流協会をはじめとした市民団体と行政が連携し、外国人生活相談や国際理解講座、ボランティア会員を中心とした交流会など様々な活動を展開するほか、海外姉妹・友好都市との交流を通じ、より一層の国際理解を深めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組む必要があります。

#### 外国人登録者数の推移



資料：外国人登録原票



在住外国人との交流を目的とした「バーベキュー交流会」

#### 市民会議の提言



行政が  
できること

- 地域の特色を利用して国際化の推進を図ってほしい。

#### 市民意識調査



- これまで築いてきた交流を絶やさないう感謝の心とゆとりある地域づくりをしたい。

# 基本方針

本市の歴史・文化と観光・産業などの地域特性を活かし、市域を越えた市町村との連携の強化、海外姉妹・友好都市との相互交流を推進するとともに、外国人と共存できるコミュニティの形成を図ります。

## 施策の展開

### (1) 都市、地域間交流の推進

これまでの交流実績を踏まえながら、交流先の国内他市町村との情報交換を密に行い、それぞれの地域の歴史や文化などの特性を活かした交流事業を進めることにより、本市の地域特性を市内外への発信と再発見に向けた取り組みを推進します。

また、市民活動や学校教育などの交流に加え、農産物や農産加工品の流通など経済面での交流や伊香保温泉をはじめとした各地区の温泉のPRを行い、多様な交流を推進します。

さらに、全国へそのまち協議会\*1と連携し、「日本のまんなか」として国内外に向けて情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

### (2) 姉妹・友好都市などとの交流推進

国際的視野に立ったまちづくりを進めるため、海外姉妹・友好都市と教育、産業などの分野で個性を活かした相互交流の推進を図ります。また、これら都市への中学生の派遣や受け入れを行い、国際性豊かな人材の育成の取り組みを推進します。

### (3) 市民レベルの国際交流への支援

渋川市国際交流協会をはじめとした国際交流関係団体の活動に対し、積極的に支援し、市民レベルの国際交流活動の充実に努めるとともに、在住外国人が安心して暮らすことのできる多文化共生社会の実現を推進します。

また、海外の文化や習慣などについて市民への理解を深めるため、渋川市国際交流協会が実施する国際理解講座や語学講座をはじめ、生活情報の提供や各種相談業務の充実に促進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
都市交流事業への参加者数	121人	180人
国際交流事業への参加者数	721人	830人

\*1 全国へそのまち協議会：全国各地のへそのまち(中心地・重心地)を標榜する自治体が、まちづくりの情報交換や各種事業の実施を通じて、それぞれが特色あるまちづくりを推進する目的を持って設置された組織です。平成18年度現在、6自治体が加盟しています。

# 第3節 男女共同参画の推進

基本計画

## 現況と課題

平成11年度に「男女共同参画社会基本法」が制定され、目指すべき社会への法的基盤が整備されました。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割意識は、依然として根強く残っています。男だから、女だからという枠をはめず、社会の対等なパートナーとして、ともに責任を担いながらその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で参画する男女共同社会の実現が大きな課題となっています。

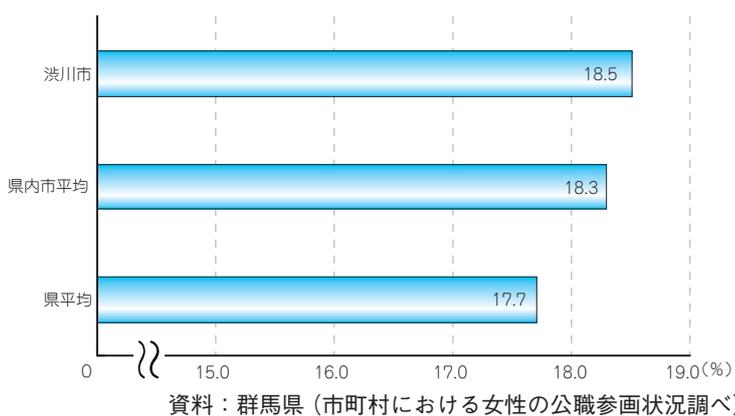
本市においても、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会\*1の実現を目指して、新たな「男女共同参画計画」の策定を進めています。

男女共同参画社会実現のための課題は、非常に広範囲に及びます。男女共同参画とは直接関係ないと思われる領域であっても、その施策が結果として女性と男性に対して偏った影響を与えることも考えられます。

そのため、各施策や事業の取り組みにおいて、男女が共に参画し、新たに策定する計画を積極的に推進する必要があります。

また、あわせて男女共同参画に関する認識を深め、定着させるためのわかりやすい広報・啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

審議会における女性の比率 平成19年3月末



両親学級

コミュニティ  
市民参加の充実

# 基本方針

職場・学校・地域・家庭などの社会のあらゆる分野において、市民と事業者が連携して男女平等の理念のもとに協働する環境づくりを推進します。

## 施策の展開

### (1) 男女共同参画計画の策定と推進

「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえながら、本市における男女共同参画社会の実現を目指して、新たな「男女共同参画計画」を策定し、事業の効果的な推進を図ります。

### (2) 男女共同参画推進施策の充実

市民が身近な部分から男女共同参画の問題を考え、解決していけるよう施策の充実を図ります。

各施策の実施にあたっては、男女共同参画推進懇談会を設置して、広く市民の意見などを取り入れながら市の取り組み状況に関する問題点を点検するとともに、理解と協力を求めています。

また、委員会や審議会などへの女性委員登用を積極的に進め、男女共同参画による地域づくりを推進します。男女共同参画社会の形成を図る上では関係機関や各種関連団体の行う取り組みが重要であることから、男女共同参画に対する理解を広く呼びかけるとともに、連携を強化し、男女共同参画社会構築に向けた取り組みや社会参加促進の支援を進めます。

### (3) 啓発活動の推進

市民や事業所などがそれぞれの役割を担いながら一体となって、職場で、学校で、地域で、そして家庭で、男女共同参画社会構築に向けた問題解決を図ることができるよう、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づいた意識啓発活動を推進します。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
セミナーなどへの参加者数	358人	920人

\*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的利益を均等に享受することができ、共に責任を担うべき社会のことです。

# 第4節 人権意識の向上・平和な社会の推進

基本計画

## 現況と課題

世界では、今なお武力による争いが絶えません。この背景には、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在があります。すべての人々の人権の尊重を基礎として恒久平和の理念に基づき平和の尊さ、戦争の悲惨さを忘れることなく、次代に引き継ぐことは、私たちの大切な責務のひとつです。

本市では、人権相談の日を設け、いじめ・体罰や家庭内の問題、プライバシーの侵害問題など非常に幅の広い問題への相談に応じています。

人権教育では、生涯学習の観点から、人権に関するポスターや標語の募集、研修会、講演会を開催し、人権意識の高揚を図っています。

また、家庭や学校では、実践教育や教職員の意識の高揚、保護者に対する啓発活動を通して、豊かな情操や思いやり、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など、子どもにとって健全な人間関係を築くことができるよう支援に努めています。

平和推進活動としては、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、これを踏まえて作文やポスターと標語を市民などから募集し、平和広告塔を設置するなど、平和の大切さについて周知を図るとともに、市民平和団体への活動支援を行っています。

今後、人権相談窓口の充実を図るとともに、いじめ問題やインターネット利用に代表される新たな人権問題なども生じていることから、日常的に、家庭、学校、地域社会において、人権について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めるための啓発活動の推進を図るとともに、子どもたちの人権感覚を育て、思いやりのある態度や行動がとれるよう、より一層の人権教育の充実が必要です。

平和な社会の構築に向けては、引き続き平和の尊さを市の内外に発信し、争いのない安全で安心な市民生活を守っていくことが必要です。

### 平和推進ポスターと平和作文応募者の推移



※H14～17は、旧渋川市の応募者数

資料：企画課



平和推進のための広告塔

市民参加の充実

# 基本方針

すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を推進します。

## 施策の展開

### (1) 人権相談・啓発の推進

すべての人々の人権を尊重し、市民が平等で平和に暮らせる社会を実現するために、人権相談窓口を充実するとともに、家庭、学校、事業所、地域社会などあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念に関わる啓発活動を推進します。

### (2) 人権教育の推進

教育の出発点である家庭教育の支援や社会教育施設を中心とした学級・講座の開設など、人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重ポスターや標語の募集事業を実施して、市民の人権意識の高揚を図ります。

学校教育のなかでは、子どもの発達段階に応じた効果的な教材の開発やカリキュラムの整備を行うとともに、指導者の資質の向上を図り、学校・地域の実態に応じた各学校の創意工夫による取り組みを進めるなど、子どもの人権を尊重し、豊かな人間性を育む教育を推進します。

### (3) 平和な社会の構築

次代を担う子どもたちに、早くから平和の尊さに気づき理解してもらえるよう、ポスター、作文の募集事業を実施するとともに、市民平和団体への支援を行うなど、様々な事業を通じて、平和な社会の構築に向けた市民平和運動を推進します。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、平和憲法のもと、非核三原則\*1を堅持し、全世界からの核兵器の廃絶と真の世界平和を強く希求するための啓発活動を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
人権ポスター応募率	65.8%	85.0%
平和映画上映会参加者数	120人	260人

\*1 非核三原則：「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という原則のことです。



# 効率的な行財政運営

## 第1節 広報広聴の充実

- (1) 広報活動の充実
- (2) 広聴活動の充実

## 第2節 情報公開の推進・ 個人情報保護の推進

- (1) 情報公開の充実
- (2) 個人情報保護の推進

## 第3節 情報化の推進

- (1) 情報通信技術を活用した  
市民サービスの向上
- (2) 情報通信技術を活用した  
行政運営の高度化・効率化の推進
- (3) 情報の安全性の確保
- (4) 市民の情報活用能力の開発支援
- (5) 情報通信格差の是正

## 第4節 健全な行財政運営

- (1) 行政改革の推進
- (2) 事務事業の見直しと  
公共施設の有効活用
- (3) 組織の活性化と定員管理の適正化
- (4) 財源の確保と効率的な財政運営

## 第5節 広域行政の推進

- (1) 構成市町村の連携
- (2) 事業の共同処理の推進と体制強化
- (3) 負担の適正化と  
広域行政のあり方の検討



# 第1節 広報広聴の充実

基本計画

## 現況と課題

市民のニーズや考え方はますます多様化しており、インターネットなど広報紙以外の媒体を利用した情報の提供や電子メールなどの新しい手段により、市民の声が寄せられる機会が増えています。

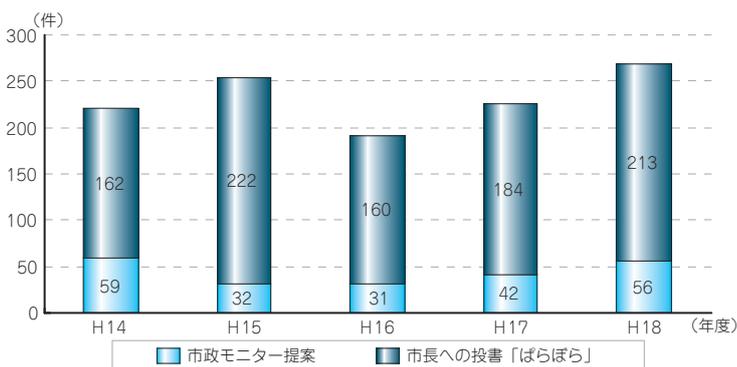
「広報しぶかわ」は、わかりやすさを基本に、市民にとって有意義で優先度の高い情報を整理して掲載しています。「広報しぶかわ」の発行をはじめとした広報活動は、市の現況動向や地域の実態についての理解と、まちづくりへの参加を促すための取り組みの一つとして、ますます重要となっています。

また、市民の意見を求めるための広聴活動としては、手紙などの紙媒体や対話集会などにおける直接的な意見といった、従来からの広聴手段により行われています。

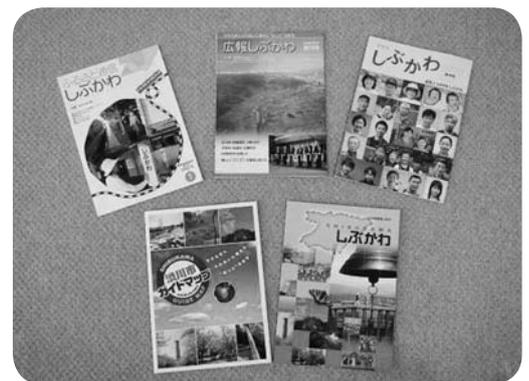
今後は、情報提供の手段として、市民にとって有益でわかりやすい広報紙のあり方についての研究や、インターネットをはじめとした新しい媒体による広報広聴手段の活用が必要です。

また、市民参画のまちづくりを進めるためには、新たに市民の声を市政へ反映する手段や方法についての検討が必要です。

市政モニター提案と市長への投書件数の推移



資料：秘書広報課



市からの広報刊行物

効率的な  
行政運営

# 基本方針

市政情報を、適切な時期に適切な内容で市民に提供する広報活動を充実するとともに、市民の声を市政に反映する広聴機会の拡大を行います。

## 施策の展開

### (1) 広報活動の充実

市民に行政や地域の情報を迅速にわかりやすく伝え、また、本市出身の県外在住者にふるさとの情報を提供するため、「広報しぶかわ」や「ふるさと通信しぶかわ」などの紙媒体を駆使した情報の提供を行います。

また、紙面構成などを定期的に見直すとともに、評価手法を検討し、紙面づくりの向上を図り適切な情報提供を行います。

さらに、広報紙との連携を図りながら、見たい時に見られるホームページの利便性や即時性を持ち、多くの情報の掲載が可能なインターネットなどの各種媒体の特性を活かした広報活動を充実します。

### (2) 広聴活動の充実

市民ニーズの多様化などを踏まえ、男女や年齢層、市域全体の参加などを考慮しながら市民各層をくまなく対象にして、直接聴取する広聴機会や電子メールなどの新しい手段による市民の声の聴取に対応できるよう、広聴機会の拡大を行います。

## 第2節 情報公開の推進・個人情報保護の推進

基本計画

### 現況と課題

市民の市政への関心の高まりに伴い、市民参加による市政運営がますます重要となってきていることから、市民が必要とする市政に関する情報\*1を公開し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

本市では、市民が主役の開かれた市政の実現に向けて、「渋川市情報公開条例」を制定し、指針を設けるとともに市民の代表による審査会を設けて、適正な公開に努めています。また、情報の利用や公開請求などに関しても適正な管理に努めています。また、毎年庁内組織におけるその成果を取りまとめ、公表を行っています。個人情報を尊重し行政文書を公開するとともに、情報公開をより適正に行っていくため、文書の整理と保管について、マニュアルを定めこれに基づき円滑な実施を行っています。今後さらに、透明性の高い行政の運営を進める一方で、情報公開請求に速やかな対応ができるよう、効率的な文書整理方法を研究していく必要があります。

個人情報の保護の重要性、必要性が高まり、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、行政においても市民の基本的な人権の確保やプライバシーの保護など以前にも増して厳格に取り扱う必要があります。

このことから、基本的人権の擁護と公正で開かれた市政運営の確保に向けて、本市においては、「渋川市個人情報保護条例」を制定しています。市では、市民に関する法律に基づく各種の個人情報を保有しており、個人に関する情報の保護に細心の注意を払い、市民の代表による審査会を設けて、施策の総体的・一体的推進を図るための基本方針について意見を聴きながら、適正な運営に努めています。また、情報の目的外利用や開示請求などに関しても適正な管理に努めているところです。毎年庁内組織においてその成果を取りまとめ、公表を行っています。今後さらに、市民と市が個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めていく必要があります。

#### 情報公開件数の推移



資料：行政課



文書整理がされた書庫

#### 市民意識調査



- 市の政策や事業を明確にして情報公開すべき。
- 市の借金や税収、使いみちを見えやすくする。

効率的な  
行政運営

# 基本方針

市民と行政による協働体制の確立に向けて、公平・公正で透明性の高い行政を推進し、市民個人の権利利益を保護するため、情報公開と個人情報保護を推進します。

## 施策の展開

### (1) 情報公開の充実

市民と行政が協働し、市民が主役のまちづくりを推進していくため、各種行政情報を提供・共有し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。

また、行政情報の一元的な管理とマニュアルに沿った円滑な実施に向けての更新を行い、個人情報の保護に配慮しつつ透明性の高い、市民の市政への参加を図る開かれた市政を推進します。

### (2) 個人情報保護の推進

市民と行政が信頼感に支えられた関係を堅持し、個人の権利や利益の保護に努めるとともに、不当に侵害されることのないように防止する措置を国や県など関係機関とともに講じ、適正な情報の利用管理を推進します。

\*1 情報：市が市政のために作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録その他これらに類するものであって、市が管理しているものをいいます。

# 第3節 情報化の推進

基本計画

## 現況と課題

情報通信技術の急速な進展は、経済分野にとどまらず、市民の生活に大きな変革をもたらしています。インターネットを中心とした高度情報通信やそれに伴う環境を着実に継続的に推進させ、これを効果的に活用していくことが、本市の発展に必要不可欠です。

行政における情報化については、市民がいつでもどこからでも申請や届出ができる電子申請の推進により、総合的で体系的な電子自治体\*1の実現に努める必要があります。また、庁内の各種コンピュータシステムにおいては、災害、停電、コンピュータ犯罪などによるシステムの停止や個人情報保護に対する安全対策を講じていますが、今後も情報セキュリティ基本方針に基づいたセキュリティ対策を適格に実施していく必要があります。

地域における情報化については、インターネットなどを高速通信回線で利用できない地域があることから、全市域で光ファイバーなどの高速通信回線が利用できるよう整備を促進する必要があります。また、テレビアナログ放送が平成23年7月24日で終了し、地上デジタル放送\*2に完全移行します。このことから、デジタル放送移行に伴う新たな難視聴について対応する必要があります。



インターネット体験教室

### 市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- ITの進んだまちにするため、市民の誰もが情報化の恩恵を受けられるように民間事業者と行政、住民が協働して検討していきたい。

### 市民意識調査



- 各種手続の電子化
- インターネット環境の整備の促進

効率的な行政運営

# 基本方針

情報通信技術を積極的に活用した業務改革により、業務の効率化・迅速化を進めるとともに、行政情報をいつでも身近に活用できる電子自治体の構築を推進します。また、市民が等しくインターネットなどの情報通信技術の恩恵が受けられるよう、市民の情報活用能力<sup>\*3</sup>の向上に努め、本市の情報化を総合的に促進します。

## 施策の展開

### (1) 情報通信技術を活用した市民サービスの向上

市民からの各種行政手続きの電子化を推進するとともに、その利便性の向上を図るため、マルチペイメントシステム<sup>\*4</sup>などの導入について検討します。

また、地図情報や映像など、インターネット上での新たな情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図ります。

### (2) 情報通信技術を活用した行政運営の高度化・効率化の推進

「行政情報化推進計画」に基づき、各種業務情報のデータベース化を推進し、庁内業務の効率化を図るとともに、業務の効率性と費用対効果を十分考慮した情報システムの構築・運用を推進します。

### (3) 情報の安全性の確保

個人情報をはじめとする重要な情報が外部に漏れることのないよう、十分なセキュリティ対策を実施します。また、災害時などのシステム障害に対して直ちに業務を回復できるよう、各種システムの強化に努めます。

### (4) 市民の情報活用能力の開発支援

インターネットの閲覧や施設予約などのための公衆情報端末を公共施設に設置するとともに、情報活用についての学習機会を充実させ、市民全体の情報活用能力の向上とデジタルデバイド<sup>\*5</sup>の解消に努めます。

### (5) 情報通信格差の是正

全市域で光ファイバーなどによる高速通信回線でインターネットなどが利用できるよう、通信事業者による通信環境の整備を促進します。

また、全家庭で地上デジタル放送が受信できるよう、放送事業者などに要請し、テレビ中継所や共同受信施設の設置などによるテレビ難視聴の解消を図ります。

## 指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
各種申請の電子化	6 手続	50 手続
公共施設予約の電子化	3 施設	14 施設

\*1 電子自治体：高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどのオンラインで市民に提供できる自治体です。

\*2 地上デジタル放送：地上波のUHF帯を使用して開始された高画質・高音質なテレビ放送です。

\*3 情報活用能力：コンピュータなどの情報機器を操作する上で必要となる知識や能力のことです。

\*4 マルチペイメントシステム：電子決済など多様な方法での公共料金、手数料などの支払い方法です。

\*5 デジタルデバイド：情報技術を使いこなす人と使いこなせない人の間に生じる社会的格差のことです。

# 第4節 健全な行財政運営

基本計画

## 現況と課題

地方分権の進展、人口減少化、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体のあり方が大きく変わりつつあり、地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成と地方分権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。

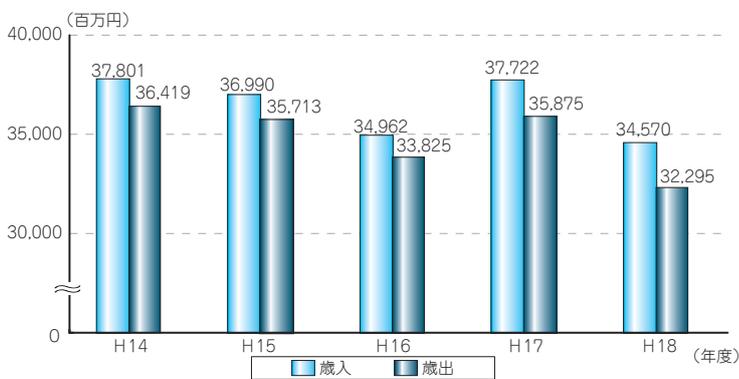
本市では、市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、合併によるスケールメリットを活かした、より効率的な行政事務の推進や市民ニーズへの柔軟で迅速な対応、類似した公共施設の有効活用など、「行政改革大綱」に基づき、様々な行政改革に取り組んでいます。

今後、厳しい財政状況のなか、国からの税源移譲や少子・高齢化に要する経費の増加などへの適切な対応とともに、税負担の公正確保を図っていく必要があります。

このため、施策の体系化や事業の再編、整理を進めるとともに、政策、施策、事務事業のそれぞれにおいて検証による進行管理を行い、適正な行政運営に努める必要があります。

また、新しい行政課題に対応することのできる、責任と権限が明らかな簡素でわかりやすい組織運営や分権型社会にふさわしい人材の育成に取り組むとともに、自主財源の確保に努めるなど、行財政全般にわたる改革を積極的に進め、計画的で透明な財政運営に取り組む必要があります。

### 歳入歳出決算額の推移



資料：地方財政状況調査表（決算統計）



市役所本庁舎

### 市民会議の提言



市民ができること

- 税などの無駄について「なくし隊」を募集し、無駄を発見し報告する。



行政ができること

- 各総合支所庁舎など、公共施設の空きスペースを有効利用してほしい。

### 市民意識調査



- 渋川市ならではの施策を検討してほしい。
- 行政改革をお願いしたい。
- 人口増対策など財源を増やす工夫が必要

効率的な行政運営

# 基本方針

行政改革を推進し、適正な定員管理のもと組織機構のスリム化を図り、健全な行財政運営に努めます。

## 施策の展開

### (1) 行政改革の推進

効率的で効果的な行財政運営を行うとともに、わかりやすくより満足度の高い市民サービスを提供できるよう、「行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進します。

### (2) 事務事業の見直しと公共施設の有効活用

PDCAサイクル\*1にそった施策評価と事務事業評価を行い、市民ニーズに適切に対応した事務事業の整理統廃合を進めるとともに、公共施設の運用については、複数の類似施設の適正配置や活用方法などを検討します。

### (3) 組織の活性化と定員管理の適正化

組織機構の継続的な見直しを行い、スリムな組織機構とするとともに、「人材育成基本計画」に基づき職員の能力開発や意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。また、「定員管理適正化計画」を踏まえ、可能な限り職員数の抑制を図り、定員管理の適正化を進めます。

### (4) 財源の確保と効率的な財政運営

市税の適正な課税と収納率の向上に努め、自主財源を確保するとともに、徹底した経費の節減に取り組み、重点化と選択による事業の実施により、効率的な財政運営を推進します。

## 指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市の職員数	955人	900人
市税徴収率	89.6%	全国平均徴収率
地方債残高 (普通会計)	317億5千53万円	30億円 (10%) の削減

\*1 PDCAサイクル：計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) を順に実施することで、実施後の評価を次の立案に常に活かしていくことです。

## 第5節 広域行政の推進

### 現況と課題

広域的な道路交通網の整備をはじめ、情報化の進展、生活様式の多様化などを背景に、市域を越えた広域的な生活圏域が形成されています。市だけでは対応が困難な行政課題や増大する広域行政ニーズに対応するため、事務事業などの広域的処理が求められています。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、昭和46年度に国の広域市町村圏構想の指定を受け、本市の合併構成6市町村と吉岡村（現吉岡町）、榛東村の8市町村で広域行政をスタートしました。その後、平成18年2月の市町村合併を経て、枠組みが変わることなく、本市と吉岡町、榛東村の3市町村により消防・救急、ごみ・し尿処理、臨海学校の運営など、13の事業を共同処理しています。

また、平成11年度に「介護保険法」に規定される要介護認定の審査判定を行うために、渋川地域介護認定審査会が共同設置されたのをはじめ、平成18年度には「障害者自立支援法」に規定される介護給付費などの支給に関する審査や判定を行うために、渋川地域自立支援審査会が共同設置され、それぞれ広域事業に取り組んでいます。

今後は、構成市町村との連携や機能分担を進めるとともに、広域行政の一層の推進、多様な地域連携を進める必要があります。

さらには、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度の事務を処理するため、県内すべての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が平成18年度に設立されたほか、県内消防体制の充実強化が図れるよう常備消防の広域化について検討が進められており、新たな時代の広域行政に対応した取り組みが必要とされます。



清掃センター



消防本部

# 基本方針

構成市町村間の連携を進めることにより、市民サービスの向上と新たな時代の広域行政のあり方について検討します。

## 施策の展開

### (1) 構成市町村の連携

構成市町村それぞれの自主性を尊重しつつ連携を進めるとともに、広域圏域の一体的な発展と、各市町村の個性ある地域づくりのため、広域行政の一層の充実と多様な地域連携を推進します。

### (2) 事業の共同処理の推進と体制強化

渋川地区広域市町村圏振興整備組合における、消防・救急、ごみ・し尿処理事業などの共同処理を積極的に推進するとともに、渋川地域介護認定審査会や渋川地域自立支援審査会についても、市民ニーズの多様化に対応するため、運営体制の強化を図ります。

### (3) 負担の適正化と広域行政のあり方の検討

広域行政の運営については、限られた財源のなかで計画的、重点的に事業を実施し経費の節減に努めることにより、負担の適正化を図ります。

また、新たな時代に対応した、広域行政のあり方について検討を進めます。



# 地区の特性を活かしたまちづくり

● 渋川地区

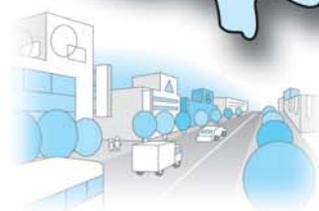
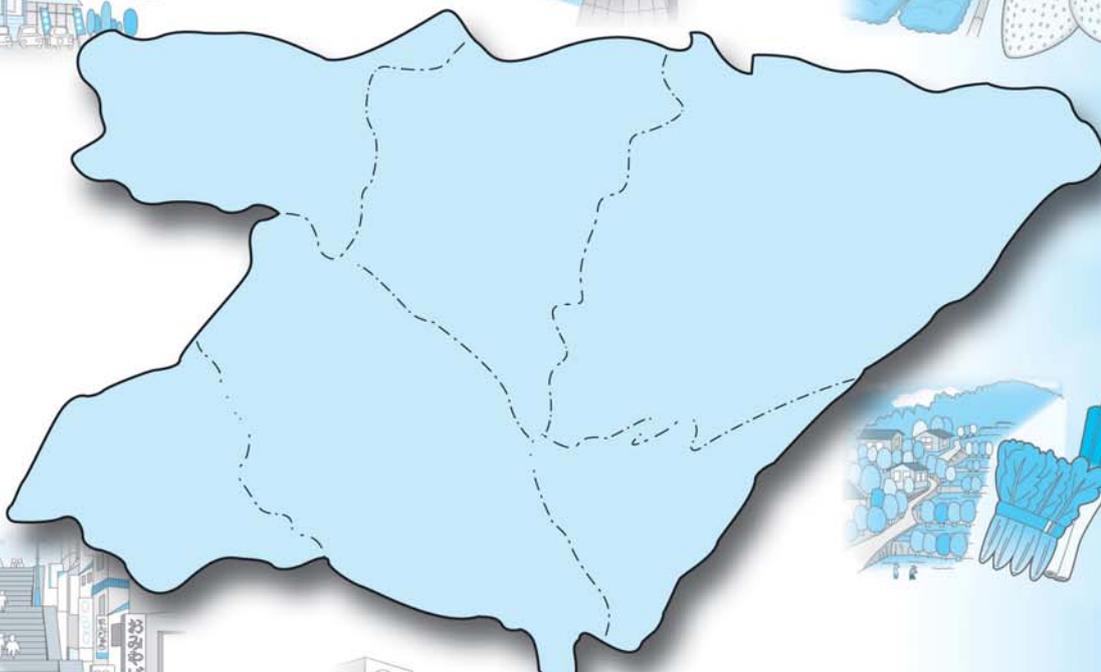
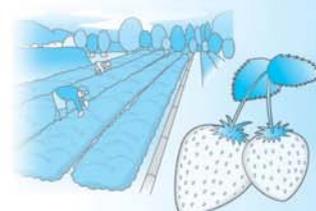
● 伊香保地区

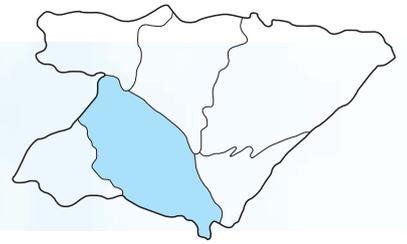
● 小野上地区

● 子持地区

● 赤城地区

● 北橋地区





## まちづくり方針

### 交通利便性と都市機能の集積を活かしたまちづくり

鉄道駅、渋川・伊香保インターチェンジによる交通利便性、工業や商業などの産業機能、公共施設や公益施設などの都市機能の集積を活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、榛名東麓に位置し、北を吾妻川、東を利根川に接しています。JR上越線と吾妻線が分岐し、各方面へのバスターミナルとなっているJR渋川駅や関越自動車道の渋川・伊香保インターチェンジをはじめ、国道17号など主要幹線道路が整備され、古くから交通の要衝として発展してきました。

本市の商業施設や公共施設などの都市機能が集積しており、製造品出荷額や小売販売額では、市の大半を占め、小売吸引力も高くなっているなど、市の様々な生活、生産活動を牽引しています。さらに、快適な都市環境を創出するためJR渋川駅前整備など都市基盤整備を進めてきました。



渋川・伊香保インターチェンジ



都市機能が集積した市街地

## 施策の展開

### (1) 都市拠点と地区拠点との連携を強化する道路や公共交通の充実

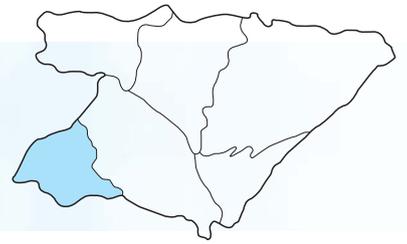
交通拠点性を活かし、他地区からの公共施設、公益施設、病院、商業施設などへのアクセス向上や充実のため、市内を一体化する道路ネットワークの形成やバス路線の見直し、効率的な運行体制などを検討します。

### (2) 交通利便性と商業施設や公共施設の集積を活かした滞留性の向上

JR渋川駅周辺の中心市街地について、商業活性化のための諸施策の推進や、多くの人々にとって暮らしやすく、にぎわいにあふれる中心市街地の活性化に向けた検討を進めます。

### (3) 住宅市街地の改善や整備などによる居住環境の向上

地区内の宅地利用の増進や、道路、公園などの都市基盤整備を一体的に進めるために、土地区画整理事業を推進します。



## まちづくり方針

### 伊香保温泉の知名度と集客力を活かしたまちづくり

榛名山麓に広がる豊かな自然と温泉資源に恵まれ、首都圏の奥座敷「いで湯のまち」としての歴史を有する温泉保養地の特色を活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、市の南西部にある榛名東麓に位置し、江戸時代から、「子宝の湯」、「婦人の湯」と呼ばれ、首都圏の奥座敷、「いで湯のまち」として、全国的にも知名度の高い温泉保養地です。多くの政財界人や文化人も訪れ、地区内には県内唯一の皇室の保養施設として利用された御用邸跡やハワイ公使別邸の建物などが現存しています。

平成18年度の観光客の年間入込数は176万人で本市の36%を占め、観光の中心となっています。なかでも、伊香保温泉の代名詞でもある石段街は、観光客の人気スポットとなっています。



伊香保露天風呂



伊香保温泉街

## 施策の展開

### (1) 観光拠点としての温泉街の活性化

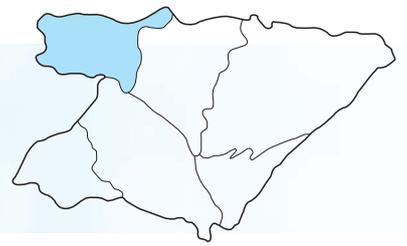
本市の観光振興を牽引する役割が期待される伊香保温泉について、既存施設の利便性の向上やサービスの充実などにより、観光地としてのイメージアップを進めます。

渋川・伊香保インターチェンジや赤城インターチェンジ、JR渋川駅からのアクセス網の充実や市内各地区を巡る観光ルートの充実など、観光客が回遊できる魅力ある観光地づくりを進めます。

### (2) 観光地にふさわしい魅力ある景観づくり

長い歴史と文化の中で育まれた伊香保の温泉街を中心として、景観に配慮した温泉街につながる道路の整備や、石段街の街並みの独特な景観の保全などを一体的に推進します。

# 小野上地区



基本計画

## まちづくり方針

### 交流拠点と地場産業を活かしたまちづくり

豊かな自然と温泉施設や道の駅、温泉駅などの交流拠点機能を活かし、地元の農産物や加工品販売などを通じて、観光と地場産業の連携した活力と憩いのあるまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、市の北西部にある小野子山南麓に位置し、南を流れる吾妻川に沿って国道353号とJR吾妻線が走っています。豊かな自然に恵まれて、ハイキング・登山コースなど自然に親しめる観光スポットとして多くの登山客が訪れています。

この地区に湧出する小野上温泉は、優れた泉質と効能を備え、JR吾妻線の駅に隣接して温泉施設が開設されており、県内外から多くの利用者が訪れています。また、道の駅では、主産業の農林生産物の販売を行い、温泉利用者や日常生活の拠点として利用されています。



村上（中尾地区）の棚田



SUNおのがみ

## 施策の展開

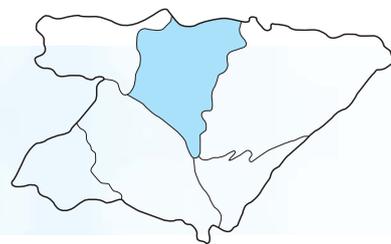
### (1) 小野子山南麓の豊かな自然の維持・保全

農林業などの生産基盤であり、また自然とふれあう観光資源でもある山林の保全に努め、憩いのあるふるさとづくりを進めます。

### (2) 温泉施設や道の駅などを活かした交流の拡大と地場産業の振興

鉄道駅、道の駅おのこのなどの施設や、温泉、ハイキングコースなどを有効に活用した交流拠点を形成し、地場産品の振興を図りながら交流人口の拡大を目指します。

地区の特性を活かしたまちづくり



## まちづくり方針

### 産業活力と自然や歴史資源を活かしたまちづくり

農業をはじめとした産業活力の増進とともに、自然や歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、市の北部にある子持山東南麓に位置し、東に利根川、南に吾妻川が流れています。国道17号、国道353号、主要地方道渋川下新田線が走っているなど幹線道路網の要衝にあります。

主産業は農業で総農家あたりの経営耕地面積は市内で最も高くなっています。また、国道353号バイパスの開通により大規模店舗の出店も見られ、産業の活力が高まっています。道の駅は、良質な地場産品を提供し、多くの利用客でにぎわっています。

また、国指定の黒井峯遺跡、市指定の白井城址、白井宿などの歴史的資源が多くあります。



国道353号バイパス沿いの商業地



子持山の獅子岩

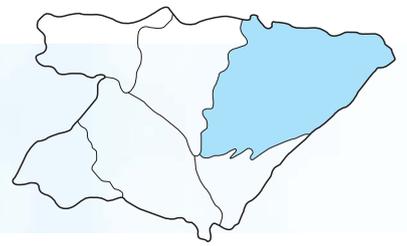
## 施策の展開

### (1) 幹線道路の立地を活かした産業活力の増進

野菜、工芸農作物など主産業の農業を維持するとともに、国道17号、国道353号両バイパスの立地条件を活かした産業活力の増進を促進します。

### (2) 既存資源を活かした観光振興による交流の拡大

幹線道路整備などによる交通の利便性や、道の駅こもちなどの施設、黒井峯遺跡、白井城址、白井宿などの歴史的資源を一体的に活用し、市内他地区とも連携した、観光振興と交流機能の充実を図ります。



## まちづくり方針

### 農業活力と交通利便性を活かしたまちづくり

赤城西麓土地改良事業などの農業基盤整備やイチゴなどの観光農業を推進するとともに、赤城インターチェンジによる交通利便性を活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、市の東部にある赤城山西麓に位置し、西を利根川が流れています。基幹産業は農業で、赤城西麓土地改良事業など農業生産基盤の整備が進められています。また、イチゴなどを主とした観光農園や農産物直売所があり、首都圏からも多くの観光客が訪れています。

JR上越線の2駅や関越自動車道の赤城インターチェンジが開設されており、交通利便性を有しています。



赤城西麓農地



赤城インターチェンジ

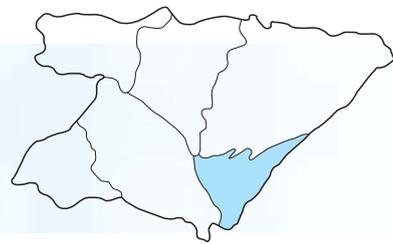
## 施策の展開

### (1) 農業生産基盤の充実

赤城西麓土地改良事業をはじめとした生産基盤整備を進めるとともに、農業の担い手の育成を強化し、農業の活性化を図ります。

### (2) 交通利便性を活かした農業振興と観光の連携強化

JR上越線の2駅や関越自動車道の赤城インターチェンジなどの交通利便性を活かし、農産物の効率的な流通を促し、イチゴなどを主とした観光農園や農産物直売所など、観光資源としても積極的に活用するなど、新たな農業振興を図ります。



## まちづくり方針

### 良好な住環境と高付加価値農業を活かしたまちづくり

良好な住環境を維持するとともに、収益性のある高付加価値農業などを活かしたまちづくりを進めます。

## 地区の特性

本地区は、市の東部にある赤城山西南麓に位置し、西に利根川が流れ、南は前橋市と接しています。そのため前橋市のベットタウン的な開発が見られ、宅地の割合や道路改良率は、渋川地区に次いで高く、下水道整備率においては、本市で最も高くなっています。また、住民自らが竹工芸の振興に取り組むなど、地域文化を育んでいます。

従来は養蚕、稲作中心の農業が主な産業でしたが、近年は都市近郊型農業として畜産、野菜、花きなど収益性の高い農業へと転換しつつあります。



愛宕山ふるさと公園



ほうれんそう畑と赤城山

## 施策の展開

### (1) 住環境の維持

自然環境と調和し、竹工芸を代表とする地域文化を取り入れたコミュニティ施設なども設置されている良好な住環境を維持します。

### (2) 高付加価値農業の推進

収益性の高い高付加価値農業を振興しながら、農業生産基盤整備の推進など、積極的な取り組みを展開し、観光資源としての活用を進めます。



# 総合計画の推進

---

1. 実施計画の策定
2. 施策の進行管理
3. 施策の横断的な連携
4. 国・県への要請
5. 代表的な主要事業



## 1. 実施計画の策定

基本計画に定められた各施策を着実に推進していくため、3か年を計画期間とする実施計画を策定し、毎年度、各事業の進捗状況や財政状況などを考慮しながら見直しを行います。

## 2. 施策の進行管理

### (1) 施策の指標

前期基本計画の最終年度である平成24年度を目標年度として設定した施策の指標については、毎年度実施する主要事業の庁内調整と併せて達成状況を把握し、進行管理に活用します。

### (2) 主要事業

施策の実現に向けて各主要事業が効率的かつ効果的に推進されているかを行政評価の視点から検証していくため、毎年度、主要事業の庁内調整と併せて事業評価を実施していきます。

また、施策評価を導入し、施策の進行管理を強化し、基本計画を着実に進めます。

## 3. 施策の横断的な連携

施策の推進にあたっては、本市の各施策を先導する重点プロジェクトを推進するとともに、定住人口の確保や、本市を取り巻く諸課題（少子高齢化や環境問題など）の解決に向けて、施策の横断的な取り組みを積極的に推進します。

## 4. 国・県などへの要請

総合計画の推進にあたり、国や県などの協力なしでは成しえない施策の実現にあたっては、本計画や分野別計画などに基づいて、国や県などに対し、その実現に向けて積極的に要請していきます。

## 5. 代表的な主要事業

代表的な主要事業は、各施策の推進にあたって中心的な役割を担う事業や重点プロジェクトを牽引する役割を担う事業、各地区の特性を活かした事業などで、各施策の主要事業の中から抽出し、施策の大綱に基づく8分野別に整理します。



# 代表的な主要事業

---

1. 道路・公共交通などの都市基盤整備
2. 自然環境の保全
3. 生活環境の充実
4. 健康・福祉の充実
5. 教育・文化・スポーツの振興
6. 産業の振興・活性化
7. コミュニティ・市民参加の充実
8. 効率的な行財政運営



# 1. 道路・公共交通などの都市基盤整備

※前期、後期の●印は、実施計画の有無

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 連携を強化する道路・橋りょうの整備	<b>国道17号前橋渋川バイパス建設事業</b> 国道17号前橋渋川バイパス（前橋市田口町～渋川市半田）の総延長5.7km建設促進のために運動を展開	●	●
	<b>(主) 高崎渋川線バイパス建設促進事業</b> （主）高崎渋川線バイパス（高崎市～渋川市）の総延長14.6km建設促進のために運動を展開	●	●
	<b>上信自動車道建設促進事業</b> 上信自動車道（渋川市～長野県東御市）の総延長80km建設促進のために運動を展開	●	●
	<b>(都) 渋川高崎線改良事業</b> （主）高崎渋川線バイパス起点から（都）金井新町高源地線までの間の道路改良	●	
	<b>橋りょう整備推進事業</b> 本市における将来のまちづくりを見据え、新たな視点に立った橋りょう整備の実現化に向けた事業推進	●	●
第2節 生活に身近な道路の整備	<b>市道（渋）三国線道路改良事業（有馬・行幸田地内）</b> 有馬・行幸田地内の市道の道路改良	●	●
	<b>市道（渋）辰巳町有馬線道路改良事業（有馬・行幸田地内）</b> 有馬・行幸田地内の市道の道路改良	●	
	<b>市道（渋）大日向線外1路線道路改良事業（金井大野地内）</b> 金井大野地内の（主）渋川松井田線（西群馬病院入口）～市道（伊）伊香保金井線（大日向住宅団地）の市道の道路改良	●	●
	<b>市道（渋）沼辺町田線外3路線道路改良事業（半田地内）</b> 平成21年度の国道17号前橋渋川バイパスの暫定開通に合わせて、半田地内の国道17号の西側市道を道路改良	●	●
	<b>伊香保地区外環道路整備事業</b> （主）渋川松井田線と市道（伊）湯中子川島線を結ぶ外環道路整備	●	●
	<b>市道（小）2号線道路改良事業</b> 国道353号と（主）渋川下新田線を結ぶ未着手となっている中間地点の道路改良	●	●
	<b>市道（子）111号線道路改良事業</b> 上白井地内（日出島地区）の桜の木跨線橋～日出島キャンプ場西の道路改良	●	●
	<b>(仮称) 市道（赤）打越線道路改良事業（見立地区）</b> 見立地区の土地改良事業により、道路用地として換地済の打越線の道路改良	●	●

代表的な  
主要事業

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第2節 生活に身近な道路の整備	<b>市道(北)八幡・愛宕線道路改良事業</b>	●	
	橋小学校地区と北橋中学校地区を結ぶ通勤・通学路、生活道路としての道路改良		
第3節 公共交通体系の確立	<b>乗合バス運行費補助事業</b>	●	●
	乗合バスを運行する業者に対して、バス運行推進のための補助金の交付		
第4節 良好な市街地の形成	<b>バス交通活性化推進事業</b>	●	●
	利用者の需要に即したバス路線の設定など、利便性を向上させ、潜在的需要を喚起するための施策の推進		
第4節 良好な市街地の形成	<b>まちづくり基本調査事業</b>	●	
	次期区画整理事業区域の検討を行うため、広い範囲での課題や政策方針を検討し、都市再生整備計画作成の基礎資料を作成		
第4節 良好な市街地の形成	<b>四ツ角周辺土地地区画整理事業</b>	●	●
	「ふるさと顔づくりモデル区画整理事業」の指定を受け、市民と連携し個性と魅力あるまちづくりを推進		

## 2. 自然環境の保全

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第1節 環境対策の推進	<b>環境基本計画事業</b> 渋川市環境基本条例に基づき、本市の良好で快適な環境の保全と創造のための環境基本計画策定と計画の推進	●	●
	<b>マイクロ水力発電施設建設事業</b> 上越新幹線中山トンネル湧水を利用した水力発電施設の建設による、公共施設への電力供給、余剰電力の売電	●	
第2節 ごみの減量化・再利用	<b>菜の花エコプロジェクト推進モデル事業</b> 油糧作物の栽培、搾油の食用油としての利用、廃食用油の回収によるリサイクル石鹼やバイオディーゼル燃料への再利用	●	●
	<b>じん芥車整備事業</b> じん芥収集業務車両の計画的な更新	●	●
	<b>じん芥処理事業</b> 一般廃棄物（可燃・不燃・粗大）のごみ収集運搬の業務委託	●	●
第3節 自然の保全と計画的な土地利用	<b>国土調査事業</b> 主に子持・赤城地区を対象とした事業の推進	●	●
	<b>都市計画区域・施設再編事業</b> 県から示されている「広域都市計画区域再編及び市町村合併に際した都市計画区域の再編指針」、「都市計画道路のガイドライン」に基づき推進	●	
	<b>都市計画マスタープラン策定事業</b> 都市計画区域・施設の再編後、「渋川市総合計画」と整合を図りながら都市計画マスタープランを策定	●	●
第4節 河川の保全・活用	<b>渋川地区平沢川河川環境整備事業</b> 地区の中心部を流れる都市河川（平沢川）を、親しみやすい河川とするための整備	●	●
	<b>清流祭り事業</b> 河川自然環境保全の推進に向けた、利根川へのヤマメ、アユの放流などの各種事業の実施	●	●

### 3. 生活環境の充実

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第1節 安定した水の供給	<b>水道台帳システム統合事業</b> 渋川・伊香保・子持・北橘地区の水道事業台帳システムの統合、小野上・赤城地区の簡易水道事業台帳システムの統合による、効率的な業務運営	●	
	<b>送配水管布設事業</b> 主に渋川・伊香保・小野上・子持地区のダクティル鑄鉄管の布設整備	●	●
	<b>老朽管布設替（石綿管更新）事業</b> 渋川・子持・赤城・北橘地区の強度が弱い石綿管をダクティル鑄鉄管に布設整備	●	●
	<b>既設鑄鉄管布設替事業</b> 主に渋川地区の耐用年数が経過した鑄鉄管をダクティル鑄鉄管に布設整備	●	●
第2節 汚水処理の充実	<b>流域関連公共下水道建設事業</b> 650haの事業認可を受け、事業期間の平成22年度までに管渠整備などを実施、全体計画の整備残415haについては、平成27年度を目標年次に整備	●	●
	<b>川島地区農業集落排水施設建設事業</b> 平成20年度から平成24年度まで管渠整備を実施、平成21年度に処理場の建設を実施、平成24年度の事業完了	●	
	<b>個別排水処理事業</b> 小野上・子持地区を中心に、申請のあった住民などの土地に浄化槽を市が設置・維持管理を行い、公共用水域の水質を保全	●	●
	<b>浄化槽設置整備事業</b> 公共下水道、農業集落排水などの集合処理や個別排水処理の汚水処理地区を除く地域について、設置費の一部に対して、補助金の交付を行い、公共用水域の水質を保全	●	●
第3節 消防力の強化	<b>消防ポンプ車購入事業</b> 老朽化した消防ポンプ車両の計画的な更新	●	●
	<b>防火水槽新設事業</b> 消防水利が不足している地域に計画的に防火水槽を新設	●	●
	<b>消防団運営事業</b> 地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っている消防団の運営のため、各分団などへの運営費の交付と消防団行事の実施	●	●
第4節 防災機能の強化	<b>防災行政無線デジタル化事業</b> 防災行政無線の統合整備、機器のデジタル化、周波数の統合による一体的な管理に向けた整備	●	
	<b>防災行政無線事業</b> 合併前に各市町村ごとに整備されていた防災行政無線施設の維持と管理委託	●	●
	<b>自主防災組織育成事業</b> 自主防災組織育成のため、消火器や防災機器を整備する自治会などの組織に対して補助金を交付	●	●

代表的な  
主要事業

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第5節 交通安全対策の推進	<b>交通安全施設整備事業</b> 防護柵、反射鏡、区画線、街路灯設置などによる、市民が安心して通行できる住環境の整備	●	●
	<b>交通指導員設置事業</b> 交通指導員の設置と園児の通園、学童の通学時の保護、誘導と駐車車両、放置物件など道路の不正使用者に対する指導の充実	●	●
第6節 定住環境の充実	<b>市営住宅改修事業</b> 入居者の利便性や快適な生活を確保するため、施設の老朽化を解消するための計画的な改修	●	●
	<b>市営住宅入沢団地バリアフリー化事業</b> 入沢団地1～5号棟と7～9号棟の1階住居のバリアフリー（段差解消）化による、高齢者・障害者などの利便性の向上		●
	<b>住宅マスタープラン策定事業</b> 住宅政策の柱となる住宅マスタープランの策定	●	
	<b>住宅団地造成事業</b> 小野上・赤城地区の住宅用地造成事業や遊休土地の活用などによる低価格の住宅用地の供給	●	●
第7節 市街地のバリアフリー化促進	<b>あんしん歩行エリア整備事業</b> エリア内の交通事故削減を目的にした、安全対策の実施	●	
第8節 防犯体制の整備・充実	<b>安全安心まちづくり推進事業</b> 「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づいた諸施策の推進	●	●
	<b>防犯灯設置及び維持管理事業</b> 防犯灯の設置・維持管理、自治会などによる単独設置の防犯灯の維持管理費補助	●	●
第9節 消費者生活の充実	<b>消費生活センター運営事業</b> 市民の消費生活の安定と向上を図るための啓発、情報提供と、訪問販売、欠陥商品、不正表示などに関する苦情への対応	●	●
第10節 公園の整備	<b>緑化重点地区総合整備事業</b> 緑化施策の重点的な推進	●	
	<b>都市公園改修事業</b> 老朽化した施設や遊具などの計画的な改修	●	●
	<b>渋川市総合公園整備事業</b> 総合公園内の老朽化した施設の整備・改修	●	●

## 4. 健康・福祉の充実

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 健康づくりの推進	<b>母子健康診査事業</b> 妊産婦健康管理事業や乳幼児健康診査事業と、妊産婦、乳幼児健康相談事業などの実施	●	●
	<b>生活習慣病予防健康診査事業</b> 各種がん検診、健康教育・相談事業の実施と生活習慣病予防のための受診勧奨や保健指導の実施	●	●
	<b>疾病予防対策事業</b> 予防接種と結核健康診断の実施による疾病の早期発見と感染予防、早期治療の実現	●	●
	<b>保健センター運営事業</b> 各地区の健康診査や検診、健康教育・相談の拠点である保健センターの維持管理	●	●
	<b>渋川総合病院整備事業</b> 計画的な医療機器や施設整備による医療の高度化に対応した質の高い医療の提供	●	●
第2節 医療体制の充実	<b>渋川総合病院医師・看護師確保対策事業</b> 医師・看護師数の確保による地域の中核病院としての医療体制の充実	●	●
	<b>生活保護費給付事業</b> 非保護世帯の自立や更正のための適正な扶助費の給付	●	●
第3節 地域福祉の充実	<b>民生委員児童委員協議会活動事業</b> 民生委員児童委員活動への助成による地域福祉の向上の促進	●	●
	<b>元気すくすく子育て支援事業</b> 公立・民間保育所を活用し、育児不安などについての相談指導や子育てサークルの育成支援、未就園児への園庭解放などを積極的に実施	●	●
第4節 子育て環境の充実	<b>民間保育所施設整備補助事業</b> 民間保育所が実施する施設整備に対する補助金の交付	●	
	<b>民間保育所運営事業</b> 家庭での保育に欠ける乳幼児に対する保育の実施による乳幼児の福祉の向上	●	●
	<b>子ども医療費助成事業</b> 子どもを育てやすい環境整備の一環として、養育者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児などの医療費自己負担額を助成	●	●
	<b>学童保育対策事業</b> 留守家庭児童に、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成活動を行う放課後児童クラブへの支援	●	●

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第5節 高齢者福祉の充実	<b>高齢者保健福祉計画策定事業</b> 高齢者の保健福祉の向上と介護保険事業計画の円滑な推進のため、平成21年度を始期とする新たな計画の策定	●	
	<b>更正援護事業</b> 居宅において養護を受けることが困難な、65歳以上の高齢者の養護老人ホームへの入所委託	●	●
	<b>地域包括支援センター運営事業</b> 地域における高齢者支援のための組織として、地域包括支援センターを設置し、高齢者ケア体制を整備	●	●
	<b>ひとり暮らし高齢者支援事業</b> ひとり暮らし高齢者の日常生活の支援や保養事業の実施による在宅福祉の増進	●	●
第6節 障害者（児）福祉の充実	<b>障害者（児）医療費助成事業</b> 障害者（児）養育者の経済的負担の軽減を図るため、障害者（児）の医療費自己負担額を助成	●	●
	<b>障害者地域生活支援事業</b> 障害者の相談事業、日常生活用具の給付などによる地域生活の支援	●	●
	<b>障害者自立支援事業</b> 障害者のホームヘルプサービス、短期入所、補装具給付などによる自立の支援	●	●
第7節 介護保険の充実	<b>特定高齢者把握事業</b> 要介護・要支援状態に至るリスクが高い特定高齢者の把握による介護予防などの推進	●	●
	<b>介護保険調査認定事業</b> 資格管理、認定申請受付、認定調査、審査会への判定結果通知、保険給付管理、受給者台帳管理などの広域町村との連携による実施	●	●
第8節 国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進	<b>保健衛生普及事業</b> 国民健康保険加入者の健康の保持・増進のための各種保健事業の実施	●	●
	<b>特定健診・特定保健指導事業</b> 生活習慣病に着目した、健康診査や保健指導の実施と健診などの受診率向上により、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者などの減少率の目標達成に向けた事業推進	●	●
	<b>赤城診療所運営事業</b> 地域医療の確保、市民の健康の保持増進を図るとともに、今後の診療所のあり方を検討	●	●

## 5. 教育・文化・スポーツの振興

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 幼児教育・学校教育の充実	<b>小・中学校情操教育充実事業</b> 金管バンドや吹奏楽の演奏技術の一層の向上を図るための楽器の修理・更新・補充	●	●
	<b>小・中学校図書館図書整備充実事業</b> 各学校の児童・生徒数に合わせた図書と施設の計画的整備と充実	●	●
	<b>小・中学校学力向上推進事業</b> 学習指導要領の趣旨を受けた、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成と、基礎的・基本的な内容の指導の徹底、教科書や副読本を用いた個性を生かす教育の充実	●	●
第2節 幼児教育・学校教育施設の充実	<b>小・中学校耐震補強事業</b> 昭和56年以前に建築された校舎、屋内運動場について、耐震診断の実施結果を踏まえ、必要に応じ計画的に補強工事を実施	●	
	<b>小・中学校大規模改造事業</b> 建築後20年を経過した建物について、外壁、内装、付帯設備の改修を計画的に実施、耐震補強工事が必要な建物については、改修工事と同時に実施	●	●
	<b>小・中学校教育用コンピュータ更新事業</b> 教育用コンピュータなどを積極的に活用した教育を推進するとともに、情報モラルの育成をするため、小・中学校に各42台のコンピュータを計画的に更新	●	●
	<b>幼稚園園舎建設事業</b> 北橋幼稚園、渋川幼稚園について、改築工事を実施	●	
	<b>学校給食共同調理場整備事業</b> 学校給食共同調理場施設の老朽化に対応した、再編整備の推進	●	
第4節 生涯学習の充実	<b>公民館活動推進事業</b> 公民館活動の推進と地域づくりや生涯学習活動の推進を支援	●	●
	<b>図書館電算化推進事業</b> 図書館と公民館図書室などとのネットワーク化による利用者サービスの充実	●	●
	<b>図書館資料購入事業</b> 市民の多様化、高度化する学習活動の支援のための図書資料などの計画的な購入	●	●
	<b>公民館施設等改修事業</b> 老朽化している施設の維持管理と計画的な施設・設備の改修	●	●
第5節 地域文化の振興	<b>文化財センター建設事業</b> 埋蔵文化財出土品、民俗有形文化財、民具類、公文書、古文書などの文化財の保管・活用・整理のための施設整備		●

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第5節 地域文化の振興	<b>市民会館施設設備改修事業</b> 市民会館の施設・設備などの改修を計画的に実施		●
	<b>市民文化祭実施事業</b> 市民の芸術文化活動の成果の紹介と市民参加による市民芸術文化活動の向上と振興	●	●
	<b>美術館運営事業</b> 市営の美術館として、桑原巨守の彫刻などを展示する常設展示室と市民ギャラリー兼企画展示室を活用した、市民の芸術文化の向上のための様々な活動の実施	●	●
第6節 スポーツ・レクリエーションの振興	<b>総合型地域スポーツクラブ活動支援事業</b> 生涯スポーツ社会の実現に向け、地域の誰もが希望する種目を自由に選択し、指導者のもとにスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブの活動支援	●	●
	<b>市民プール改修事業</b> 老朽化が著しいプール内の塗装などの施設の改修	●	
	<b>武道館冷暖房設備設置事業</b> 利用者が多い第1・2武道場への冷暖房設備の整備		●

## 6. 産業の振興・活性化

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 農林業の振興	<b>農業農村応援事業</b> 地域の創意工夫や自立性を活かした取り組みに対する担い手、産地強化や農村振興面からの総合的支援	●	●
	<b>小規模土地改良事業</b> 農業の生産性の向上と、農村地域での生活環境の改善や活性化を促すための、小規模の土地改良事業の実施	●	●
	<b>団体営土地改良事業</b> 農業の生産性の向上と、農村地域での生活環境の改善や活性化を促すための、規模の大きい団体営の土地改良事業の実施	●	●
	<b>農道整備事業</b> 集落と集落、農地と農業施設を結び、農業生産や流通の合理化、農業振興、生活環境の改善を図るための農道整備	●	●
	<b>赤城西麓土地改良事業</b> 赤城山の北面から南面に展開する丘陵地帯の農地面積2,400haの農業用水を確保し、安定的な供給を図ることを目的として、農業基盤の総合的な整備を実施	●	●
	<b>林道整備事業</b> 森林の管理や林産物の運搬など、林業経営を有効に発揮させるために、計画的に林道を改良・舗装整備	●	●
	第2節 工業の振興	<b>工場設置奨励事業</b> 工場立地法などの環境規制に配慮し、進出した企業に対し工場設置奨励金の交付による企業誘致の推進	●
<b>優良企業誘致促進事業</b> 企業団地や工業適地などへの優良企業誘致の推進		●	●
第3節 商業の振興	<b>元気な中心市街地・賑わい創造事業</b> 中心市街地の活性化と、賑わい創造に向けた取り組みの積極的な実施、野外彫刻の設置による中心市街地の魅力の向上と都市観光の推進	●	●
第4節 観光資源の連携強化	<b>伊香保温泉再生事業</b> 温泉の確保・供給、石段街周辺の情緒を活かした景観の整備、交通利便性の向上などの取り組みによる「人々に愛され続ける石段の温泉まち」の推進	●	●
	<b>観光宣伝事業</b> 誘客の増進を図るとともにメディアへの広告掲載によるPR、各種観光イベントの運営や宣伝活動を実施	●	●
	<b>日本一安全で安心な温泉地づくり事業</b> 伊香保温泉のホテルや旅館に対する自動体外式除細動器(AED)の設置助成	●	●
第5節 新たな観光資源の開発	<b>子持山若人のみち整備事業</b> 駐車場までの道路改良の実施による登山者の利便性の確保と周辺観光施設などの集客力の向上	●	●

施 策	主 要 事 業 名	前期	後期
	事 業 概 要		
第5節 新たな観光資源の開発	<b>祭り・イベント実施事業</b> 本市の観光地としての魅力を高め、地域の一体感の醸成を図るための各地域の祭りや観光イベントの一層の充実（渋川へそまつり、伊香保ハワイアンフェスティバル、小野上温泉まつり、子持白井宿八重ざくら祭りなど）	●	●
	<b>花づくり事業</b> 子持地区における、美しい地域づくりを通じた観光客との交流促進を図り、活力にあふれ住み良い地域づくりを推進	●	●
	<b>グリーンツーリズム推進対策事業</b> 地場産農産物を利用した観光農業の活性化のための、グリーンツーリズム推進基本計画を策定とグリーンツーリズムの総合的な推進・支援	●	●
第6節 勤労者対策の充実	<b>就業援助相談事業</b> 就労援助相談員による、内職情報の提供・収集を行い、女性の就労の機会を促進	●	●
	<b>勤労者生活資金融資事業</b> 勤労者の生活の安定を図るため、低金利で資金を融資	●	●
	<b>勤労福祉センター管理運営事業</b> 勤労者などの福祉の増進のための研修、交流の場としての勤労福祉センターの管理運営	●	●

## 7. コミュニティ・市民参加の充実

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 市民と行政との協働体制の確立	<b>コミュニティづくり助成事業</b> 各自治会などのコミュニティ活動を支援するため、コミュニティ活動助成金を交付	●	●
	<b>自治会連合会支援事業</b> 自治会連合会などへの活動支援を行うための交付金または補助金の交付	●	●
	<b>行政事務委託事業</b> 自治会長などを通じた市民への円滑な連絡などによる行政事務運営の推進	●	●
	<b>ボランティア・NPO支援事業</b> 情報の収集や提供とボランティア・NPO団体のリスト整備による活動支援の充実	●	●
	<b>都市交流推進事業</b> 都市間交流を通じた、協力関係の構築と行政事務の質の向上(全国へそのまち協議会、神津島村など)	●	●
第2節 交流連携の強化と国際交流の推進	<b>国際交流推進事業</b> 国際化に対応したまちづくりの推進のため、渋川市国際交流協会に対する支援と国際友好・姉妹都市との交流の推進(国際友好・姉妹都市：オーストラリア ローガン市、イタリア フォリーニョ市・アパノテルメ市、アメリカ ハワイ郡)	●	●
	<b>中学生海外派遣事業</b> 本市中学生をオーストラリア ローガン市、ニュージーランド ファカタネ市、アメリカ ハワイ郡に派遣し、豊かな国際感覚を身につけた人材を育成	●	●
	<b>男女共同参画推進事業</b> 男女が共に家庭、地域、社会のあらゆる分野で責任を担い、個人の人権を尊重することのできる社会構築を目指して各種事業を実施	●	●
第4節 人権意識の向上・平和な社会の推進	<b>人権教育推進事業</b> 家庭教育への支援、人権に関する多様な学習機会の提供、人権尊重ポスターや標語の募集	●	●
	<b>市民平和運動推進事業</b> 小・中学校の児童・生徒などを対象にした作文・ポスターの募集や平和推進団体などへの支援、核兵器と戦争のない平和な社会の実現に向けた啓発活動の推進	●	●

## 8. 効率的な行財政運営

施策	主要事業名	前期	後期
	事業概要		
第1節 広報広聴の充実	<b>「広報しぶかわ」発行事業</b> 毎月1日・15日の2回広報紙の発行	●	●
	<b>「ふるさと通信しぶかわ」発行事業</b> 県外在住の本市出身者を対象に、年2回しぶかわの魅力や最新情報を冊子により提供	●	●
第2節 情報公開の推進・個人情報保護の推進	<b>文書管理事業</b> 文書の保存方法、保存年限などの一元化に向けた方針の策定と情報公開に対応できる文書管理の実施	●	●
第3節 情報化の推進	<b>地理情報システム整備統合事業</b> 地理情報システム（GIS）導入による庁内地図情報の共有化による、業務の効率化の推進	●	●
	<b>情報システム運用事業</b> 電算業務システムを運用するためのサーバーとクライアントの保守管理や情報ネットワーク環境の整備を実施	●	●
	<b>地上デジタルテレビ放送対策事業</b> 平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への完全移行に対応するため、難視聴地区の調査、市民アンケートなどを実施	●	●
第4節 健全な行財政運営	<b>行政改革推進事業</b> 行政改革大綱と実施計画である集中改革プランに基づき、行政改革を推進	●	●
	<b>行政評価推進事業</b> 質の高い行政を目指すため、行政評価手法による効率的な行政運営の推進	●	●
	<b>職員研修事業</b> 人材育成基本計画に基づき、新たな行政課題に的確に対応できる職員の育成	●	●
	<b>市税収納率向上対策事業</b> 納付窓口の拡大と徴収体制の強化	●	●



# 資料編

---



# 渋川市総合計画策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく総合計画を策定するため、渋川市総合計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の事項の策定及び調整にあたり、市長に報告する。

- (1) 基本構想について
- (2) 基本計画について
- (3) 実施計画について

## (組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長及び教育長
- (2) 市長部局の部長及び渋川総合病院院長
- (3) 教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計部長
- (4) 総合支所長
- (5) その他市長が必要と認める者

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長が、副委員長は他の副市長及び教育長がこれにあたる。

## (職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、課長またはその他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

## (調整会議)

第6条 総合計画の策定にあたり、複数の専門委員会にまたがる重要事項を調整するため、策定委員会に調整会議を置く。

2 調整会議は必要に応じて開催し、企画部長、総務部長、関係する専門委員会の委員長及び副委員長、並びに関係する部課長をもって組織し、座長は企画部長が、副座長は総務部長がこれにあたる。

3 調整会議は、座長が必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (専門委員会)

第7条 総合計画案を調整し、かつ、そのとりまとめ等の事務を円滑に推進するため、策定委員会に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

3 専門委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 都市基盤整備専門委員会
- (2) 自然環境専門委員会
- (3) くらし安全専門委員会
- (4) 健康福祉専門委員会
- (5) 教育文化専門委員会
- (6) 産業専門委員会
- (7) コミュニティ専門委員会
- (8) 行財政運営専門委員会

4 専門委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置き、策定委員会の委員長がこれらを指名する。

### (専門委員会の会議)

第8条 専門委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 専門委員会の委員が会議に出席できない場合は、その他の職員であっても出席できるものとする。

4 委員長は、必要と認めるその他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、企画部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局長は企画課長が、事務局次長は地域政策課長がこれにあたる。

### (任期)

第10条 策定委員会の各委員の任期は、当該総合計画の策定事務の全てが終了したときとする。

### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、策定委員会で定める。

# 澁川市総合計画策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎副市長	13	会計部長
2	○副市長	14	教育部長
3	○教育長	15	議会事務局長
4	澁川総合病院院長	16	監査委員事務局長
5	総務部長	17	伊香保総合支所長
6	企画部長	18	小野上総合支所長
7	市民部長	19	子持総合支所長
8	保健福祉部長	20	赤城総合支所長
9	経済部長	21	北橋総合支所長
10	建設部長	22	経済部副部長
11	水道部長	23	建設部副部長
12	澁川総合病院事務部長	24	教育部副部長

資料編

# 澁川市総合計画 専門委員会委員名簿

## 1. 都市基盤整備専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎建設部長	10	伊香保総合支所まちづくり対策室次長
2	市民生活課長	11	小野上総合支所副支所長
3	農林課長	12	小野上総合支所経済建設課長
4	○土木管理課長	13	子持総合支所副支所長
5	建築住宅課長	14	子持総合支所経済建設課長
6	都市計画課長	15	赤城総合支所副支所長
7	区画整理課長	16	赤城総合支所経済建設課長
8	伊香保総合支所副支所長兼まちづくり対策室長	17	北橋総合支所副支所長
9	伊香保総合支所経済建設課長	18	北橋総合支所経済建設課長

## 2. 自然環境専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎市民部長	9	小野上総合支所市民福祉課長
2	○環境課長	10	子持総合支所副支所長
3	農林課長	11	子持総合支所市民福祉課長
4	土木管理課長	12	赤城総合支所副支所長
5	都市計画課長	13	赤城総合支所市民福祉課長
6	伊香保総合支所副支所長	14	北橋総合支所副支所長
7	伊香保総合支所市民福祉課長	15	北橋総合支所市民福祉課長
8	小野上総合支所副支所長		

### 3. 暮らし安全専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎水道部長	11	伊香保総合支所副支所長
2	行政課長	12	伊香保総合支所経済建設課長
3	企画課長	13	小野上総合支所副支所長
4	市民生活課長	14	小野上総合支所経済建設課長
5	土木管理課長	15	子持総合支所副支所長
6	建築住宅課長	16	子持総合支所経済建設課長
7	都市計画課長	17	赤城総合支所副支所長
8	○水道課長	18	赤城総合支所経済建設課長
9	浄水管理センター所長	19	北橋総合支所副支所長
10	下水道課長	20	北橋総合支所経済建設課長

### 4. 健康福祉専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎保健福祉部長	11	伊香保総合支所市民福祉課長
2	○渋川総合病院事務部長	12	小野上総合支所副支所長
3	市民課長	13	小野上総合支所市民福祉課長
4	社会福祉課長	14	子持総合支所副支所長
5	第二保育所参事	15	子持総合支所市民福祉課長
6	高齢対策課長	16	赤城総合支所副支所長
7	健康管理課長	17	赤城総合支所市民福祉課長
8	渋川総合病院総務課長	18	北橋総合支所副支所長
9	渋川総合病院医事課長	19	北橋総合支所市民福祉課長
10	伊香保総合支所副支所長		

### 5. 教育文化専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎教育部長	12	渋川幼稚園長
2	企画課長	13	伊香保総合支所副支所長
3	○管理課長	14	伊香保総合支所生涯学習課長
4	学校教育課長	15	小野上総合支所副支所長
5	生涯学習課長	16	小野上総合支所生涯学習課長
6	体育課長	17	子持総合支所副支所長
7	文化財保護課長	18	子持総合支所生涯学習課長
8	図書館長	19	赤城総合支所副支所長
9	中央公民館長	20	赤城総合支所生涯学習課長
10	美術館長	21	北橋総合支所副支所長
11	学校給食共同調理場所長	22	北橋総合支所生涯学習課長

## 6. 産業専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎経済部長	11	小野上総合支所温泉事業開発課長
2	○農林課長	12	子持総合支所副支所長
3	商工振興課長	13	子持総合支所経済建設課長
4	観光課長	14	子持総合支所花と食のむらづくり対策室長
5	農業委員会事務局長	15	赤城総合支所副支所長
6	伊香保総合支所副支所長兼まちづくり対策室長	16	赤城総合支所経済建設課長
7	伊香保総合支所経済建設課長	17	赤城総合支所土地改良推進室長
8	伊香保総合支所まちづくり対策室次長	18	北橋総合支所副支所長
9	小野上総合支所副支所長	19	北橋総合支所経済建設課長
10	小野上総合支所経済建設課長		

## 7. コミュニティ専門委員会

◎委員長 ○副委員長

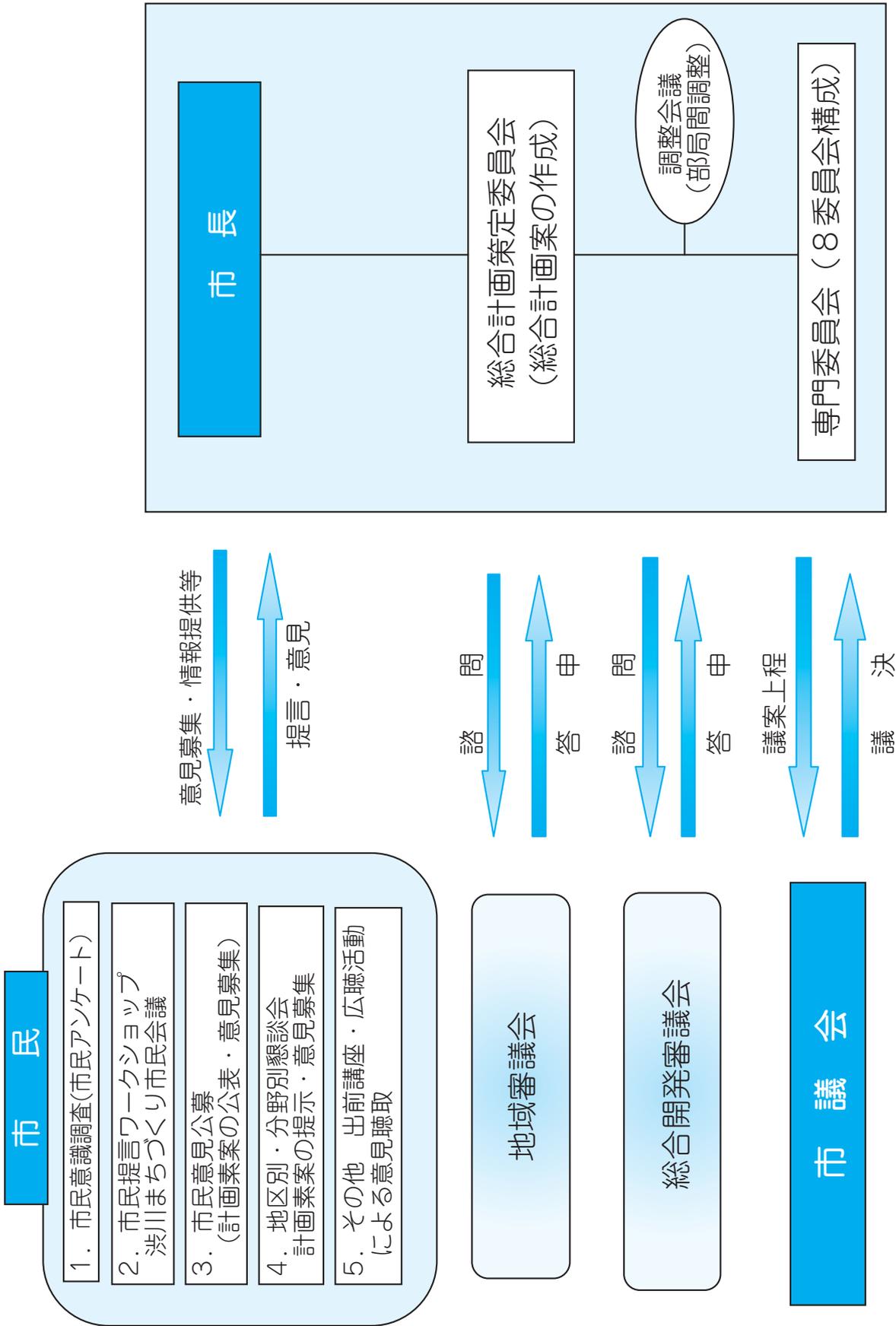
No.	職名	No.	職名
1	◎企画部長	9	小野上総合支所市民福祉課長
2	○企画課長	10	子持総合支所副支所長
3	地域政策課長	11	子持総合支所市民福祉課長
4	市民生活課長	12	赤城総合支所副支所長
5	生涯学習課長	13	赤城総合支所市民福祉課長
6	伊香保総合支所副支所長	14	北橋総合支所副支所長
7	伊香保総合支所市民福祉課長	15	北橋総合支所市民福祉課長
8	小野上総合支所副支所長		

## 8. 行財政運営専門委員会

◎委員長 ○副委員長

No.	職名	No.	職名
1	◎総務部長	14	納税課長
2	議会事務局長	15	秘書広報課長
3	監査委員会事務局長	16	企画課長
4	会計部長	17	情報管理課長
5	伊香保総合支所長	18	地域政策課長
6	小野上総合支所長	19	会計課長
7	子持総合支所長	20	議会事務局次長
8	赤城総合支所長	21	監査委員事務局次長
9	北橋総合支所長	22	伊香保総合支所総務課長
10	行政課長	23	小野上総合支所総務課長
11	職員課長	24	子持総合支所総務課長
12	○財政課長	25	赤城総合支所総務課長
13	税務課長	26	北橋総合支所総務課長

# 渋川市総合計画策定体制図



# 渋川市総合開発審議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として渋川市総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 審議会は、渋川市の総合開発及び総合計画に関し、市長の諮問に応じて調査し、及び審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 商工会議所及び商工会の役員
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第2項各号の委員でそれぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(顧問及び参与)

第7条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、審議会の推薦により、市長が委嘱する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市長が補助職員のなかから命ずる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画課において行う。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会で定める。

# 澁川市総合開発審議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長（敬称略）

任期：平成18年11月21日～平成20年11月20日

	委員名	所属等	備考
1	廣田 勝次	澁川市農業委員会	
2	○寺島 順一	澁川商工会議所	
3	高橋 太郎	澁川市四商工会	
4	◎浅見 雄一	澁川市行政区連絡協議会	
5	福島 丘泰	澁川青年会議所	
6	森 喜一	澁川地区医師会	
7	反町 英孝	連合群馬澁川地域協議会	
8	高橋 征子	澁川市くらしの会	
9	原崎 三千久	澁川市環境美化推進協議会	
10	萩原 重樹	澁川市民生委員児童委員	
11	天沼 義雄	澁川市老人クラブ連合会	
12	石坂 寛	澁川市体育協会	
13	角田 幸平	澁川市文化協会	
14	萩原 史雄 入澤 達也	澁川市小中学校PTA連絡協議会	任期：H18.11.21～H19.3.31 任期：H19.4.1～
15	萩原 勇	澁川地区地域審議会	
16	高橋 秀樹	伊香保地区地域審議会	
17	野村 哲男 小野 利治	小野上地区地域審議会	任期：H18.11.21～H19.4.30 任期：H19.5.1～
18	阿久津 貞司	子持地区地域審議会	
19	永井 良一	赤城地区地域審議会	
20	木村 栄一	北橋地区地域審議会	

# 地域審議会の組織等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、渋川市地域審議会条例（平成18年渋川市条例第18号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の事務)

第2条 審議会は、条例第4条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 市の基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 当該審議会が、条例第2条各号に定める区域（以下「対象区域」という。）に係る条例の制定改廃、規制地域の指定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるができる。

- (1) 予算編成の際の事業等に係る要望に関すること。
- (2) 公共施設の設置、管理運営等に関すること。
- (3) 福祉や環境衛生等の地区住民に直接関わること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(審議会の委員)

第3条 条例第5条第2項に定める委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 対象区域内の公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が必要と認める者

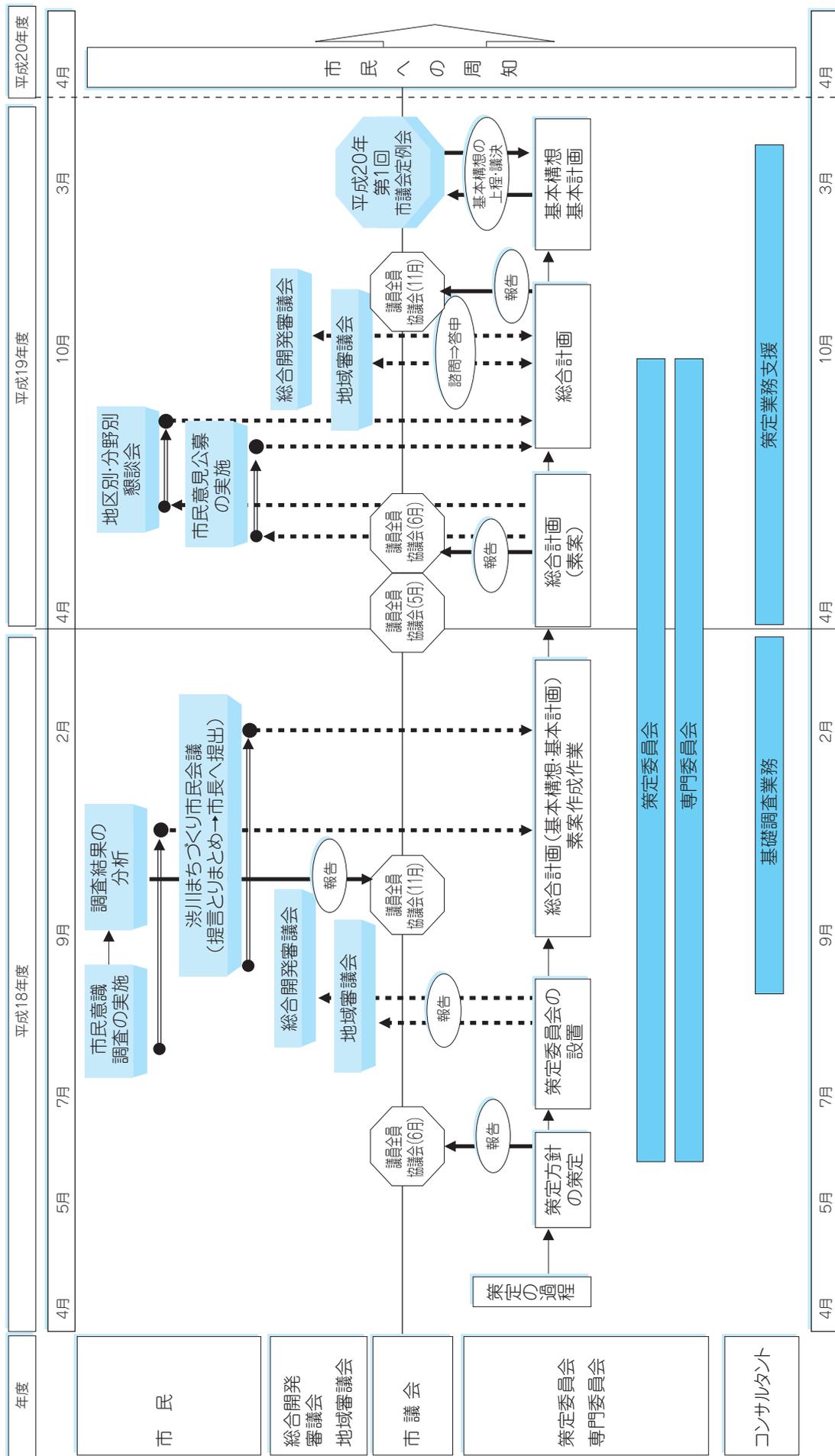
◎委員長 ○副委員長（敬称略）

	澁川地区	伊香保地区	小野上地区
1	浅見 雄一	千明 三右衛門	小野 晃
2	小野澤 健太郎	大森 隆博	佐藤 利雄
3	町田 久	福田 朋英	齊藤 るり子
4	◎萩原 勇	◎高橋 秀樹	野村 誠
5	奥泉 始	高橋 太郎	佐藤 友治
6	高柳 良江	清水 亮市	飯塚 恒雄
7	鳥山 サカ江	田中 修之	小野 和則
8	齋藤 隆義	松本 好司	飯塚 四郎
9	芝田 勝	飯野 晶子	今井 甲子男
10	石坂 寛	萩原 和政	佐藤 馨
11	森田 政樹	杉本 洋子	野村 克久
12	青木 正芳	大河原 清一	中沢 輝一
13	浅見 喜代	眞淵 智子	野村 隆
14	村上 守彦	○岡部 克己	飯塚 正憲
15	桜井 芳樹	工藤 正典	佐藤 守正
16	村山 輝吉	荒木 敬介	小野 こと
17	渡邊 有子	轟木 裕	外丸 幸次郎
18	仙田 一夫	村尾 隆史	◎小野 利治
19	○桑島 保男	宮本 金男	○野村 哲男
20	中澤 速雄	富澤 孝明	吉沢 哲弘

◎委員長 ○副委員長（敬称略）

	子持地区	赤城地区	北橘地区
1	○小野 宇三郎	池田 清	塩谷 博
2	小菅 源一	木暮 才一	今井 権一郎
3	横手 敏郎	須田 久美子	三田 善一郎
4	小菅 利雄	須田 とみ子	中村 亮典
5	後藤 哲也	狩野 美喜子	池田 一夫
6	金井 忠	狩野 重雄	青木 正樹
7	後藤 道好	宗村 武志	渡辺 宗美
8	亀井 勝男	角田 俊壽	飯酒盃 二郎
9	生方 大吉	大塚 孝	佐藤 実
10	後藤 邦夫	狩野 順子	田中 正男
11	齋藤 政幸	須田 健一	押江 榮三郎
12	木我 京三郎	岩崎 幸代	小池 彰子
13	井上 元栄	水出 守彦	今井 兼寛
14	原澤 富美子	池田 洋一	今井 登
15	船曳 甫	狩野 重雄	吉岡 好江
16	島村 恒夫	狩野 友義	田中 昭良
17	茂木 つる	◎永井 良一	◎木村 榮一
18	◎阿久津 貞司	○都丸 芳雄	塩谷 勝巳
19	信澤 明	田子 辰男	○今井 郁男
20	青木 忠	新井 正喜	

# 渋川市総合計画策定スケジュール



## 総合計画策定の経過

期 日	取 り 組 み の 経 過
平成18年 5月29日	●庁議 総合計画策定方針、策定委員会の設置について
6月 5日	●第1回総合計画策定委員会 専門委員会の構成、市民意見公募、総合計画業務等委託業者の選定、市民意識調査について
6月28日	●議員全員協議会 総合計画策定方針の報告について
7月11日 ～13日	●地域審議会 総合計画策定方針の報告
7月15日 ～31日	●市民意識調査実施 対象者数4,000人、回答者数1,579人、回答率39.5%
7月19日	●総合計画策定業務に係るプロポーザル方式による企画提案実施
7月20日	●第1回総合計画専門委員会（合同会議） 総合計画策定方針と策定委員会設置要綱について
8月 2日	●渋川市総合計画策定業務委託契約 契約期間：平成18年8月3日～平成20年3月15日
8月17日 ～9月 1日	●第2回総合計画専門委員会 施策の体系、基本計画「現況と課題」作成について
9月16日	●第1回渋川まちづくり市民会議 委嘱、自己紹介、代表・副代表の選出
10月10日 ・12日	●第3回総合計画専門委員会（合同会議） 市民意識調査結果（中間）報告、総合計画基本構想構成案について
10月18日	●第2回渋川まちづくり市民会議 渋川市の良い点（強み・特長）、良くない点（改善点・弱点）について
10月23日 ～27日	●第4回総合計画専門委員会 基本計画「現況と課題」協議、「基本方針」「施策の展開」作成の依頼、市民意識調査報告等について
11月 2日	●議員全員協議会 市民意識調査結果（中間）の報告について
11月15日	●第3回渋川まちづくり市民会議 10年後の渋川市について
11月16日 ・22日	●総合計画策定に伴う市長指示確認 基本構想策定について
11月21日	●総合開発審議会 総合計画策定方針、市民意識調査結果について
11月27日 ～12月 1日	●第5回総合計画専門委員会 市長指示概要、基本計画「基本方針」「施策の展開」協議、「指標」作成の依頼について

期 日	取 り 組 み の 経 過
平成18年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回渋川まちづくり市民会議 将来像の実現に向けたアクションプランの検討</li> </ul>
平成19年 1月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回渋川まちづくり市民会議 提言書内容の補足・修正、最終確認</li> </ul>
1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回総合計画策定委員会 基礎調査結果(中間)報告、基本構想検討の流れについて</li> </ul>
1月15日 ～19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回総合計画専門委員会 基本構想検討の流れ、基本計画「指標」協議</li> </ul>
1月30日 ・2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回総合計画専門委員会(合同会議) 基礎調査結果(中間)報告、基本計画「指標」について</li> </ul>
2月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局による施策担当課長との庁内調整 基本計画の確認</li> </ul>
2月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回渋川まちづくり市民会議 市長へ提言書提出と提言報告会</li> </ul>
2月19日 ～23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施策担当課長との庁内調整結果を各専門委員長へ報告 基本計画について</li> </ul>
2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回総合計画策定委員会 基本構想について</li> </ul>
4月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回総合計画策定委員会 基礎調査結果報告、基本構想について</li> </ul>
4月13日 ～19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第8回総合計画専門委員会 基本計画最終確認、渋川まちづくり市民会議からの提言に関わる市民意見などの検討、基本構想について</li> </ul>
4月19日 ～27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域審議会 市民意識調査結果の報告について</li> </ul>
5月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5回総合計画策定委員会 渋川市総合計画(素案)、基礎調査結果報告書概要版について</li> </ul>
5月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員全員協議会 基礎調査結果の報告について</li> </ul>
5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6回総合計画策定委員会 渋川市総合計画(素案)について</li> </ul>
6月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合開発審議会 渋川市総合計画(素案)の報告について</li> </ul>
6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員全員協議会 渋川市総合計画(素案)の報告について</li> </ul>
7月 2日 ～31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意見公募の実施 意見公募結果65件(個人3人、団体1団体)</li> </ul>
7月 3日 ～12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域審議会 渋川市総合計画(素案)の報告について</li> </ul>

期 日	取 り 組 み の 経 過
平成19年 7月13日 ～20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区別懇談会            渋川地区を4か所、伊香保、小野上、子持、赤城、北橋地区をそれぞれ1か所により開催（延べ333人参加）</li> </ul>
8月 7日 ～ 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●分野別懇談会            「福祉・医療・コミュニティ」、「教育・文化・スポーツ」、「農林」、「商工・労働・観光」の4分野により開催（76団体、181人参加）</li> </ul>
9月 7日 ～10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民意見公募結果の公表            市ホームページへ掲載、企画課と各総合支所にて閲覧</li> </ul>
10月15日 ～11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区別・分野別懇談会結果の公表            市ホームページへ掲載、企画課と各総合支所にて閲覧</li> </ul>
10月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第7回総合計画策定委員会            市民意見公募と地区別・分野別懇談会結果概要、主要事業などについて</li> </ul>
10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合開発審議会            渋川市総合計画について諮問</li> </ul>
10月18日 ～26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域審議会            渋川市総合計画基本構想及び基本計画について諮問</li> </ul>
10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合開発審議会            渋川市総合計画について答申</li> </ul>
10月30日 ～11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域審議会            渋川市総合計画基本構想及び基本計画について答申</li> </ul>
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議員全員協議会            渋川市総合計画の報告について            （市民意見公募と地区別・分野別懇談会結果概要、主要事業などについて報告）</li> </ul>
平成20年 3月 5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年第1回市議会定例会            渋川市総合計画基本構想議決</li> </ul>

# 策定経過

## 1. 総合計画策定委員会

期	日	概	要
平成18年	5月29日	《庁 議》	総合計画策定方針、策定委員会の設置について
	6月5日	《第1回》	専門委員会構成、市民意見公募、総合計画業務等委託業者の選定、市民意識調査結果について
平成19年	1月12日	《第2回》	基礎調査結果（中間）報告、基本構想検討の流れについて
	2月26日	《第3回》	基本構想について
	4月9日	《第4回》	基礎調査結果報告、基本構想について
	5月1日	《第5回》	渋川市総合計画（素案）、基礎調査結果報告（概要版）について
	5月21日	《第6回》	渋川市総合計画（素案）について
	10月9日	《第7回》	市民意見公募と地区別・分野別懇談会結果概要、主要事業、渋川市総合計画の諮問・答申などについて

## 2. 総合計画専門委員会

期	日	概	要
平成18年	7月20日	《第1回》（合同会議）	総合計画策定方針、策定委員会設置要綱、施策の体系、策定スケジュールについて
	8月17日 ～9月1日	《第2回》	施策の体系、基本計画「現況と課題」の作成について
	10月10日 ・12日	《第3回》（合同会議）	市民意識調査結果（中間）報告、基本構想構成案について
	10月23日 ～27日	《第4回》	市民意識調査結果最終報告、基礎調査（中間）報告、基本計画「現況と課題」協議、「基本方針」「施策の展開」作成の依頼について
	11月27日 ～12月1日	《第5回》	策定に関わる市長指示概要、基本計画「基本方針」「施策の展開」協議、「指標」作成の依頼について
平成19年	1月15日 ～19日	《第6回》	基本構想検討の流れ、基本計画「指標」協議
	1月30日 2月20日	《第7回》（合同会議）	基礎調査結果（中間）報告、基本計画「指標」について
	4月13日 ～19日	《第8回》	基本計画最終確認、渋川まちづくり市民会議からの提言に関わる市民意見などの検討、策定スケジュール、懇談会実施概要、基本構想について

### 3. 地域審議会

期	日	概 要
平成18年	7月11日 ～13日	総合計画策定方針の報告について
平成19年	4月19日 ～27日	市民意識調査結果報告について
	7月3日 ～12日	渋川市総合計画（素案）の報告について
	10月18日 ～26日	《諮問》各 地域審議会長へ渋川市総合計画基本構想及び基本計画について
	10月30日 ～11月5日	《答申》各 地域審議会長から市長へ渋川市総合計画基本構想及び基本計画について

### 4. 総合開発審議会

期	日	概 要
平成18年	11月21日	総合計画策定方針、市民意識調査結果報告について
平成19年	6月6日	渋川市総合計画（素案）報告について
	10月16日	《諮問》総合開発審議会長へ渋川市総合計画について
	10月26日	《答申》総合開発審議会長から市長へ渋川市総合計画について

### 5. 市 議 会

期	日	概 要
平成18年	6月28日	議員全員協議会へ総合計画策定方針の報告について
	11月2日	議員全員協議会へ市民意識調査結果（中間）の報告について
平成19年	5月11日	議員全員協議会へ基礎調査結果の報告について
	6月27日	議員全員協議会へ渋川市総合計画（素案）の報告について
	11月5日	議員全員協議会へ渋川市総合計画の報告について（市民意見公募と地区別・分野別懇談会結果概要、代表的な主要事業について報告）
平成20年	3月5日	平成20年第1回市議会定例会にて渋川市総合計画基本構想議決

# 市民参画

## 1. 市民意識調査

期	日	概	要
平成18年	7月15日 ~31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの基本となる「総合計画」の策定にあたり、市民が期待している市の将来像、まちづくりのあり方を探索するため、本市に居住する満18歳以上を対象とし、4,000人に実施</li> <li>・回答者数 1, 579人</li> <li>・回答率 39.5%</li> </ul>	

## 2. 渋川まちづくり市民会議

期	日	概	要
平成18年	9月16日	《第1回》 ・委嘱状の交付式 ・オリエンテーション ・メンバー自己紹介と抱負等 ・質疑・意見交換等 ・2回目以降の日程調整 代表・副代表・各分科会リーダー・サブリーダーの選出	
	10月18日	《第2回》 ・渋川市の良い点（強み・特長）、良くない点（改善点・弱点）について分野を問わず抽出し、本市の現況と課題を確認	
	11月15日	《第3回》 ・前回の現況と課題を分野別に整理し、分科会ごとに確認した後、10年後の渋川市（分野ごとの将来像）について検討	
	12月20日	《第4回》 ・10年後の渋川市（分野ごとの将来像）の検討補足 ・将来像の実現に向けたアクションプランの検討 抽出した取り組みについて、何が足りないか（人・物・仕組み） 誰が担っていけばよいか（市民・行政・市民と行政の協働）	
平成19年	1月7日	《第5回》 ・提言書内容の補足・修正、最終確認	
	2月15日	《第6回》 ・市長へ提言書提出と提言報告会	

### 3. 市民意見公募

期 日	概 要
平成19年 7月2日 ～31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋川市総合計画（素案）について、広く意見を聴取するため市ホームページ、本庁舎の市民ロビー、企画課と各総合支所において公表し意見公募</li> </ul> 《結果》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募の内訳 個人3人、団体1団体</li> <li>・ 意見件数 65件</li> </ul>
9月7日 ～10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意見公募結果について、市ホームページへ掲載、企画課と各総合支所にて閲覧</li> </ul>

### 4. 地区別懇談会

期 日	概 要
平成19年 7月13日 ～20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋川市総合計画(素案)について、渋川地区(渋川、金島、古巻、豊秋)、伊香保地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区の計9か所により懇談会を実施</li> </ul> 《結果》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総参加者数 333人</li> </ul>
10月15日 ～11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区別懇談会結果概要について、市ホームページへ掲載、企画課と各総合支所にて閲覧</li> </ul>

### 5. 分野別懇談会

期 日	概 要
平成19年 8月7日 ～9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋川市総合計画（素案）について、「福祉・医療・コミュニティ」、「教育・文化・スポーツ」、「農林」、「商工・労働・観光」の4分野により懇談会を実施</li> </ul> 《結果》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総参加団体数 76団体</li> <li>・ 総参加者数 181人</li> </ul>
10月15日 ～11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分野別懇談会結果概要について、市ホームページへ掲載、企画課と各総合支所にて閲覧</li> </ul>

# 渋川市総合計画

(平成20年4月発行)

発行 渋川市

編集 企画部企画課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL 0279-22-2111

URL <http://www.city.shibukawa.gunma.jp>

